

令和4年度 林野庁委託事業

「クリーンウッド」普及促進事業のうち
違法伐採関連情報の提供
(生産国における情報調査)

報告書

令和5年3月
林野庁

令和4年度 林野庁委託事業「クリーンウッド」普及促進事業のうち
違法伐採関連情報の提供（生産国における情報調査）
報告書

目次

1	事業概要	1
1-1	事業の目的	1
1-2	事業実施体制	1
1-3	実施内容	1
2	カナダ	3
2-1	BC州の木材生産・流通の特徴	3
2-1-1	木材産業の概要	3
2-1-2	関連する行政機関の概要	7
2-2	森林の伐採段階における法令等	11
2-2-1	法令等の概要及び運用状況	11
2-2-2	伐採に関する許認可制度の状況及び許可書等の法令に基づく書類の概要	12
2-2-3	伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件	23
2-3	木材の流通段階における法令等	25
2-3-1	法令等の概要及び運用状況	25
2-3-2	木材の流通・合法性の確保に関する法令	28
2-3-3	木材及び木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例	29
2-4	その他関連情報	33
2-4-1	森林認証の状況	33
2-4-2	違法伐採に関する関連情報	34
2-4-3	その他	36
2-5	付属資料	38
3	オーストリア	59
3-1	木材生産・流通の特徴	59
3-1-1	森林の概要	59
3-1-2	木材管理と木材防疫に係る行政組織の概要	66
3-2	森林の伐採段階における法令等	68
3-2-1	法令等の概要及び運用状況	68

3-2-2	伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要	70
3-2-3	伐採の合法性が確認できる書類の事例及びその発行条件.....	72
3-3	木材の流通段階における法令等.....	72
3-3-1	法令等の概要及び運用状況.....	72
3-3-2	木材の流通・合法性の確保に関する法令	73
3-3-3	木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例.....	74
3-4	その他の関連情報	76
3-4-1	森林認証制度の状況.....	76
3-4-2	違法伐採に関する関連情報.....	76
3-5	付属資料.....	77
4	関係法仮訳.....	87
4-1	カナダ連邦野生動植物保護及び国際・州間取引規制に関する法律 (WAPPRITTA)	87
4-2	オーストリア木材取引監視法 (HolzHÜG)	108

1 事業概要

1-1 事業の目的

平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が施行され、同年 11 月からは、同法に基づく木材関連事業者の登録が始まった。このような中、木材関連事業者が同法に基づく合法性の確認等を効率的に行うことができるよう、国は同法第 4 条に基づき、同年 5 月から情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開し、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供を行っている。本事業は、「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報の更新・拡充を行うとともに、掲載情報に関する事業者等からの問合せに対応することを目的とした。具体的には、①生産国における情報調査、②「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関するコンテンツ作成、③「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問合せへの対応を行った。本報告書は、①についてとりまとめた。

1-2 事業実施体制

本事業は、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）が受託し調査等を実施した。事業従事者は表 1.1 のとおりである。

表 1.1 事業従事者

氏名	所属・役職
山ノ下 麻木乃 (事業責任者)	生物多様性と森林領域 主ジョイント・プログラムディレクター
鮫島 弘光	生物多様性と森林領域 リサーチマネージャー
藤崎 泰治	生物多様性と森林領域 リサーチマネージャー
山下 一宏	生物多様性と森林領域 リサーチチャー
Henry Scheyvens	生物多様性と森林領域 シニアフェロー S
Federico López-Casero	生物多様性と森林領域 フェロー A
角島 小枝子	生物多様性と森林領域 アシスタント

1-3 実施内容

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、「クリーンウッド・ナビ」に掲載するための生産国・地域における情報収集を行った。

1) 調査対象国・地域

「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている国別情報を参考に、木材流通や関連法令に変化があった国・地域や我が国への輸入量が多い国・地域、違法伐採問題に関して重要な国・地域から、カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）とオーストリアの 2 か国を選定した。

2) 調査内容

調査内容は以下の通りである。

- (ア) 森林の伐採段階における法令等調査
 - 法令等の概要及び運用状況
 - 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要
 - 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件
- (イ) 木材の流通段階における法令等調査
 - 法令等の概要及び運用状況
 - 木材の流通・合法性の確保に関する法令
 - 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例
- (ウ) 木材生産・流通状況
 - 調査対象国の木材生産・流通の特徴
 - 森林認証システムの導入状況
 - 違法伐採に関する関連情報
- (エ) その他、調査対象国において個別に調査すべき事項

3) 調査方法

法令等の概要を文献調査により整理した上で、違法伐採問題への対応や木材産業の実情に精通している有識者等の助言を得ながら、フォーカルポイントを明らかにした上で現地調査を行った（オンラインによるヒアリング等を含む）。現地調査では、調査対象国・地域の行政機関、業界団体、企業、NGO等に対してヒアリング調査を実施した。現地調査は表1.2の日程で実施した。

表 1.2 現地調査日程

現地調査	期間
カナダ ブリティッシュ・コロンビア州	2022年11月19日～12月3日
オーストリア	2022年11月6日～11月16日

2 カナダ

カナダは連邦制をとっており、10州と3準州からなる。カナダの憲法は、公有地ならびにその立木および木材の管理・売却を州政府の権限であると定めている。各州政府は独自に森林に関する政策と法令を策定し、森林経営のための行政機関を設立している。カナダの森林経営や木材産業政策は州ごとに違いが見られる¹。

ブリティッシュ・コロンビア州（BC州）は、木材生産量が最も大きい州であり、カナダ全体の針葉樹の木材生産量の約40%を占める。また、日本向けカナダ産木材製品の75%以上を担っており、今後も日本にとって最大のカナダ産木材の供給源であり続けると予想されることから、本章では、BC州に焦点を当て報告する。

2-1 BC州の木材生産・流通の特徴

2-1-1 木材産業の概要

木材産業は100年以上にわたってBC州の経済において重要なセクターとなっている。BC州の原生林の大規模な商業伐採は、約100年前に南部と沿岸部で始まり、50年前頃には中部と北部の内陸部において伐採が始まった。

2020年時点で、BC州の木材産業は約43,000人の雇用を創出し、2021年の州の輸出額の29%を占め、州政府の歳入に年間12億7,000万ドル²貢献している³。先住民を含む多くのコミュニティは、木材産業が生み出す雇用と収入に大きく依存している。

BC州の林業部門は、木材供給のためのアクセスが容易な森林の減少、伐採コストの上昇、山火事や虫害の森林リスク増加、老齢林の伐採や丸太・木質ペレットの輸出に対する市民社会からの反対の高まりなど、多くの重大な課題に直面している。BC州森林省（B.C.'s Ministry of Forests）は2020年に報告書「BC州における森林政策の近代化（Modernizing Forest Policy in British Columbia）」⁴を発表し、これらの課題に取り組む計画の概要を示した。BC州政府は、カナダの先住民の林業における機会拡大を含む森林部門への参加拡大、環境保護の強化、経済発展と雇用創出を促進するための林業部門の活性化を意図している⁵。

2-1-1-1 森林資源

BC州は、カナダの最西端に位置する。総面積は9,500万haで、そのうち3分の2の約6,000万haが森林である。このうち、州政府は約2,200万haを林業用に割り当て、原生林

¹ 安藤範親(2017)「カナダの林業・木材産業の動向と木材利用拡大の取組み」農林金融2017・11

² 通貨単位の数値は、特に明記されていない限り、すべてカナダドルで表記する

³ MFLNRO (undated)2020 B.C. Forest Sector – Statistics Summary.

⁴ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/competitive-forest-industry>

⁵ B.C. Government (undated) Modernizing Forest Policy in British Columbia.

の総面積の約 3 分の 1 を生産性の高い二次林に転換する方針である。森林伐採はほとんど皆伐方式で行われる。皆伐後地には、植林、天然更新、前生樹による更新⁶、直播により、木材生産を目的とした造林が行われる。林業は現在もほとんどが原生林で行われているが、沿岸部では二次林も一部伐採されている⁷。

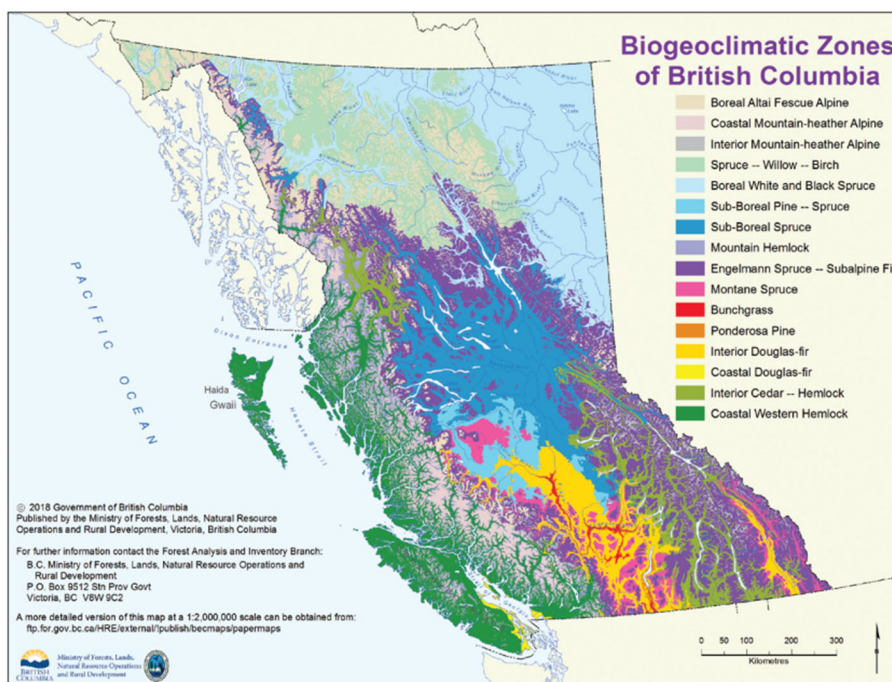


図 2.1 BC 州の気候区分生物分布図

出典：Gorley et al. (2020)⁸

沿岸温帯雨林は、BC 州の海岸沿いに広がっており、その面積は約 760 万 ha に及ぶ（図 2.1）。沿岸部の温暖で湿潤な気候は、高い木材生産性を支えている。沿岸部の森林には、ウエスタンレッドシダー、ダグラスファー、ベイツガ、アマビリスファー、シトカスプルスなどの樹種が生育している。内陸部の森林には、ウエスタンレッドシダーやヘムロックなど、沿岸部でもよく見られる樹種で構成された生産性の高い森林がみられる。

BC 州の林業地域は、一般的に「沿岸部」と「内陸部」に区別される。沿岸部では林業の歴史が古く、再植林された樹木が伐採されている地域もある。沿岸部には価値の高い木材があるが、地形が非常に険しく、伐採コストも高い。内陸部は伐採の歴史が浅いが、現在は BC 州の主要木材生産地となり、2020 年の伐採量は沿岸部の約 2.8 倍であった（図 2.2）。内陸部は、寒冷な気候で木の成長が遅いため、原生林のみが伐採されている。

⁶ 前生樹による更新とは、伐採前に存在し、伐採後も残存している樹木による更新のことである。

⁷ B.C. Government (undated) Modernizing Forests.

⁸ Gorley, A and Merkel, G (2020) A New Future for Our Old Forests. A Strategic Review of How British Columbia Manages for Old Forests Within its Ancient Ecosystems.

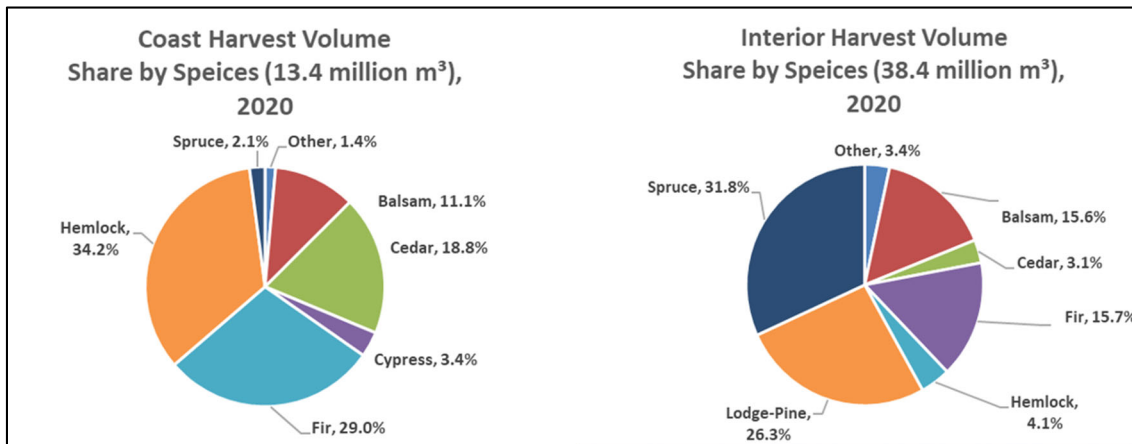


図 2.2 2020 年の沿岸部と内陸部の伐採量と樹種の割合
出典：Timber Tenure Branch, MOF (2021)⁹

2-1-1-2 木材産業

1) 丸太生産

BC 州では約 2,500 万 ha の森林が合法的に伐採可能であり、毎年約 19 万 ha が伐採されている。2020 年の木材生産量は 5,180 万 m³であった。BC 州の木材生産の 74%は内陸部で、26%は沿岸部で生産される。BC 州では、外来種の産業用植林を許可していない。

表 2.1 に、2019 年における土地所有形態別の利用可能な材積量を示す。州有地の利用可能な材積量が州全体の 84%を占め、私有地が約 16%、連邦政府の土地は 1%未満であった。

表 2.1 BC 州における土地所有別の利用可能材積量 (m³) (2019 年)

	州有地	私有地	連邦所有地	合計
広葉樹	183,255 (77%)	52,817 (22%)	1,378 (1%)	237,450 (100%)
針葉樹	45,784,866 (84%)	8,521,504 (16%)	169,520 (0%)	54,475,890 (100%)

出典：Canadian Council of Forest Ministers (2022)¹⁰

伐採は、主に 5 つの大手企業によって行われている。カナディアン・フォレスト・プロダクツ、ウェスト・フレーザー・ティンバー、インターナショナル・フォレスト・プロダクツ、トルコ・インダストリーズ、ウェスタン・フォレスト・プロダクツの 5 社である。大手 5 社は伐採権 (表 2.5 参照) の約 80%を保有している。しかし、カナダ先住民や地元コミュニ

⁹ Timber Tenure Branch, MOF (2021) Presentation. FOR101 Series.

¹⁰ Canadian Council of Forest Ministers (2022) Data, Harvest. National Forestry Database.

ティなどを含む、伐採権を保有し、伐採行っている小規模事業者も数多く存在する。

2) 木材製品¹¹

2020年、BC州の木材加工業の総売上高は145億ドルに達し、そのうち112億ドルが輸出による。総売り上げのうち、40億ドルが紙・パルプの販売であった。その他製品には、チップ、屋根板、単板、合板等が含まれる。

近年、木材製品の生産は全般的に減少している。2019年から2020年にかけて、針葉樹製材生産が4%減、構造用パネル生産が1.8%減、木材パルプ生産が8.7%減であった。新聞用紙(27%減)、印刷・筆記用紙(13.8%減)の生産も大きく減少した。これらの減少は、生産コストの上昇と原料となる木質繊維の供給量の減少を反映している。

製材所は内陸部に位置する場合が多い。丸太のサイズが均一で、地形が平坦なこともあり、生産コストが低い。方、沿岸部での伐採にはコストがかかるが、丸太の価値は高くなる。沿岸部の残材は塩分を多く含むためペレットには向かないが、パルプには利用できる。

3) 木材製品の貿易状況¹²

(1) 輸出

BC州は、カナダで針葉樹材の輸出が最大の州である。2020年にはBC州はカナダの針葉樹材輸出額の54%を占め、54億ドルに達しており、最大の輸出先は米国となっていた。同年のBC州のパルプと紙の輸出額は34億ドル、丸太の輸出額は3億ドルであった。丸太の約6割が中国に輸出された。木質ペレットの輸出量は2020年に24億トンに達し、輸出額は4億2,600万ドルであった。BC州産の木質ペレットの最大の輸出先は英国で、2020年の輸出量の53%を占め、次いで日本(26%)、オランダ(16%)であった。

2020年、BC州は、金額ベースでカナダの木材及び木材製品の米国向け輸出の24%、中国向け輸出の67%、日本向け輸出の78%を占めた。BC州から日本への木材製品輸出は、1990年代半ばのピーク時から約75%に減少した。2020年には、BC州の木材及び木材製品輸出総額の7%が日本向けとなっていた。このうち、57%は針葉樹製材、19%はパルプ、15%はその他の木材製品、8%は丸太であった。

表2.2は、2010年から2020年までのBC州の木材製品の輸出額を輸出先別に示したものである。中国は、米国に次いで2番目に大きな市場に成長した。

¹¹ 本節のデータはMFLNRO (undated) 2020 Economic State of British Columbia's Forest Sector.より引用。

¹² 本節のデータはMFLNRO (undated) 2020 Economic State of British Columbia's Forest Sector.より引用。

表 2.2 輸出国別の BC 州の木材製品輸出額 (10 億米ドル)

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
米国	4.1	3.8	4.3	5	5.5	6.2	7.1	6.9	6.7	5.4	6.5
中国	2.2	3.3	3.1	3.7	3.8	3.7	3.4	3.9	4.1	3.4	2.8
日本	1.1	1.2	1.1	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.5	1.2	0.8
他	1.7	1.7	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	2.1	2.5	1.9	1.4
合計	9.1	10	10.1	11.7	12.4	12.9	13.6	14.2	14.8	11.9	11.5

出典：MFLNRO¹³

(2) 輸入

2020 年の BC 州の他国からの輸入や他州からの取引を含む輸入額は 26 億ドルであった。このうち、OSB、単板、合板、建材等の木材製品の輸入及び取引額は 15 億ドル、紙は 9 億ドル、針葉樹材は 1 億ドルであった。

2-1-2 関連する行政機関の概要

2-1-2-1 連邦政府

憲法によって、天然資源に対する責任は連邦政府ではなく州政府に属することが規定される。しかし、森林資源が、国の経済、貿易、国際関係、国際条約、連邦が管轄する土地や国立公園、先住民に関する合意に影響を与える場合、連邦政府が森林資源に関する立法責任を負う。カナダの州政府は管轄の森林のほとんどに権限を持つが、林業経営においては連邦法の効力も及ぶ。この連邦法には、連邦危急種法 (Species at Risk Act)、連邦漁業法 (Fisheries Act)、連邦渡り鳥保全法 (Migration Bird Conservation Act)、連邦植物保護法 (Plant Protection Act) が含まれる。林業施業や木材製品の輸出入は、生物多様性条約やワシントン条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Flora and Fauna: CITES) など、カナダが締結した国際協定の要件にも従わなければならない。

カナダの森林のうち、連邦政府と先住民が共同で所有する 4% は、主に連邦国立公園、連邦国防総省 (Department National Defense: DND) 所有の土地、先住民のために保留されている連邦政府の土地、または先住民が管理している土地にある。これらの土地における林業事業の規制と管理は、DND、連邦パークスカナダ庁 (Parks Canada)、連邦天然資源省 (Natural Resources Canada)、連邦先住民問題・北部開発省 (Aboriginal Affairs and Northern Development Canada) など、連邦政府のいくつかの部局が担当している。連邦政府は、木材及び木材製品の輸出入を管理する責任も負っている。

¹³ MFLNRO (undated) 前掲

2-1-2-2 BC 州政府

BC 州政府は、州内の森林所有制度を所管し、州有地と私有地における森林経営と伐採を監督する。表 2.3 に関連する BC 州政府機関を示す。

表 2.3 森林経営及び伐採に関する BC 州政府機関

BC 州政府機関	役割/責任
BC 州森林省本部 (B.C.'s Ministry of Forests Head office)	州の森林政策と行政全般を所管
BC 州森林省地方事務所 (B.C.'s Ministry of Forests Regional office)	森林経営と伐採に関する計画や許可証の承認 コンプライアンスの管理と執行
BC 州森林省郡事務所 (B.C.'s Ministry of Forests District office)	森林経営と伐採に関する計画や許可証の承認 コンプライアンスの管理と執行
BC 州木材販売局 (BC Timber Sales)	入札の管理 木材のために割り当てられた土地の管理
BC 州森林施業委員会 (Forest Practices Board)	BC 州森林放牧地施業法 (Forest Range and Practices Act) 及び BC 州山火事法 (Wildfire Act) への対応
BC 州森林所有権支所 (Forest Tenure Branch)	ツリーファームライセンス (Tree Farm License) の管 理
BC 州木材価格支所 (Timber Pricing Branch)	木材の価格設定方針と手続き
BC 州私有管理林地協議会 (Private Managed Forest Land Council)	私有管理林地計画の管理
BC 州公園局 (B.C. Parks)	BC 州の公園・保護地域システムの管理

1) BC 州森林省

BC 州森林省は、州内の公有林¹⁴を所管する主要な州政府機関である。また、BC 州土地水資源管理省 (Ministry of Land Water and Resource Stewardship) は、州の土地利用政策と計画、先住民グループとの調整・和解、水政策と戦略、生態系管理等を所管する¹⁵。これら 2 つの省は、2022 年 4 月 1 日の省庁改編によって BC 州森林土地天然資源業務農村開発省 (Ministry of Forest Lands Natural Resource Operations and Rural Development) を分割して発足した

¹⁴ 公有林には、連邦林および州有林が含まれる。

¹⁵ BC Gov News (2022) New ministers appointed for land stewardship, municipal affairs.

BC 州森林省は、環境・経済・社会的に持続可能な形で、BC 州の森林資源を管理、利用、保全することを目的とする¹⁶。同省には伐採に必要なライセンスを管理する森林所有権支所（Forest Tenure Branch）や木材の価格設定方針と手続きを管理する州木材価格支所（Timber Pricing Branch）がある。その他の関連機関として、木材販売局（BC Timber Sales）、経済・貿易局（Economics and Trade）、コンプライアンス及び執行局（Compliance and Enforcement）などが挙げられる。

木材販売局は、BC 州森林省の独立採算組織である。同局は 2003 年に設立され、州の年間許容伐採量（Allowable Annual Cut: AAC）の約 20%を管理し、この木材を入札によって伐採者、木材加工業者、その他の林業事業者に販売している。2003 年の設立以来、入札を通じて 2 億 300 万 m³ 以上の木材を売却してきた¹⁷。また、木材販売局は伐採地へアクセスするための林道の建設と管理、伐採地の再植林、計画、開発、造林などの林業関連分野での事業を管理している¹⁸。

2) チーフフォレスター

チーフフォレスターは副大臣補佐として、州内の各木材を供給する地域及びツリーファームライセンス（後述：表 2.5 参照）のための AAC を決定する責任を負う。また、政府及び林業従事者に森林経営に関する指導と指示を提供する。チーフフォレスターは政治的プロセスから独立しており、AAC を決定する際に BC 州森林省の指示は受けない。

3) 地方・郡

BC 州森林省は、行政上の観点から、BC 州を 3 つの地域（北部、南部、沿岸部）、8 地方、23 郡に区分している。郡と地方事務所は実施を担当し、BC 州森林省本部は主に政策を担当する。地方事務局長はコミュニティフォレスト協定（Community Forest Agreement）、先住民ウッドランドライセンス（First Nations Woodland License）、森林ライセンス（Forest License）を承認する（後述：表 2.5 参照）。郡管理者は伐採許可や森林許可、森林経営計画を承認している。図 2.3 は、BC 州における森林行政の地域、地方・郡を示す。

¹⁶ Government of British Columbia (2012) Timber Tenures in British Columbia: Managing Public Forests in the Public Interest.

¹⁷ Timber Tenure Branch, MOF (2021) 前掲

¹⁸ Government of British Columbia (undated) B.C. Timber Sales.

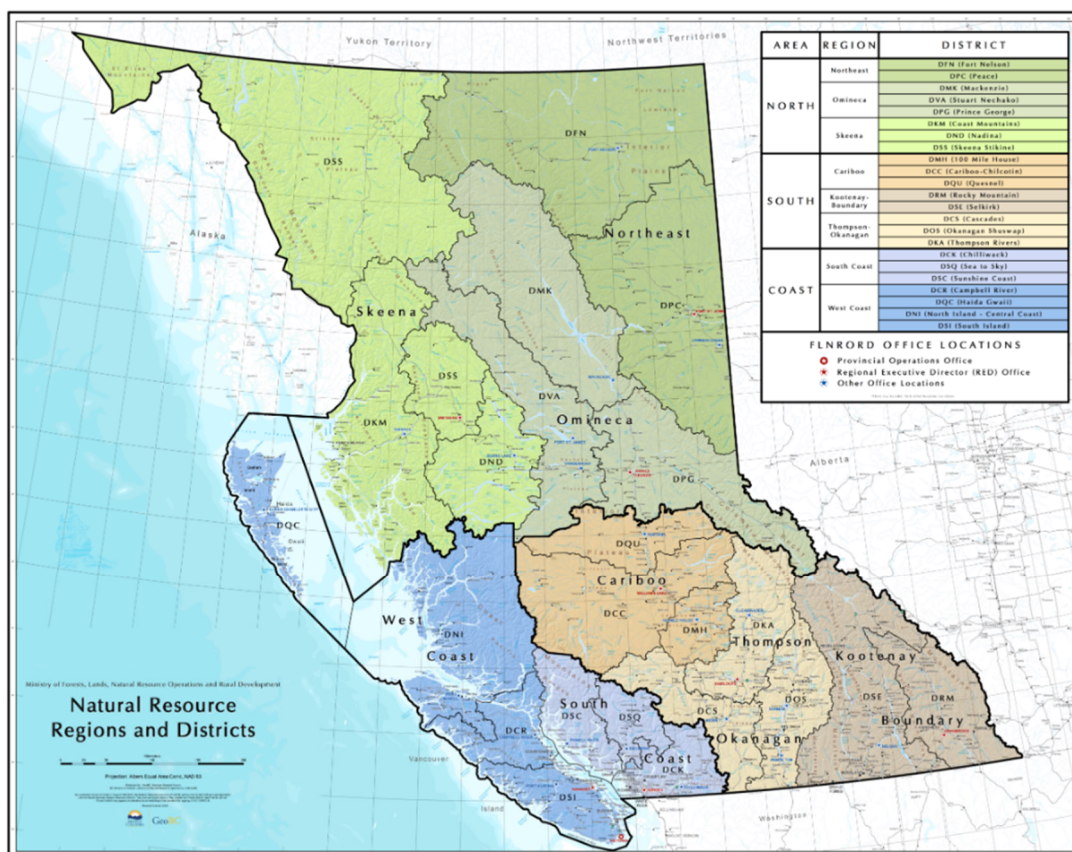


図 2.3 BC 州における森林行政のための地方・郡の地図
 出典：MFLNRO (2020)¹⁹

4) BC 州森林施業委員会 (Forest Practices Board:BC 州 FPB)

BC 州には、森林施業を監督する独立した監視機関である BC 州 FPB がある。BC 州 FPB は政府の司法部門の責任機関である。その運営は行政裁判法によって規定されている。BC 州 FPB は、BC 州森林放牧地施業法 (Forest and Range Practices Act:BC 州 FRPA) 及び BC 州山火事法 (Wildfire Act) の遵守状況を確認するために、監査や調査を実施している。

5) BC 州森林専門家協会と登録専門家

2004 年、BC 州 FRPA が森林施業法に代わって、林業施業を管理する重要な法律となった。これは林業行政に大きな影響を与えるもので、それまで政府職員が果たしていた管理責任の一部を産業界に委譲した。

BC 州政府は、BC 州森林専門家協会 (Association of B.C. Forest Professionals) の細則、方針、手順を通じて、専門家の参加と判断を重視し、説明責任を確保することを目指す。BC 州で林業作業に従事する登録専門家には、BC 州森林専門家協会に登録された林業家と技術

¹⁹ MFLNRO (2020) Natural Resource Regions and Districts.

者、BC 州の専門技術者・地球科学者協会に登録されたエンジニア、専門生物学協会に登録された生物学者が含まれる。

BC 州森林専門家協会は、BC 州の林業家と森林技術者の登録と管理を担う。登録制度の対象は、森林インベントリ、分類、評価、鑑定、保全、保護、伐採、育林、樹木の修復、林地、森林資源、森林の運搬システム、森林生態系の専門家である。

2-1-2-3 私有地における林業

私有地での林業は、一般的に以下の3つの方式で管理される。第一に、BC 州森林省が発行するライセンスや協定に基づき、私有林を公有林と一緒に管理することである。第二に、森林所有者が BC 州私有管理林地協議会 (Private Managed Forest Land Council) の管理する私有管理林地計画に参加することである。第三に、森林所有者がライセンスや協定、あるいは私有管理林地計画の外で森林を伐採することである。

2-1-2-4 公園及び保護区

BC 州の公園と保護地域のシステムは、BC 州環境気候変動戦略省 (British Columbia Ministry of Environment and Climate Change Strategy) の機関である BC 州公園局 (B.C. Parks) によって所有または管理されている。このシステムには、644 の州立公園、2 つのレクリエーション地域、156 の保護区、84 の保護区、148 の生態系保護区が含まれている。

2-2 森林の伐採段階における法令等

2-2-1 法令等の概要及び運用状況

BC 州の森林資源の伐採に関する法令を表 2.4 に示す。

表 2.4 森林資源の伐採に関する法令

名称	詳細
BC 州森林法 ²⁰ (Forest Act)	森林の分類を規定 年間許容伐採量 (AAC) を規定 伐採権の種類とその権利・義務について規定 木材の検収、森林資源インベントリ、政府への支払い、道路と通行権、海洋丸太の引き揚げに関する要件を規定 BC 州産木材の BC 州内での加工及び適用除外について規定 立木価格の評価過程を規定 決定事項の見直しや不服申し立て及び罰則について規定

²⁰ https://www.bclaws.gov.bc.ca/civix/document/id/complete/statreg/96157_01

名称	詳細
BC 州森林放牧地施 業法 ²¹ (Forest Range and Practices Act)	森林計画、道路建設、木材伐採、再植林、家畜の放牧など、BC 州 の公有地における森林及び放牧地の活動の管理に関連
BC 州私有管理林地 法 ²² (Private Managed Forest Land Act)	主要な公的環境価値の管理目標を設定し、私有管理林地の申請手続 き等を定め、コンプライアンスと執行の規定
その他の関連する BC 州法：BC 州遺産保全法 (Heritage Conservation Act)、BC 州統 合的病虫害管理法 (Integrated Pest Management Act)、BC 州水法 (Water Act)、BC 州山火事法 (Wildfire Act)、BC 州野生生物法 (Wildlife Act)、BC 州先住民の権利に関 する宣言法 (Declaration on the Rights of Indigenous People Act)	
関連する連邦法：連邦危急種法 (Species at Risk Act)、連邦漁業法 (Fisheries Act)、 連邦渡り鳥保全法 (Migration Birds Conservation Act)、連邦植物保護法 (Plant Protection Act)	

2-2-2 伐採に関する許認可制度の状況及び許可書等の法令に基づく書類の 概要

2-2-2-1 伐採権 (Timber Tenures) 及び AAC 等

1) 伐採権

州有林の伐採は、伐採権がベースになる（私有地にも適用されることがある）。伐採権は、企業、コミュニティ、または個人と BC 州政府との間の合意で、州政府が木材を伐採する権利と条件を付与するものであり、BC 州森林法 (Forest Act) によって規定される。伐採権は、協定、ライセンスまたは許可の形態があり、それぞれに基づいて伐採の許可証が州政府から発行される。いずれも法的拘束力があり、森林経営義務や立木価格を含む料金の支払いなどにより、契約者に一定期間にわたって公有林を利用する特定の権利を与える。表 2.5 に BC 州における伐採権について示す。

²¹ https://www.bclaws.gov.bc.ca/civix/document/id/complete/statreg/00_02069_01

²² https://www.bclaws.gov.bc.ca/civix/document/id/complete/statreg/03080_01

表 2.5 BC 州における伐採権の種類と概要

伐採権	対象	権利	期間	権利者の主な責任／義務
木材ライセンス (Timber License)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 特定の地域での木材を伐採する権利 	<ul style="list-style-type: none"> 不定 更新可 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成、道路建設、再植林、立木価格の支払い
ツリーファームライセンス (Tree Farm License)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域での木材伐採及び森林経営の権利（私有地を含む場合もあり） 	<ul style="list-style-type: none"> 25 年 5～10 年ごとに更新可 	<ul style="list-style-type: none"> 持続的森林経営計画及び実施計画作成、インベントリー作成、再植林、立木価格の支払い 伐採量の一部について伐採請負業者を利用（例外あり）
森林ライセンス (Forest License) (付属資料 1)	材積	<ul style="list-style-type: none"> 指定された木材供給地またはツリーファームライセンス地における AAC の伐採権 入札または直接付与 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 20 年 5～10 年ごとに更新可 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成、道路建設、再植林、立木価格の支払い 伐採量の全部または一部について、伐採請負業者を利用すること が求められる場合がある
パルプ材協定 (Pulpwood Agreement)	材積	<ul style="list-style-type: none"> パルプ用木材伐採の条件付権利（他の供給源では不十分または利益が上がない場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 25 年 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成、パルプ材加工施設の維持、パルプ用材供給地域の林地残材やパルプ丸太の購入義務、再植林、立木価格の支払い
木材販売ライセンス (Timber Sale License)	材積・区域	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域の木材を一定量伐採又は丸太を購入する権利 BC 州木材販売局が入札によって発行 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 4 年 更新不可 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成及び立木価格の支払い
ウッドロットライセンス (Woodlot License) (付属資料 2)	材積	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域の AAC を伐採し、森林を管理する権利（私有地を含む場合もあり） 入札または直接付与（上限：沿岸部の公有地 800ha、内陸部 1,200ha） 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 20 年 多くは 10 年ごとに更新可能 	<ul style="list-style-type: none"> ウッドロットライセンス計画作成、インベントリー作成、再植林、立木価格の支払い

コミュニティフォレスト協定 (Community Forest Agreement)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 先住民、市町村、州、郡、団体に、特定の地域で AAC を伐採する権利（私有地や保護区を含むことがあり、また伐採、管理、木材及びその他の製品の料金徴収の権利を含む場合があり） 入札または直接付与 	<ul style="list-style-type: none"> 25 年以上 99 年以下 10 年ごとに更新可能 	<ul style="list-style-type: none"> 持続的森林経営計画及び事業計画作成、インベントリー作成、再植林、立木価格の支払い
コミュニティ衛生伐ライセンス (Community Salvage License)	材積・区域	<ul style="list-style-type: none"> 枯死木、損傷木、病害木、風倒木及び伐採後の残材を特定地域から取り去るコミュニティに付与される権利 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 5 年 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成、立木価格の支払い（再植林が必要な場合あり）
伐採ライセンス(居住者用) (License to Cut (Occupant))	区域	<ul style="list-style-type: none"> 居住者が州有材の伐採や搬出を行う権利 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 5 年 	<ul style="list-style-type: none"> 立木価格の支払い（再植林が必要な場合あり）
伐採ライセンス (License to Cut)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 森林地区の全部または一部における伐採の権利 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 5 年 	<ul style="list-style-type: none"> 立木価格の支払い（再植林が必要な場合あり）
伐採のための林業ライセンス (Forestry License to Cut)	材積	<ul style="list-style-type: none"> 特定の地域から木材を伐採・搬出する権利（小規模衛生伐、薪・柵支柱利用など目的に応じたタイプあり） 入札または直接付与 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 5 年 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画（大規模ライセンス、またはパルプ材協定に基づき発行された場合）作成、立木価格の支払い、再植林（皆伐が 1ha を超える場合）
非商業目的許可 (Free Use Permit (Non Commercial))	材積	<ul style="list-style-type: none"> 非商業目的（薪など）、または伝統的・文化的活動のために、50m³までの木材の伐採の権利 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 5 年（用途により異なる） 	<ul style="list-style-type: none"> 許可証に記載された条件
クリスマスツリー許可 (Christmas Tree Permit)	区域	<ul style="list-style-type: none"> クリスマスツリーの個人による育成及び/または商用の伐採の権利 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 10 年 5 年ごとに更新可能 	<ul style="list-style-type: none"> 許可証に記載された条件及び立木価格の支払い

道路許可 (Road Permit)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 州有地上の道路建設や既存道路管理の権利(木材の伐採、隣接する砂・砂利採取場や採石場の管理・使用権も含まれる場合あり) 	<ul style="list-style-type: none"> 郡の管理者または木材販売の管理者が解除するまでの期間 	<ul style="list-style-type: none"> 許可証に記載された条件及び立木価格の支払い
先住民ウッドランドライセンス (First Nations Woodland License)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 先住民と政府との間に条約関連措置、暫定措置、経済的措置に関する合意がある場合のみ、先住民またはその代理人に付与される権利(直接付与) 特定地域における木材伐採の権利(私有地や保護区を含むことがあり) 木材及びその他の定められた非木材林産物を伐採、管理、料金徴収する所有者の権利 	<ul style="list-style-type: none"> 25年以上99年以下(10年ごとに更新可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 持続的森林経営計画及び運営上の計画作成、イベントトリ作成、再植林、立木価格の支払い
補足的森林ライセンス (Supplemental Forest License)	材積	<ul style="list-style-type: none"> 木質繊維を一般市場または企業間で取引する権利 	<ul style="list-style-type: none"> 20年 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成、道路建設、再植林、立木価格の支払い

出典：Government of British Columbia (2012)²³

²³ Government of British Columbia (2012) 前掲

(1) 伐採権の有効期間

伐採権は種類も有効期間も様々である（表 2.5）。大規模な伐採権の多くは、林業会社が長期的な木材供給をできるように、更新が可能なものとなっている。伐採のための林業ライセンスのような更新ができないライセンスもある。更新が可能な伐採権は一般に 20 年～25 年の期間の範囲で更新できる。また 5 年～10 年ごとに、政府の現行政策を反映させるため、ライセンスの更新行われることがある。

(2) 材積及び区域ベースの伐採権

BC 州の伐採権は、材積ベース又は区域ベース（両方の場合もある）で発行される（表 2.5 参照）。材積ベースの伐採権は、「木材供給区域（Timber Supply Area: TSA）」と称される特定の地域内で一定量の木材を伐採する権利をライセンス保有者に与えるもので、複数のライセンス保有者が同一の管理区画で業務を実施できるようになっている。BC 州には 38 の TSA が存在する（図 2.4）。

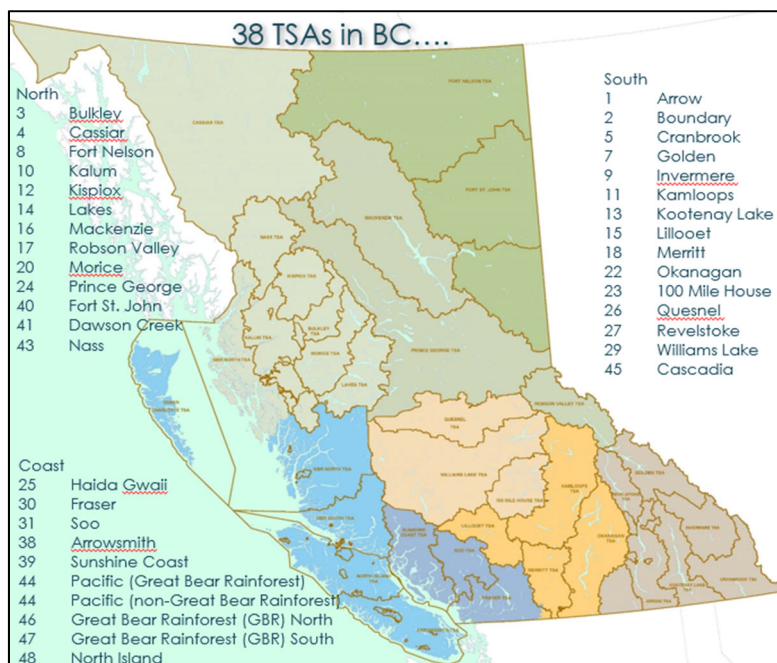


図 2.4 BC 州の TSA

出典：Timber Tenures Branch, MOF (2021)²⁴

これに対して、区域ベースの伐採権は、特定の区域内で木材を伐採する独占的な権利をライセンス保有者に与える。図 2.5 は、州内のすべての区域ベースの伐採権地図である。

²⁴ Timber Tenures Branch, MOF (2021) 前掲

区域ベースの伐採権では、複数の種類のライセンス保有者が存在することが可能である。BC州森林省は、元の保有者が義務を果たしていない場合、または森林が災害等で壊滅的な影響を受け、BC州森林省がその影響を受けた木の処理を事業者に依頼する場合に、追加のライセンスを発行することがある。

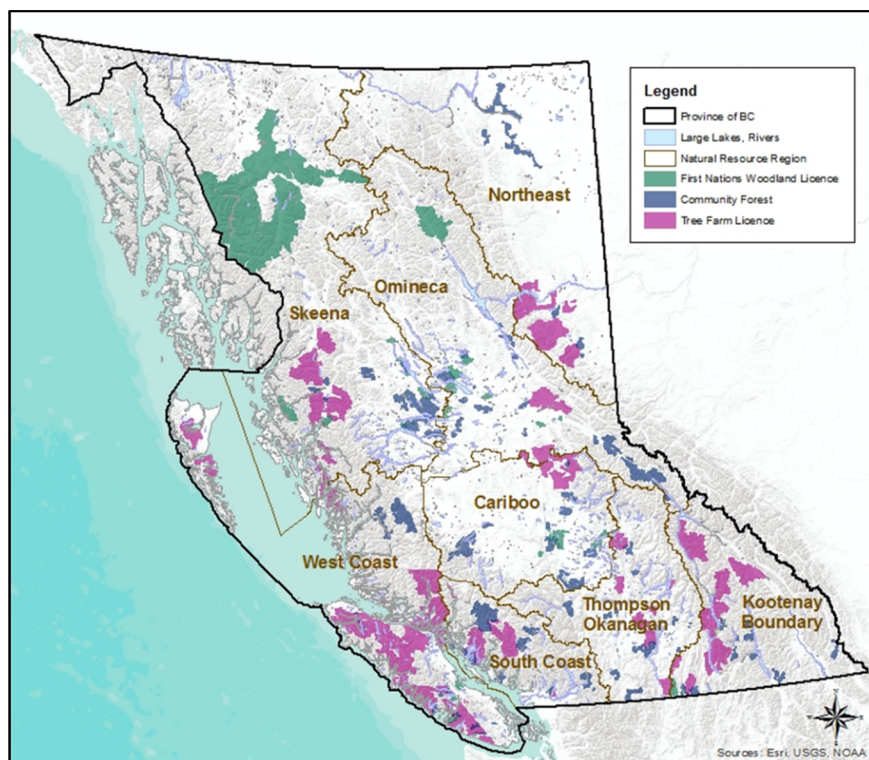


図 2.5 BC州における区域ベースの伐採権

出典：Timber Tenures Branch, MOF (2021)²⁵

BC州における伐採の主要なライセンスは、木材ライセンス、ツリーファームライセンス、森林ライセンス、木材販売ライセンス、伐採のための林業ライセンスである(表 2.5 参照)。一般に、これらの主要なライセンスでは多量の伐採が可能とされ、計画作成、再植林、道路建設などに関するより多くの義務も課せられる。上述した5つの大手企業は、合計で約2,600万 m³の伐採権を保有している²⁶。BC州では、利用可能な森林のほぼすべてに伐採権が発行されているため、今後、大規模な伐採権が発行されることはない。伐採権の変更は譲渡、分割、統合の形で行われ、BC州森林省の承認が必要である。

小規模な林業の機会を増やすため、ウッドロットライセンス、コミュニティフォレスト協定、先住民ウッドランドライセンス等の小規模の区域を対象にした伐採権が発行されてい

²⁵ Timber Tenures Branch, MOF (2021) 前掲

²⁶ Bennet, N (2021) Talk of tenure take-back unnerves forest industry. Prince George Citizen.

る（表 2.5 参照）。ウッドロットライセンスは、小規模の伐採権の中で最も古い制度で、ライセンス保有者に対象とする区域内の州有材を管理、伐採する独占的な権利を与える。BC 州では、20ha 以上の森林を所有するウッドロットライセンス保有者が 2 万人以上いると推定される²⁷。コミュニティフォレスト協定は、コミュニティの利益のためにコミュニティが管理する公有林に対して発行されるものである。

2) AAC

AAC は、特定の土地から 1 年間に伐採できる木材の上限を示す。各管理区画には個別の AAC が割り当てられる。区域ベースの伐採権の AAC の決定は、特定の管理区画を対象としている。一方、材積ベース伐採権の場合、AAC は各 TSA に対して決定され、通常、複数のライセンスが含まれる。TSA の AAC が決定されると、BC 州森林省は、その地域内で木材を伐採する権利を共有する様々な形態の保有者にその量を分配する。

3) 伐採権と AAC に関する BC 州政府のウェブサイト

(1) ツリーファームライセンスとパルプ材協定

発行されたツリーファームライセンスと計画、及び地図情報及びパルプ材協定のライセンス情報が、下記のウェブサイトで確認できる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/forest-tenures/timber-harvesting-rights>

地域、ライセンス保有者及び保有者に割り当てられた AAC の情報が、下記のウェブサイトで確認できる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/forest-tenures/forest-tenure-administration/apportionment-commitment-reports-aac/historical-apportionment-commitment-reports#2022-23>

(2) 木材供給区域（TSA）における伐採権

各 TSA 内の伐採権の種類と伐採権に割り当てられた AAC の情報は、下記のウェブサイトで確認できる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/forest-tenures/forest-tenure-administration/apportionment-commitment-reports-aac/historical-apportionment-commitment-reports#2022-23>

²⁷ Federation of B.C. Woodlot Associations (2020) About woodlots.

(3) ウッドロットライセンス、コミュニティフォレスト協定、先住民ウッドランドライセンス

ウッドロットライセンス、コミュニティフォレスト協定、先住民ウッドランドライセンスのライセンス保有者、AAC 及び面積の情報が記載されたリストが、下記のウェブサイトから得られる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/forest-tenures/forest-tenure-administration/apportionment-commitment-reports-aac>

2-2-2-2 伐採に関する規則

1) 木材供給源

BC 州の伐採の約 90%は公有林で行われ、年間平均 184,000ha が伐採され、約 6,500 万 m³の木材が生産される。さらに、BC 州には約 100 万 ha の私有林があり、そのうち年間約 9,000ha が伐採され、約 800 万 m³の木材が生産される。私有林のほとんどは、バンクーバー島南東部とクートニー地方に分布する²⁸。

BC 州森林省は、伐採権への AAC の配分に関する報告書を発行している。2022 年 3 月 3 日現在、割り当てられた AAC が最も大きな伐採権の形態は、森林ライセンス (44%)、木材販売ライセンス及び伐採のための林業ライセンス(19%)、ツリーファームライセンス(19%)、森林ライセンス (12%)、先住民ウッドランドライセンス (4%) となっている²⁹。

2) 州有地における伐採規則

森林経営活動には、BC 州遺産保全法 (Heritage Conservation Act)、BC 州統合的病害虫管理法 (Integrated Pest Management Act)、BC 州水法 (Water Act)、BC 州山火事法、BC 州野生生物法 (Wildlife Act)、BC 州先住民の権利に関する宣言法 (Declaration on the Rights of Indigenous People Act) など多数の州法が適用される。伐採作業は、連邦危急種法や連邦漁業法等の連邦法にも準拠しなければならない。

(1) 森林インベントリ

BC 州森林法は、区域に基づいて発行されたライセンス保有者に対し、木材、土壌、地形、水資源、魚類、野生生物、生態系、レクリエーション資源に関する正確なインベントリを作成することを義務付けている。インベントリはチーフフォレスターに提出され、事業者は 10 年ごとに見直す必要がある。

²⁸ MFLNRO (undated)(2020) B.C. Forest Sector – Statistics Summary.

²⁹ MFLNRO (2022) Appointment System. Provincial Summary Report.

(2) BC 州 FRPA と関連規則

BC 州政府は資源価値を保護する目的で BC 州 FRPA を制定した。BC 州 FRPA は、生物多様性、文化遺産、魚類／水辺、飼料と関連植物群、レクリエーション、資源の特徴、土壌、木材、水質、野生生物という 11 の保護すべき資源価値を定め、これらの資源価値を保護するため、森林や放牧地を利用するライセンス保有者の活動について規制する。BC 州 FRPA は、すべての公有林と放牧地³⁰、BC 州森林法（Forest Act）または BC 州放牧地法（Range Act）に基づく協定を持つ企業と個人に適用される。同法は、ウッドロットライセンスとツリーファームライセンスが発行されている私有地にも適用される。

BC 州森林計画施業規則、BC 州林地計画施業規則、BC 州放牧地計画施業規則は、公有地における森林及び放牧地ライセンス保有者の施業を管理する主要な規則である。BC 州森林計画施業規則は、森林経営に関して木材権利保有者が作成する計画の内容や施業要件を規定している。

BC 州 FRPA では、伐採権保有者は伐採後に再植林することを義務付け、20 年以内に達成すべき最低樹高、密度、樹種などの条件が設定されている。これらの基準を満たした再植林地は、放置しても成長する状態「Free growing」として宣言される。Free growing と宣言されると、伐採権保有者の管理義務は完了し、森林の管理責任は BC 州政府に戻る。

森林経営計画（forest stewardship plans: FSP）

BC 州 FRPA により、主要な木材ライセンス保有者と BC 州木材販売局は、伐採の前に、森林価値の保全方法と伐採予定地を地図上に示した森林経営計画を策定し、承認を受けなければならない。FSP の有効期間は 5 年である。

FSP が承認されると、BC 州 FRPA によりライセンス保有者は、伐採、道路建設、育林活動が提案されている地域の現場計画を作成するよう求められる。現場計画では、伐採区画や道路のおおよその位置が特定される。

ウッドロットライセンス計画

BC 州 FRPA により、ウッドロットライセンスの保有者にウッドロットライセンス計画を作成しなければならない。ウッドロットライセンス計画には、伐採と道路建設が予定されている地域が含まれる。木材伐採や道路建設が始まる前に、計画の承認を得なければならない。計画の期間は 10 年である。

森林施業図

2019 年の BC 州森林放牧地施業改正法により、BC 州では森林施業図が伐採許可や道路許可を得るための必須条件となった。BC 州政府は平均して 1 年間に 5,000 から 7,000 件の

³⁰ 放牧地とは、家畜や野生動物が食べる植生を支える土地で、自然の生態系として管理されている。

伐採許可や道路許可の申請を扱っている。森林施業図には、計画された伐採区画や道路のおおよその位置が示されている。

その他、公有地での伐採作業に関するガイダンス

チーフフォレスターは、郡管理者に、自然資源地域における資源管理の課題を概説した FRPA 公報 (FRPA Bulletin) を作成するよう要請した。この文書は、従うべき最も良い森林経営の慣行を明らかにし、特別な注意を必要とする資源価値の懸念を強調するものである。

さらに、FRPA 公報は、事業者に対して計画策定についてガイダンスを提供する。具体的には、FRPA とその規則の適用、FSP やウッドロットライセンス計画の作成、特定の計画や報告プロセスについてガイダンスを提供している。BC 州 FRPA 公報は、下記のウェブサイトから閲覧できる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/environment/natural-resource-stewardship/laws-policies-standards-guidance/legislation-regulation/forest-range-practices-act/resource-values>

3) 私有地における伐採規則

私有地で木材伐採を行う場合には、土地所有者は、市や郡の条例及び関連する州法と連邦法に従う必要がある。

私有林がツリーファームライセンス、ウッドロットライセンス、コミュニティフォレスト協定、先住民ウッドランドライセンスの下で公有林と一緒に管理されている場合、木材伐採は AAC と BC 州 FRPA に従う必要がある。一方、森林所有者が BC 州私有管理林地協議会の管理する私有管理林地計画に参加している場合、林業作業は BC 州私有管理林地法 (Private Managed Forest Land Act) に従わなければならない。同法は、主要な公共環境価値の管理目標及び私有管理林地の申請手続き等を定め、コンプライアンスと執行に関する規定を設けている。

2-2-2-3 環境、社会及びその他の関連要求事項

BC 州の林業部門においては、先住民の森林部門への参加拡大、森林を取り巻く環境のリスクの増大、原生林の伐採等への国民の関心が高まっている社会背景がある。ここでは、関連する事項について記載した。

1) 先住民との協議

19 世紀に制定された連邦インディアン法 (Indian Act) は、先住民³¹の権利を規定する中

³¹ カナダには、60 万人以上の先住民が存在し、先住民を代表する 364 のグループがある。

心的な法律である。州政府及び連邦政府は、その行動や決定が先住民の権利、土地、伝統的な土地利用、利益に干渉する恐れがある場合、先住民と協議する法的義務がある。BC州では先住民が所有権を主張する土地が広範囲に及ぶため、州有地や資源に関する政府の決定のほとんどに協議義務が発生する。先住権が認められている先住民は、土地利用について独占的決定権を有する³²。

林業会社は先住民の権利を侵害する可能性のある行為が行われる前に、先住民と協議しなければならない。これには、FSPも含まれる。また、FSPを政府に提出し承認を得る前に、ライセンス保有者は同計画を公開することが義務付けられる。

2) 環境に関する規制

BC州FRPAの下、政府はFSPに生物多様性、文化遺産、飼料、魚類、レクリエーション、資源特性、土壌、木材、水、野生生物といった森林の機能について目標を定めている。

BC州環境管理法（Environmental Management Act:BC州EMA）は、BC州の環境保護と管理を規定するもう一つの重要な法律である。BC州EMAは、環境保護官やその他の政府執行官が事業者のコンプライアンスを確認し、違反があった際の強制措置を取るための権限を定める。さらに、BC州EMAは、廃棄物処理に関する実施規範や許可証について規定している。規制される活動には、パルプや紙の生産、製材所の業務が含まれる。

(1) 老齢林の保護

老齢林は一般的に、沿岸部では樹齢250年以上、内陸部では樹齢140年以上と定義されている。BC州の森林の23%にあたる約1,370万haが老齢林に該当する。その内、約1,000万haの老齢林は何らかの形で保護されているが、残りの約370万haは伐採可能である。

何らかの形で保護された老齢林は、すでに発行された伐採権の対象とする森林とで一部重複が見られる。州政府は、老齢林を保護するために、最も危機に瀕していると考えられる260万haの老齢林の伐採を延期している。ただし、伐採延期措置は永久的な保護を与えるものではなく、一定期間伐採を延期するものである。伐採が延期された地域のリストは、下記のウェブサイトから閲覧できる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/managing-our-forest-resources/old-growth-forests/deferral-areas>

伐採延期の地域は、BC州のオンラインビューアであるiMapBC³³を使って見ることもできる。iMapBCでは、レイヤーを追加し、カスタマイズした地図を作成することができる。

³² 2014年、カナダ最高裁の判決（Tsilhqot'in First Nation aboriginal title decision in 2014）によって、BC州の1700平方キロメートル以上の土地に対する先住民の所有権の宣言が認められた。

³³ <https://maps.gov.bc.ca/ess/hm/imap4m/>

利用可能なレイヤーは、FSP、進行中・保留又は伐採が完了した区画と伐採のライセンス、提案された森林施業図、土地所有権、外来種、病害虫、山火事、老齢林地帯などが含まれる。

(2) 特別樹木の保護

BC 州政府は、特別樹木保護規則 (Special Tree Protection Regulation) のもと、例外的に大きな樹木 1,500 本 (特別樹木) を保護することを目指している³⁴。ライセンス保有者は政府から提供された情報を基に、特別樹木を報告する必要がある。林業作業の責任者は、作業によって特別樹木が伐採されたり、損傷したりされないよう確認しなければならない³⁵。

3) 年間リース料金及び使用料

BC 州森林法では、森林ライセンス、木材ライセンス、ツリーファームライセンス、コミュニティフォレスト協定、先住民ウッドランドライセンス、ウッドロットライセンス、補足的森林ライセンス (表 2.5 参照) に基づいて発行された伐採許可証 (付属資料 3)、パルプ材協定に基づいて発行された伐採するための林業許可証の保有者に対して、政府への年間リース料金の支払いを義務付けている。BC 州森林利用規則 (Provincial Forest Use Regulation) に基づき発行された特別利用許可証の保有者は、BC 州財務管理法 (Financial Administration Act) に基づき手数料を課される。

4) 立木価格、輸出手数料、税金

立木価格は、企業や個人が BC 州の州有地から木材伐採を行う際に支払う料金である。州有地から木材を伐採、購入、販売する企業は、木材量を確実に報告する必要がある。立木価格は、報告された木材量、樹種、等級に応じて請求される。

輸出手数料は、木材または残材が、BC 州製造木材及び木材製品規則 (Manufactured Forest Product Regulation) による工場残材の輸出規制が適用除外される条件下で輸出される場合にかかる。一方、運材税は、BC 州の私有地または州有地での伐採事業から収入を得るすべての事業体に適用される。これは、木材、立木及び木材製品の伐採権の販売、丸太の配送、丸太の取得、立木からの玉切り、丸太の輸出入、木材製品 (Forest Product) 及び丸太の輸送から得られる収入に適用される。

2-2-3 伐採の合法性が確認できる書類 (証明システム) の事例及びその発行条件

2-2-3-1 コンプライアンスと法執行

1) BC 州森林省

³⁴ Government of British Columbia (2020) News Release, September 11.

³⁵ Government of British Columbia (undated) Special Tree Protection Regulation – Q&A.

BC 州森林省には、BC 州コンプライアンス・執行局(Compliance and Enforcement Branch: BC 州 CEB)がある。BC 州森林法、BC 州 FRPA、BC 州山火事、BC 州土地法(Land Act)、BC 州水法、BC 州遺産保全法などの規制要件の遵守状況を判断するための検査を実施する。

2) BC 州 CEB

伐採権については、BC 州 CEB の天然資源担当官(Natural Resources Officers)と自然保護官(Conservation officers)によってコンプライアンスに係る検査と調査が行われている。天然資源担当官は、主に伐採権のある地域のコンプライアンスと執行を担当し、自然保護官は主に伐採権のない公有林のコンプライアンスと執行を担当する。先住民の問題に関わる調査は、BC 州 CEB の先住民関係/修復公正担当官(Indigenous Relations / Restorative Justice Officer)が行う。

コンプライアンス違反に対しては、正式な警告、違反切符、作業停止命令、差し押さえ、罰金を含む行政罰、法廷での起訴が適用される。差し押さえられた木材は、裁判所や法で定められた職員による決定後に BC 州 CEB が売却できる。

BC 州 CEB は、2021 年 4 月からの一年間に、3,520 件の伐採地の検査パトロールの実施及び 566 件の違反切符、作業停止命令、差し押さえなどの強制的な執行を報告した³⁶。同期間中、天然資源担当官は 678 件の検査と現場訪問を実施した。

BC 州 CEB はまた、一般市民や他の政府機関が違反の疑いを報告するために利用できる「自然資源違反報告(Natural Resource Violation Reporting)」システムも管理している。2021 年には、森林経営における違反の疑いが 556 件、自然資源違反報告を通じて報告されたと記録されている。

3) BC 州森林施業委員会(Forest Practices Board:BC 州 FPB)

BC 州 FPB は約 11 名の専門スタッフで構成され、監査チームと調査チームの 2 つのユニットをから構成される。森林施業を監督する独立した監視機関である BC 州 FPB の役割は以下の通りである。

- 森林施業の要求事項の遵守と実施について、委員会が無作為に選んだ林業会社を監査する。
- 政府による森林施業要件の施行を監査する。
- 森林計画や施業、政府の取締りに関する市民からの懸念や苦情に対応する。
- 林業の重要課題に関する特別調査を実施する。

また、企業や免許取得者、政府機関に対する監査機能を有している。これには、BC 州木

³⁶ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/environment/natural-resource-stewardship/natural-resource-law-enforcement/natural-resource-officers/compliance-reports>

材販売局と BC 州 CEB に対する監査が含まれる。特別調査に基づいて勧告を行うことができるが、強制力はない。

4) 森林不服申し立て審査会 (Forest Appeals Comission:)

森林不服申し立て審査会は、木材関連事業が森林や環境に関連する政府当局の決定に対する不服申し立てを行う独立法廷である。

5) BC 州財務省

森林収入監査プログラム (Forest Revenue Audit Programme) は、BC 州森林法に基づき 2006 年 3 月 30 日に設立された。このプログラムにより、BC 州財務省 (Ministry of Finance) は検査や監査を実施し、過少申告や未報告の立木価格を評価することができるようになった。2021 年 11 月 25 日に BC 州森林法が改正され、BC 州財務省に輸出手数料を監査する権限が付与された。伐採契約を結んでいる企業や個人、または BC 州の州有地から木材を売買している企業は、監査を受ける可能性がある。監査とは、木材量が正しく報告されているか、伐採税や輸出手数料が正しく支払われているかを確認する調査である。

監査のプロセスには、聞き取り、企業の内部手順や実務の調査、州有材の伐採、購入、販売に関連する帳簿や記録の確認が含まれる。立木価格の過少申告や未報告が発覚した場合、利息や罰則が適用されることがある³⁷。

2-3 木材の流通段階における法令等

2-3-1 法令等の概要及び運用状況

2-3-1-1 木材及び木材製品の輸送及び加工に関する法令

1) 木材及び木材製品の輸送・加工に関する法令の概要

表 2.6 に木材及び木材製品の輸送・加工に関する法令を示す。

表 2.6 木材及び木材製品の輸送・加工に関する法令

法令	概要
BC 州森林法 (第 6 編)	<ul style="list-style-type: none"> 木材の検収に関する要件について規定
BC 州検収規則 (Scaling Regulaiton)	<ul style="list-style-type: none"> 木材の検収に関する手続き、違反に対する罰則などを規定

³⁷ Governemr of British Columbia (undated) Audits for stumpage and export fees.

法令	概要
BC 州木材検収マニュアル (Timber Scaling Manual)	<ul style="list-style-type: none"> 木材のマーキング (Timber marking) と表示 (Branding) の手順・様式及び樹種、等級付け、不良品、材積計算、検収ツール、文書化と報告などに関するガイダンスを提供

2) 木材・木材製品の輸送

(1) 丸太の検収

BC 州では、公有地及び私有地から伐採される木材はすべて検収が必要とされ、BC 州森林法第 6 編と BC 州検収規則によって定められている。これらの法令は、連邦政府の管轄下にある土地で伐採された木材には適用されない。検収から得られるデータは、BC 州森林省が立木価格の決定や伐採量の計算に使用する。

伐採権の保有者は検収に対して責任を負う。伐採権の保有者は、木材ができるだけ早く、検収用に指定された場所で、不備なくかつ正確に検収され、検収申告書 (Scale return) が確実に提出されるよう責任を負う。検収は、BC 州森林省からライセンスを受けた検収者によって行われる³⁸。

BC 州森林法と BC 州検収規則によれば、ライセンスを受けた検収者が年間 500m³ 以上の木材を検収する場合、検収データを伐採課金システム (Harvest Billing System) に提出する必要がある。伐採課金システムは、BC 州森林省の検収データ管理及び請求書発行システムである。年間 500m³ 未満の伐採許可を受けた者は、指定する用紙に伐採情報を手書きで記録することができる。

BC 州木材検収マニュアル³⁹は、木材の検収方法を説明する。検収方法には、丸太や木材の検収、材積・等級の決定、トラックに積載された木材の重量検収方法が含まれる。

BC 州森林法では、検収に携わる者は、検収結果を検収申告書の様式で提出する責任を負っている。2 種類の書類 (①検収申告書及び検収申告書の作成に使用する書類 (検収記録 (または詳細な丸太リスト)、重量伝票、課金の根拠となるその他の文書)、②検収データ管理及び検収管理を示す書類) がある。

上記に記した検収に係る申告、作成に使用する書類及び管理書類には、以下のようなものがある。

³⁸ MFLNRO (2018) Scaling Requirements in British Columbia.

³⁹ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/competitive-forest-industry/timber-pricing/timber-scaling/timber-scaling-manual>

付属資料 4 は、①の書類に含まれる、出来高詳細丸太リスト (Piece scale detailed log listing) の様式を示す。出来高詳細丸太リスト及び海洋漂流物詳細丸太リスト (Beachcomb piece scale detailed log listing) は、同じ様式を用いる。付属資料 5 には、特別木材及び木材製品申告及び輸送書 (Special Forest Products Scale Return and Transportation Document) に用いる様式を示す。特別木材及び木材製品とは、薪、鋤山用材、杭、柱などである。

検収サイトでは、3つの文書：重量伝票 (Weigh slip) (付属資料 6)、重量検収安全シート (Weight Scale Safety Sheet) (付属資料 7)、重量検収日次監査記録 (Weight Scale Daily Audit Log) (付属資料 8) を記入する必要がある。すべての様式は、BC 州のウェブサイト⁴⁰から入手できる。

現場台帳 (Site Ledger) は、検収場に搬送された及び検収場から輸送されたすべての丸太または積荷を記録する文書である。台帳には積荷番号、木材マーク (Timber mark)、検収情報が記載され、検収場の運営者の署名がなされなければならない。現場台帳である検収場入荷台帳 (Scale Site Arrival Ledger) 及び検収場出荷台帳 (Scale Site Departure Ledger) の様式をそれぞれ付属資料 9 及び 10 に示す。

検収後、検収者は検収されたことを示すため、各丸太に検収者タグ (Scaler's Raft Tag) (付属資料 11) を付けなければならない。

(2) 木材の輸送

木材マーキング及び輸送規則 (Timber Marking and Transportation Regulation) は、検収されていない全ての丸太を、指定された検収場所まで輸送することを義務付け、輸送する全ての丸太に木材検収済み表示 (Scaled Timber Brand) を記載しなければならないとしている。BC 州森林省により木材検収済み表示証明書 (Certificate of Scaled Timber Brand) が発行される (付属資料 12)。

検収された木材または検収されていない木材の輸送には、積荷明細伝票 (Load Description Slip) (付属資料 13) の使用が義務付けられている。この伝票は伐採現場から検収場所までの輸送中及び検収後の輸送中に添付しなければならない。積荷明細伝票は輸送木材の原産地 (または検収場所) 及びその目的地について説明する。

(3) 木材のマーキング (Timber marking)

BC 州森林法の規定により、木材に木材マークを付けない限り、州有地・私有地のいずれからでも木材を搬出することができない。これは、立木価格の支払いが必要かどうかに関係な

⁴⁰ <https://www.for.gov.bc.ca/pscripts/ISB/FORMS/forms.asp>

く、適用される。

全ての木材は、伐採現場において、伐採後、速やかに目立つようなマークを付けなければならない。木材マークは、BC州森林省が木材所有者または伐採許可証の保有者に対して発行するものである。木材マークは、文字や数字、記号で構成され、丸太の端にスタンプされたり、書かれたりする。登録されたマークは、対象とする土地に対し、1つだけ発行される。各年、州の木材伐採には、約40,000の有効な木材マークが伐採時に記されている。

木材マークにより、木材伐採に際しての伐採権を識別することができる。この情報は、原産地の特定、木材マーク保有者（Mark holder）の特定、製材しない木材を州から輸出する可否の特定、手数料の支払いの可否の特定を行う際に利用される。木材マークは所有権を証明するものとみなされる。

木材マーク、木材検収済み表示、海洋丸太表示（Marine Log Brands）に関する権限とその使用責任は、BC州森林法第5編に定められている。木材マーキング及び輸送に関する規則は、木材にどのようにマーク（Mark）や表示（Brand）を付けるかを規定している。

海洋丸太表示は、海上輸送される木材のためのものである。表示の主な目的は、所有者が沿岸海域で失われた木材を識別し、回収できるようにすることである。海洋丸太表示は、木材が検収されたこと、そして誰がその木材を所有しているかを示す。この表示には検収場所の情報はなく、その使用は任意である。

2-3-2 木材の流通・合法性の確保に関する法令

2-3-2-1 木材及び木材製品の輸送・加工の合法性を確認するための監督・管理措置のシステム

BC州森林省の郡・地方及び本部のスタッフは、検収要件を評価することに対して共同責任を負う。コンプライアンスの確認には、現地調査、検収結果やレポートの確認などが含まれる。積荷明細伝票により、森林経営官は輸送中の木材の動きを監視することができる。

木材が製材所に搬入されると、BC州森林省の管轄ではなくなる。製材所の設立と操業にはBC州森林省の許可は必要ない。製材所の活動に関して管轄権を有する政府機関はBC州労働安全委員会（WorkSafe BC）となる。

2-3-3 木材及び木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

2-3-3-1 木材及び木材製品の貿易に関する法令

1) 木材及び木材製品の貿易に関する法令の概要

表 2.7 にて、木材及び木材製品の取引に関する法令を示す。

これらの法令のうち、カナダ連邦関税法と連邦野生動植物保護及び国際・州間取引規制に関する法（Wild Animal and Plant Protection and Regulation of International and Interprovincial Trade Act：連邦 WAPPRITTA）は、他国の法律を遵守することなく入手、流通、輸送された木材及び木材製品をカナダに輸入することを違法としているが、合法性確認に関するデュー・デリジェンスは規定されていない。

表 2.7 木材及び木材製品の取引に関する法令

法令	概要
連邦野生動植物保護及び国際・州間取引規制に関する法（WAPPRITTA）	● 木材及び木材製品の輸入と州境を越えた取引を規定
連邦関税法 (Custom Act)	● カナダへの商品の輸入を規制し、カナダから輸出される商品の報告義務を規定
D-02-12: 米国本土以外のすべての地域を原産地とする非加工木材及びその他の木材製品、竹及び竹製品に関する植物検疫上の輸入要件	● 植物検疫の輸入要件を規定（米国はこの要件から除外）
BC 州森林法 (Forest Act)	● 州内で伐採された州有・私有木材及びその残材の BC 州内で使用、または州内での木材製品の製造について規定
輸出者向け通知 102 (Notice to Exporters 102)	● BC 州内で加工される丸太の要件の免除を規定

2) 輸入に関する法令

カナダからの木材及び木材製品の輸入を規制する主な法律は、カナダ連邦関税法と連邦 WAPPRITTA 及び植物防疫法である。

連邦 WAPPRITTA は、他国の法律を遵守することなく入手、流通、輸送された木材及び木材製品をカナダに輸入することを違法としている。連邦 WAPPRITTA は同様に、州法や規則に違反して入手、流通、輸送された木材及び木材製品の、カナダ国内の州を越えての取引を違法としているが、合法性確認に関するデュー・デリジェンスは規定されていない。また、連邦 WAPPRITTA は、カナダが CITES を国内で執行・管理するための法律でもある。

3) 輸出に関する法令

カナダからの木材及び木材製品の輸出を規制する主な法律は、カナダ連邦関税法と連邦WAPPRIITAである。すべての輸出事業者は、カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）から輸出入に指定されたビジネス番号アカウントを取得しなければならない⁴¹。輸出事業者は、すべての輸出記録を電子媒体または紙媒体で6年間保管しなければならない。

丸太は制限付き製品扱いとなる。丸太を輸出するためには、輸出事業者は輸出申告書（Export Declaration）と連邦輸出丸太許可証（Federal Export Permit for Logs）（付属資料14）に記入し、印刷したものを連邦輸出丸太許可証に指定された場所でカナダ国境サービス庁（Canada Border Service Agency）に提示する必要がある。連邦輸出丸太許可証は、州有地から丸太を輸出する場合及び1906年3月12日以前に付与された私有地から伐採した木材を輸出する場合に必要となる。

カナダ産の木材及び木材製品を輸出する際には、表2.8に記載された植物検疫の法令及びガイドランスが適用される。植物検疫証明書の例を付属資料15に示す。

表 2.8 木材及び木材製品輸出のための植物検疫に関する法令及びガイドランス

法令及びガイドランス	概要
技術的熱処理ガイドラインと運転条件マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 熱処理室の運転条件と熱処理プログラムに加わるための技術的な要件
EU向けシダー木材及び木材製品輸出のための樹皮除去・地虫穴対策プログラム	<ul style="list-style-type: none"> EUがカナダ産シダーの輸入に要求する認証プログラム
カナダ熱処理木材製品認証プログラム（CHTWPCP）	<ul style="list-style-type: none"> 害虫や病原体の移動を防ぐために、入国時に熱処理を必要とする国へ木材製品を輸出する企業に対する公的な認証
カナダ木材梱包材認証プログラム（CWPCP）	<ul style="list-style-type: none"> 国際植物防疫条約（International Plant Protection Convention）のガイドラインに沿って木材梱包製品を製造するカナダ国内の施設の認証
輸出及び再輸出のための植物検疫証明書の発行に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 輸出及び再輸出のための植物検疫証明書の作成と発行に関するカナダ食品検査庁（Canadian Food Inspection Agency）の方針
中国向け無処理カナダ産針葉樹丸太の輸出における植物検疫証明要件	<ul style="list-style-type: none"> 製材や丸太を含む松材（マツ属の樹種）に対する追加要件（2021年10月に中国が発表したマツノザイセンチュウ（<i>Bursaphelenchus xylophilus</i>）に関する緊急措置を受けて設定された）、
カナダ産燃料用木材及びトウヒ丸太に関する米国の要求事項	<ul style="list-style-type: none"> 米国がカナダ産燃料用木材に対して課す植物検疫の要求事項

⁴¹ <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/businesses/topics/registering-your-business/register.html>

BC州森林法では、州内で伐採された州有・私有木材と工場残材をBC州内で使用するか、州内で木材製品に製造することを義務付けている。木材製品は、BC州製造木材及び木材製品規則で規定されている⁴²。BC州森林法は、BC州の製造工場が必要とされていない丸太や工場残材の輸出を許可するために、この規則の適用除外を認めている。工場残材とは、チップ、端材、削りくず、おがくずなどを指す。

(1) 工場残材の輸出プロセス

工場残材の輸出に関する適用除外を受けるには、適用除外の必要性を説明する申請書を提出する必要がある⁴³。適用除外は、工場残材がBC州内の木材加工施設の需要に対して余剰であると考えられる場合にのみ許可される。

(2) 丸太輸出のためのプロセス

BC州からの丸太の輸出は通達で規制されており、海外での販売を目的とした丸太はすべて余剰テストを受けなければならないと規定されている。

丸太の輸出は、カナダ国内の他州への輸送は2段階、国外への輸出は3段階のプロセスで行われる。第一段階は、BC州で伐採された木材を使用または加工するという要件の免除を得ることである。BC州から丸太を輸出したい企業は、丸太免除情報システム(Log Exemption Information System:LEXIS)を使って免除を申請することができる。申請書に記載しなければならない情報は、木材マーク、本数、樹種、等級、材積などである。このシステムは、木材マークが申請地域で有効かどうかを確認する。木材所有者または代理人が丸太の免除を申請すると、丸太に関する情報が週間の広告リストにオンラインで掲載される⁴⁴。当該の丸太は2週の間広告(「余剰テスト」)に掲載され、国内事業者の必要性に余剰があるかどうかが決まる。国内の製材事業者は、広告された丸太の購入を申し出ることができる。申し出がない場合、広告された丸太は自動的に余剰とみなされる。特定の地域においては、一部またはすべての丸太は余剰テストを受ける必要がない。現在、このような免除地域は①ナス、②北西海岸、③カシア、④北西内地、⑤ハイダグワイ、⑥ソロの6か所である。各免除地域の詳細は、BC州のウェブサイト⁴⁵で閲覧できる。

第二のステップは、BC州政府の許可証の申請である。免除が承認された後、申請者は丸

⁴² https://www.bclaws.gov.bc.ca/civix/document/id/complete/statreg/240_2003

⁴³ https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/farming-natural-resources-and-industry/forestry/log-exports/fs418r_20220216.pdf

⁴⁴ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/competitive-forest-industry/log-exports/bi-weekly-advertising-lists>

⁴⁵ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/competitive-forest-industry/log-exports/step-1-exemption/blanket-exemptions>

太を輸出するための BC 州丸太輸出許可証 (Provincial Timber Permit to Transport Unmanufactured Timber from B.C.) を申請することができ、加工の代わりに料金の支払を要求される。BC 州政府の許可申請は、LEXIS を通してオンラインで行うが、内陸部の特別な状況下では、紙の申請書を使用することもある⁴⁶。BC 州森林省によって承認されると、LEXIS は申請者に許可証の PDF コピーを提供する。BC 州丸太輸出許可証の様式を付属資料 16 に示す。

第三のステップは、連邦輸出丸太許可証 (Federal Export Permit) を申請することである。

(3) 輸出に必要な書類

木材と木材製品の輸出に必要な書類を表 2.9 に示す。

表 2.9 木材及び木材製品を輸出する際に法的に必要な書類

文書名	概要	発行機関
輸出申告書 (Export Declaration)	<ul style="list-style-type: none"> 輸出品について記載した申告書 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者 (通関業者など第三者に委任が可能)
原産地証明書 (Certificat of Origin)	<ul style="list-style-type: none"> カナダ原産であることを示す署名入りの申告書 	<ul style="list-style-type: none"> 非優遇証明書は、カナダ商工会議所から入手可能
植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate)	<ul style="list-style-type: none"> 製品が植物検疫の処置を受けていることを示す 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ食品検査庁 (Canadian Food Inspection Agency)
梱包リスト (Packing list) (付属資料 18)	<ul style="list-style-type: none"> 委託貨物の内容を記す 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者
CITES 許可証 (CITES Permits)	<ul style="list-style-type: none"> CITES 規制対象樹種に必要 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ環境・気候変動省 (Environment and Climate Change Canada)
船荷証券 (Bill of lading) (付属資料 19)。	<ul style="list-style-type: none"> 輸送貨物の種類、数量、目的地などを詳細に記載した文書 	<ul style="list-style-type: none"> 運送業者または代理店
商業送り状 (Commercial invoice) (付属資料 17)	<ul style="list-style-type: none"> 商品の詳細と請求金額を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者

⁴⁶ <https://www.for.gov.bc.ca/isb/forms/lib/FS38.PDF>

丸太の輸出		
BC 州輸出許可証 (Provincial export permit)	<ul style="list-style-type: none"> BC 州からの丸太の輸出に必要 	<ul style="list-style-type: none"> BC 州森林省
連邦輸出許可証 (Federal export permit)	<ul style="list-style-type: none"> カナダからの丸太の輸出に必要 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ・グローバル連携省 (Global Affairs Canada)

2-4 その他関連情報

2-4-1 森林認証の状況

カナダでは持続可能な森林経営に関する 3 つの認証制度が使われている。カナダ規格協会 (Canadian Standards Association (CAN/CSA Z809) : CSA)、持続可能な林業イニシアチブ・プログラム (Sustainably Forestry Initiative Program : SFI)、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council: FSC) による認証制度である。CSA と SFI は、森林認証制度相互承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes: PEFC) によって相互承認されている。CSA プログラムは、PEFC の国際的な CoC 規格を採用している。FSC には、カナダ・ボレアル、ブリティッシュ・コロンビア、マリタイムズの 3 つの地域システムがあり、いずれも FSC インターナショナルから認定されている。

連邦政府は森林認証制度に強い支持を表明している。CSA、SFI、FSC を、持続可能な森林経営に関する国内及び国際協定に合致し、利益のバランスが取れており、客観的かつ科学的で、実施可能かつ実用的であるという基準を満たしているとカナダ森林大臣会議 (Canadian Council of Forest Ministers) は認めている⁴⁷。

カナダ木材及び木材製品協会 (Forest Products Association of Canada) は、3 つの認証制度で認証された地域を示した地図を作成した (図 2.6)。SFI が BC 州の認証林のほとんどを占めている。

⁴⁷ Canadian Council of Forest Ministers (undated) Environmental Leadership.

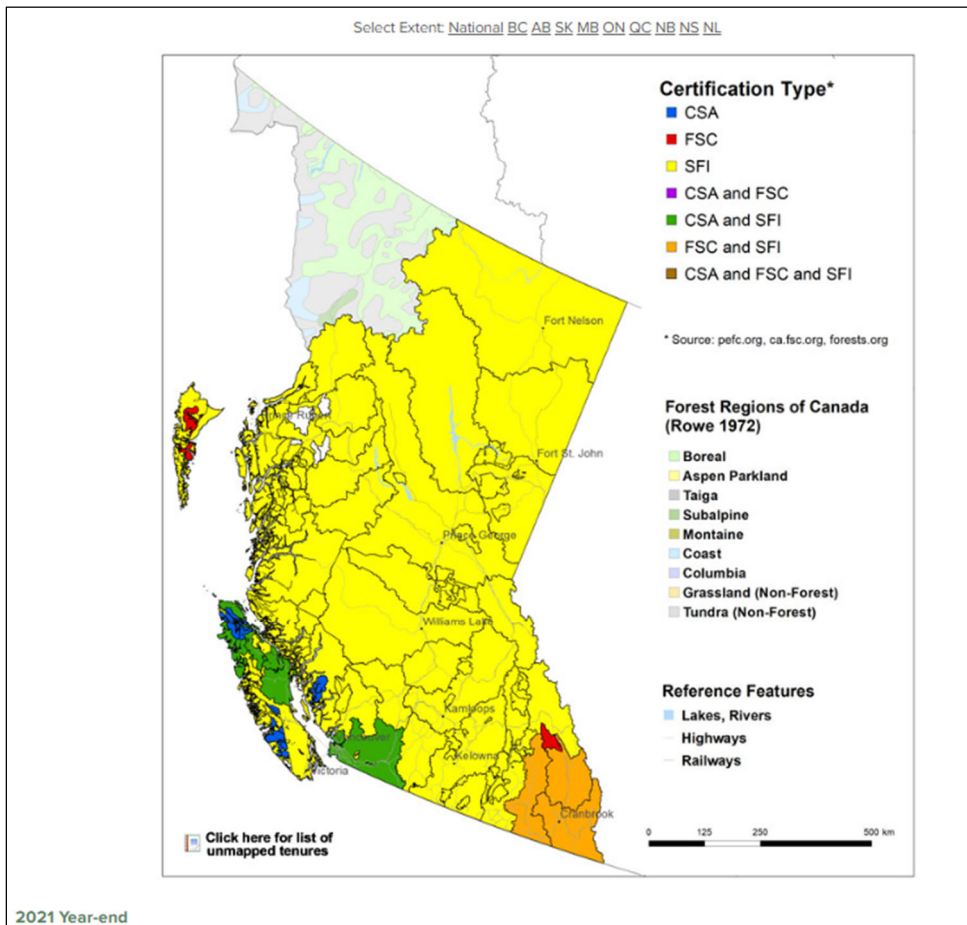


図 2.6 BC 州の森林認証地図

2021 年末時点で認証を受けている BC 州の森林面積は約 4,060 万 ha である。このうち、約 106 万 ha は複数の認証制度で認証されている⁴⁸。認証された総面積は、BC 州の総森林面積の約 68%、生産林州有地の 82%を占めている。

2-4-2 違法伐採に関する関連情報

2-4-2-1 コンプライアンスレベル

BC 州林業部門のコンプライアンスレベルに関する包括的な最新の統計はないが、BC 州 CEB、BC 州 FPB や研究機関がコンプライアンスについて調査結果を公表している。

BC 州 FRPA、BC 州遺産保護法、BC 州水法、BC 州土地法、BC 州山火事法に関する森林分野のコンプライアンス状況について BC 州 CEB が調査した結果、数年にわたって約

⁴⁸ Forest Products Association of Canada (2021) Forest Management Certification in Canada, 2020 Year End Status Report Canada.

60%、2021年度は62%という結果であった。また、BC州CEBは、過去12年間、木材伐採に関して一般市民から約1,800件の苦情を受けた。調査の結果、1,000件以上に対して罰則が課され、BC州森林省への聞き取りでは、違反切符の総額は17万5千ドル、罰金の総額は200万ドル以上となっていた。

BC州FPBによる認可取得者や企業に対する監査では、コンプライアンスの改善が必要であることが示された。しかし、監査はBC州FRPAとBC州山火事法のコンプライアンスに限定されているため、BC州森林法で規制されている伐採権については、監査の対象外である。BC州FPBは、監査を受けた認可取得者が、勧告を通常受け入れていることから、BC州の木材業界では全体的にコンプライアンスレベルが高く、認可取得者が法令を遵守することを望んでいると結論付けている。

最近のいくつかの調査では、BC州の林業におけるコンプライアンスは高いと結論づけている。世界的な森林部門のコンサルティング会社であるInduforによる2016年の調査では、BC州には野生生物の生息地、水質、公共と先住民の関与に関する要件を含む、持続可能な森林経営の要素に関連する非常に厳しい法律と施行があると結論づけている。NEPCon (2017)⁴⁹は、適用法令の違反は一時的かつ稀で影響が限定的であること、そして関連当局によって効果的に管理されていることから、カナダは違法伐採木材のリスクは低いと結論付けた。2020年に発表されたブリティッシュ・コロンビア大学の研究では、BC州の環境、社会、経済のニーズを満たすための法律及び森林経営体制は、持続可能な森林経営の点において他の管轄区と比べ、上位にランクされていると結論づけている⁵⁰。

2-4-2-2 無許可の伐採

BC州CEB職員及びブリティッシュ・コロンビア大学研究者にインタビューを実施した。2-4-2-2の内容は、すべてインタビューで得られた情報である。

BC州CEB職員及びブリティッシュ・コロンビア大学研究者によると、BC州における無許可の伐採リスクは低いものの一部で確認されている。無許可の伐採には2つのタイプがある。第一には、伐採権保有者が意図的あるいは非意図的に許可された伐採区画の外で伐採を行った場合である。第二のタイプとして、個人またはグループが木材マークを付けずに伐採し、密輸する場合である。木材の密輸は、個体群密度が高く、商業的に価値のある非常に大きな木が存在する沿岸部でより顕著に起こる。最も多く密輸される樹種は、老齢木のダグラスファー、シダー、ビッグリーフメープルである。内陸部で最も多く違法に伐採されているのは、ダグラスファー、BC州内の内陸湿地帯のシダー、トウヒ、マツ類、カラマツ類である。

⁴⁹ NEPCon (2017) The methodology used for and the full findings of the assessment are discussed in the assessment report.

⁵⁰ Gilani, Haris R., and John L. Innes (2020). "The State of British Columbia's Forests: A Global Comparison".

BC 州 FRPA では、州の州有地で違法伐採が行われた場合、罰則として最高 100 万ドルの罰金と 3 年の禁固刑、またはその両方を科す。BC 州森林省の報告によると、2021 年までの 10 年間で、無許可で州有材を持ち出したり、伐採したりした者に対して 728 件の罰則を科した。罰金の総額は 50 万ドル以上であり、平均して約 700 ドルの罰金ということになる。密輸を抑止するには罰則が低すぎるという指摘がある。また、BC 州森林省は、報告された木材密輸のすべてのケースに対応できるほど十分な天然資源担当官を抱えているわけではない。

密輸材には木材マークが付かないため、それを受け入れると製材所が大きな罰則を受ける。このため、輸出向けの木材製品に密輸材が混入する可能性は低いと考えている。

2-4-3 その他

2-4-3-1 BC 州の課題

BC 州の木材産業が直面する問題は、伐採作業からもたらされる年間木材供給量の減少が続いていることである。2004 年から 2020 年の間に州内では約 100 の製材所が閉鎖され、生産能力の余剰により、今後も閉鎖が予想される⁵¹。近年の木材供給量の減少の理由のひとつは、過去における過剰な伐採である。特に内陸部では、アクセス可能な原生林の多くがすでに伐採され、その代わりに植林された新しい森林は比較的若く、何年も伐採できる状態にならないため、木材の供給量が減少している。その他、アメリカマツノキクイムシ (Mountain pine beetle) や山火事による被害、森林保護に対する国民の関心の高まりなども、木材の伐採量減少の原因となっている。また、政府が進めている先住民族との和解政策も、木材供給に影響を与えている可能性がある。

1) 森林被害

BC 州の森林生態系に生息するアメリカマツノキクイムシは、北米西部の温暖化により生息域が拡大したようである。1990 年代から 2000 年代にかけて BC 州で起きたアメリカマツノキクイムシの大発生は、夏と冬に好天が続いたことが理由と考えられている。1,800 万 ha 以上の森林が何らかの影響を受け、2012 年までに商品価値のあるマツ材の約 53% が失われた。政府は AAC を増やして木の搬出を許可することで対応した⁵²。その結果、数年間は木質繊維の供給が急増し、その後、継続的に供給が減少していった。結果として、内陸部の多くの製材所が閉鎖されて加工の集中化がおり、製材所までの丸太の輸送距離が長くなっている。

気候温暖化とも関連する山火事による森林の年間被害面積の増加も、BC 州の将来の木材供給に対する脅威となっている。2017 年、2018 年、2021 年の BC 州の山火事は、観測史

⁵¹ Parfitt, B. (2020). British Columbia's Largest Raw Log Exports Make Pitch to Deregulate.

⁵² Government of Canada (2021) Mountain Pine Beetle - Fact Sheet.

上最悪のものであった。2021年4月1日から2022年3月28日までに、1,642件の山火事によりBC州で869,279haの森林が火災にあった⁵³。

2) 森林保護への社会的関心の高まり

木質繊維の供給が減少しているもう一つの理由は、森林保護、特に老齢林の保護に対する国民の関心が高まっていることである。BC州の自然公園や保護区の総面積は国土の12%に達し、今後さらに多くの森林が保護下に置かれることになりそうである。

2019年、政府は州全体を対象とした老齢林戦略的レビュー(Old Growth Strategic Review)を打ち出した。この戦略的レビューによると、BC州における老齢林の管理方法は結果として、生物多様性の危機、不確実性や利害衝突による経済的利益に対する危機、森林経営システムへの広範な信頼欠如をもたらしたと報告されている。この戦略的レビューにおいては、先住民との関わりを深め、生態系の健全性と生物多様性の保全に基づく老齢林管理の新たなアプローチを支持する14の提言がなされた。政府はこれらの提言の実施に取り組むことを表明した。

戦略的レビューの提言の1つは、不可逆的な生物多様性の損失に陥る短期的かつ高度な危険にさらされた生態系からなる老齢林の伐採を延期するというものであった。この提言を受けて、BC州政府は、最も希少でリスクの高い老齢林での伐採を一時的に停止し、その間に長期的な保護策を講じることを約束した。これらの一時的な措置である執行延期が検討されている地域は合計260万haで、そのうち約5万haは伐採が許可ないし計画されている地域と重なっている。これらの執行延期と、老齢林を保護下に置くよう政府に求める市民からのさらなる圧力により、BC州における将来の木材供給は減少する可能性がある。

2-4-3-2 木質繊維の活用を取り巻く地域課題

BC州の林業部門が直面するもう一つの課題は、州の森林から伐採された木質繊維を地域経済のためにいかに有効活用するかということである。一般市民、NGO、労働組合、地方自治体など幅広い団体／組織は、木質ペレットの製造に使われたり、加工されずに丸太として輸出される木材の量が増えていることを懸念している。

木質ペレットの製造は、アメリカマツノキクイムシの蔓延地域で枯死した木材を利用することで、BC州の木材産業を維持する方法と考えられていた。しかし、BC州の木質ペレット産業については、①追加雇用をほとんど生み出さないこと、②所有権が集中していること、③工場残材だけでなく丸太を使うことで森林減少を助長すること、④森林規制当局とペレット産業が不適切な関係にあること、などの批判がある⁵⁴。

⁵³ Government of B.C. (undated) Wildfire Season Summary.

⁵⁴ Hunter, J. (2022). Sold as green energy, B.C.'s wood pellet industry under fire.

カナダ木質ペレット協会 (Wood Pellet Association of Canada) は、このような批判に対抗するための調査結果を報告した。その調査によると、ペレット用の木質繊維の 85%は製材所や関連産業の副産物からで、残りの 15%は低木の粉碎や低品質の丸太に由来するものであることが判明した。この調査では、BC 州で生産されるペレットのほぼすべてが持続可能なバイオマス・プログラムの認定を受けており、扱われる木質繊維は独立した認定管理計画を有する森林からのものであることが指摘された。また、規模は小さいが、バイオマス産業は BC 州の森林部門の長期的な成功に重要な役割を果たしていると結論づけた⁵⁵。

また、BC 州からの丸太輸出の急増にも国民の不満が表われている。沿岸部からの丸太輸出は 1998 年から 2017 年にかけて総伐採量の 1%から約 30%に増加した⁵⁶。民営の製材所、地域コミュニティ、労働組合、環境 NGO は、丸太の輸出が地域の経済機会や雇用の喪失を招いていることに懸念を表明している。この懸念の背景には、木材加工工場の閉鎖により多くの地方都市が被った経済不況がある⁵⁷。BC 州における林業部門の労働人口は、20 年間で 91,000 人から 49,000 人未満に減少した⁵⁸。BC 州森林省の文書では、産業活性化のために BC 州内での製材加工を増やすことが求められている⁵⁹。

2-5 付属資料

付属資料 1：森林ライセンス

付属資料 2：ウッドロットライセンス

付属資料 3：森林ライセンスに基づいて発行された伐採許可証

付属資料 4：出来高詳細丸太リスト

付属資料 5：特別木材及び木材製品申告及び輸送書

付属資料 6：重量伝票

付属資料 7：重量検収安全シート

付属資料 8：重量検収日次監査記録

付属資料 9：検収場入荷台帳

付属資料 10：検収場出荷台帳

付属資料 11：検収者タグ

付属資料 12：木材検収済み表示証明書

付属資料 13：積荷明細伝票

付属資料 14：連邦輸出丸太許可書

⁵⁵ Bull, G., Bennett, B., Thrower, J., and L. Williams (2022) Wood Pellets in B.C.: Woody biomass used in the industry.


⁵⁶ MFLNRO (2019) Rebuilding B.C.'s Coast Forest Sector: Keeping the Wealth in B.C.



⁵⁷ CCPA (2017 年 2 月 27 日) .BC 州政府は生木の輸出を抑制し、付加価値の高い林業の雇用を促進する時期に来ていると、労働組合や環境団体が述べている。 <https://policyalternatives.ca/newsroom/news-releases/it%E2%80%99s-time-bc-government-curb-raw-log-exports-and-boost-value-added-forestry>

⁵⁸ CCPA (2021) It's time for the B.C. government to curb raw log exports and boost value added forestry jobs, say unions and environmental groups.

⁵⁹ MFLNRO(2019) 前掲

- 付属資料 15：植物検疫証明書
- 付属資料 16：BC 州輸出丸太許可証
- 付属資料 17：商業送り状
- 付属資料 18：梱包リスト
- 付属資料 19：船荷証券

 BRITISH COLUMBIA	FOREST LICENCE [Redacted]	Ministry of Forests, Lands and Natural Resource Operations
<p>THIS LICENCE, dated for reference [Redacted]</p>		
<p>BETWEEN: ライセンス発行者 [Redacted]</p>		
<p>AND ライセンス受取人 [Redacted]</p>		
<p>WHEREAS:</p> <p>A. The Regional Executive Director offered the Licensee a replacement for Forest Licence No. [Redacted] pursuant to section 15 of the <i>Forest Act</i>.</p> <p>B. The Licensee accepted the replacement offer.</p> <p>C. The parties have entered into this Licence pursuant to section 15 of the <i>Forest Act</i> (Replacement).</p>		
Replaceable Forest Licence - Version 4.05 [Redacted]	Page 1 of 19	

	Province of British Columbia		Ministry of Forests	WOODLOT LICENCE No. _____
---	---------------------------------	---	------------------------	----------------------------------

BETWEEN:

THE _____ MANAGER, on behalf of
 HER MAJESTY THE QUEEN in right of
 the Province of British Columbia

(the "Licensor")

ライセンス発行者

AND:

(the "Licensee")

ライセンス受取人

WHEREAS:

- (a) the Licensee has applied for a Licence under Section 41 of the *Forest Act*, and the Crown has approved a Management Plan for the proposed Woodlot Licence, or
- (b) the Licensee has requested a replacement Licence under Section 43 of the *Forest Act*,

THE PARTIES AGREE AS FOLLOWS:

1.00 GRANT OF RIGHTS, LICENCE AREA AND TERM

1.01 Subject to the *Forest Act* and Regulations and to this Licence, and in consideration of the Licensee's covenants in this Licence, the Licensor grants to the Licensee:

- (a) the right, during the term of this Licence, to enter and occupy Crown land in the Licence Area for the purpose of managing its timber resources and timber growth capability according to this Licence and the *Forest Act*,
- (b) the right, during the term of this Licence, to manage Crown land in the Licence Area according to this Licence and the *Forest Act*, and
- (c) subject to the provisions of the *Forest Act*, the exclusive right during the term of this Licence to harvest timber, according to the Management Plan, Pre-Harvest Silviculture Prescriptions and Cutting Permits, from Crown land and private land in the Licence Area.

1.02 The Licence Area is:

- (a) the private land described and/or shown on the sketch dated _____ and marked Schedule "A" to this Licence; and
- (b) the Crown land described and/or shown on the sketch dated _____ and marked Schedule "B" to this Licence, but excludes Crown land deleted, from time to time, under the *Forest Act*.

1.03 The term of this Licence will be 15 years and will, notwithstanding the date of execution and delivery of this Licence, be conclusively deemed to commence on _____, 19____, and will end on _____, 19____, (the "Term").

1.04 This Licence is replaceable/not replaceable under the *Forest Act*.

FS 586 HTH 93/1 (Page 1)



Ministry of
Forests, Lands, Natural
Resource Operations
and Rural Development

FOREST LICENCE [REDACTED]
CUTTING PERMIT [REDACTED]

ライセンス発行者

PURSUANT TO Forest Licence [REDACTED] (the "Licence"), this Cutting Permit is issued to:

ライセンス受取人
[REDACTED]

(the "Licensee")

1.00 PERMIT AREA AND TERM

- 1.01 Subject to the Licence and the forestry legislation, the Licensee is authorized to harvest the Crown timber from the areas of land shown on the attached Exhibit "A" map(s) ("harvest area").
- 1.02 The term of this Cutting Permit is four years, beginning on [REDACTED].
- 1.03 The Licensee must make application for extension of this Cutting Permit to the District Manager at least 45 days before the expiry of the Cutting Permit and in a form acceptable to the District Manager.

2.00 OTHER CONDITIONS AND REQUIREMENTS

- 2.01 The Licensee must comply with the conditions and requirements set out in Schedule "A" to this Cutting Permit.

付属資料 4 : 出来高詳細丸太リスト

EVENT TYPE		PRIMARY SCALER LICENCE NUMBER	PRIMARY SCALER RETURN NUMBER	SECONDARY SCALER LICENCE NUMBER	SCALE SITE NUMBER	SCALE DATE			PARCELS	LOG COUNT	TIMBER MARK/ TIMBER BRAND	CUTBLOCK ID	TRANSPORT ID				
						YEAR	MO	DAY									
					20												
ACCIDENT NUMBER				LOAD ARRIVAL NUMBER				PARCEL ID	PARCEL COUNT	FIELD SCALE FLAG	FIELD SCALE DECK	ORIGINATING SCALE SITE NUMBER (RED TAG ONLY)	WEIGHT SLIP NUMBER (RED TAG ONLY)				
初期検収者ライセンス番号													重量伝票番号				
<p>BRITISH COLUMBIA Ministry of Forests and Range 検収場番号 PIECE SCALE DETAILED LOG LISTING (NET) <small>Forms Website: http://www.for.gov.bc.ca/bscripts/ISB/FORMS/forms.asp</small></p>																	
LOG #	SP	LENGTH	TOP	BUTT	GRADE	COMPANY USE	LOG #	SP	LENGTH	TOP	BUTT	GRADE	COMPANY USE				
01													67				
02													68				
03							36						69				
04							37						70				
05							38						71				
06							39						72				
07							40						73				
08							41						74				
09							42						75				
10							43						76				
11							44						77				
12							45						78				
13							46						79				
14							47						80				
15							48						81				
16							49						82				
17							50						83				
18							51						84				
19							52						85				
20							53						86				
21							54						87				
22							55						88				
23							56						89				
24							57						90				
25							58						91				
26							59						92				
27							60						93				
28							61						94				
29							62						95				
30							63						96				
31							64						97				
32							65						98				
33							66						99				
COMMENTS (MAX 256 CHARACTERS)							COMPANY USE							100			
														SCALERS SIGNATURE		SIGNING SCALER LICENCE NUMBER	
														HBS DOCUMENT NUMBER			
<p>FS 1211 HBS HVA 05/10 Please be advised that this information may be released under the Freedom of Information and Protection of Privacy Act.</p>																	

付属資料 5 : 特別木材及び木材製品申告及び輸送書

TIMBER MARK		GEOGRAPHIC LOCATION OF TIMBER ORIGIN	
CONTRACTOR		BLOCK / LANDING / SETTING	HAUL DISTANCE
CARRIER COMPANY NAME		VEHICLE LICENSE NO.	
TRANSPORT OPERATOR'S NAME		TRANSPORT OPERATOR'S SIGNATURE	
DATE OF TRANSPORT YY MM DD		DESTINATION OF SPECIAL FOREST PRODUCTS	
PURCHASER		VENDOR OR AGENT'S SIGNATURE	
SCALER'S LICENSE #		PLACE OF SCALING	
VENDOR		SCALER'S SIGNATURE	
DATE OF SCALING YY MM DD		DATE OF ORIGINAL SCALE	
DESCRIPTION		LENGTH OR # SQUARES	WIDTH OR # BUNDLES
HEIGHT OR # PIECES		FAC TOR	
METRES ²			

BRITISH COLUMBIA **SPECIAL FOREST PRODUCTS SCALE RETURN AND TRANSPORTATION DOCUMENT**

木材マーク | 木材原産地


請負業者 | 運送会社名 | 輸送日 | 検収者 | 購入者 | 販売業者 | 行先 | 検収場 | 検収者署名


長さまたは角材の数 | 高さまたは個数 | 幅または束数

詳細

DISTRIBUTION: WHITE - MOF (copy of scale attached); CANARY - TRANSPORTER; PINK - VENDOR/CONTRACTOR; GREEN - REMAIN IN BOOKLET
FS 222 HVA 01.05 Please be advised that this information may be released under the Freedom of Information and Protection of Privacy Act.

付属資料 11：検収者タグ

SCALER'S			RAFT
	PARCEL NUMBER 包装品番号		
	SCALER NUMBER 検収者番号	RETURN NUMBER 申告番号	
	TIMBER MARK 木材マーク	PIECES 個数	
<small>FG 308 HVA 28/05 QP 4540031837</small>			

 BRITISH COLUMBIA	Ministry of Forests, Lands and Natural Resource Operations
Section 87 (1)	
CERTIFICATE OF SCALED TIMBER BRAND	
SCALE TIMBER BRAND:	検収木材表示（アルファベットの3文字 または3～4文字の数字とアルファベッ トの組合せで検収場所が示される）
	<input type="text"/>
IS HEREBY ISSUED TO:	以下に発行される（発行先）
	<input type="text"/>
FOR SCALE SITE:	検収場
	<input type="text"/>
	省代表者
	_____ MINISTER'S DELEGATE
<small>FS 1308 HVA 2014/01 Please be advised that the information may be released under the Freedom of Information and Protection of Privacy Act</small>	

付属資料 13：積荷明細伝票

BRITISH COLUMBIA		NO.	
LOAD DESCRIPTION SLIP FOR CARRIERS OF TIMBER AND SPECIAL FOREST PRODUCTS			
DATE Y M		TIME	TIMBER MARK / BRAND
DESTINATION OF TIMBER		GEOGRAPHIC LOCATION OF TIMBER'S ORIGIN	
CONTRACTOR		TENURE NO. OR LEGAL DESCRIPTION	
CARRIER IDENTIFICATION (NAME)		CUT BLOCK/LANDING/SETTING NO.	
LANDING SUPERVISOR'S COMMENTS		CARRIER LICENCE NO.	
LANDING SUPERVISOR'S SIGNATURE		DESCRIPTION OF TIMBER AND LOAD <input type="checkbox"/> FIR <input type="checkbox"/> BIRCH <input type="checkbox"/> CEDAR <input type="checkbox"/> ASPEN <input type="checkbox"/> HEMLOCK <input type="checkbox"/> LARCH <input type="checkbox"/> BALSAM <input type="checkbox"/> OFF HIGHWAY <input type="checkbox"/> SPRUCE <input type="checkbox"/> HIGHWAY <input type="checkbox"/> PINE, White <input type="checkbox"/> SHORT <input type="checkbox"/> Lodgepole <input type="checkbox"/> LONG <input type="checkbox"/> Yellow <input type="checkbox"/> SPECIAL FOREST PROD. <input type="checkbox"/> COTTONWOOD TYPE _____	
TRANSPORT OPERATOR'S NAME			
TRANSPORT OPERATOR'S SIGNATURE		HAUL DISTANCE _____ km	
RECEIVER'S SIGNATURE		LICENCE NO. (if scaler)	
CERTIFICATION OF PREVIOUSLY-SCALED TIMBER STATUS <input type="checkbox"/> I CERTIFY THAT THE TIMBER BEING TRANSPORTED HAS BEEN SCALED.			
SIGNATURE OF SCALER OR AUTHORIZED DESIGNATE		LICENCE NO. (if scaler)	

Please be advised that this information may be released under the Freedom of Information and Protection of Privacy Act.
 NOTE: SHADED AREAS MUST BE COMPLETED.
 DISTRIBUTION: WHITE - Forest Service, CANARY - Trucker, PINK - Contractor, GREEN - Remains in book
 FS 549 1VA 2001/11

木材マーク/表示

日付

木材の行先

請負業者

運送業者 ID

荷下者署名

輸送者氏名

受取人署名

過去の検収木材
状況証明書

検収者署名

木材原産地

所有権番号または
法的記載



運送業者
ライセンス番号

木材または
積荷の詳細


運送距離

ライセンス番号

付属資料 14：連邦輸出丸太許可書

 Global Affairs Canada / Affaires mondiales Canada		EXPORT PERMIT / LICENCE D'EXPORTATION			
Permit Number N° de licence: 許可証番号	Identification érence:	Permit Valid From Licence valide à partir de: 許可証有効期間	Page Number Nombre de pages: Page 1 of 2		
Exporter / Exportateur Name / Nom: 輸出者	/ N° de LLEI:		Applicant / Requéant Name / Nom: 申請者	/ N° de LLEI:	
Address / Adresse:			Address / Adresse:		
City / Ville:	Province / State / État:	Country / Pays: Canada	City / Ville:	Province / State / État:	Country / Pays: Canada
Postal Code / Code postal:	Tel No. / No. téléphone:	Facsimile / Télécopieur:	Postal Code / Code postal:	Tel No. / No. téléphone:	Facsimile / Télécopieur:
Contact / Responsable: 請負者	Contact / Responsable: 請負者				
Final Consignee Name / Nom du destinataire final: 最終荷受人名	Street Address, City / Adresse de voirie, ville:		Country / Pays: 国名		
ECL No. (s) N° de LMEC: 5101	DESCRIPTION: 詳細		Quantity/ Quantité:	Unit Measure/ Unité de mesure:	Unit Value (\$CAD)/ Valeur unitaire (\$CAD): [N/A]
Item No/ N° d'article: 品目番号	Boom No.: Adv. Ref. Id: Species and End Use Sort: Timber Marks: Number of Pieces: Name and Type of Transport: Port Of Exit: Anticipated Date of Export:		数量	検収単位	単位価格
				総額	
ITC 1043 (2005-07-18)					
					

付属資料 16 : BC 州輸出丸太許可証

 Ministry of Forests, Lands, Natural Resource Operations and Rural Development	PERMIT TO TRANSPORT UNMANUFACTURED TIMBER FROM BRITISH COLUMBIA		PERMIT NO: (Complete Date)
	Any person/company exporting from the province must be in possession of this permit and all complete Load Description Slips before transporting unmanufactured forest products from British Columbia. This permit is not transferable.		許可証番号
COMPLETE NAME and ADDRESS:			
Applicant or Agent:	<input type="checkbox"/> Exemption Holder 申請者または代理人	<input type="checkbox"/> Exemption Holder	Client Number: 顧客番号
Owner of the timber (if different than above):	<input type="checkbox"/> Exemption Holder 木材の所有者 (上記と異なる場合)	<input type="checkbox"/> Exemption Holder	Client Number:
Destination Company and Country:	行先 会社名及び国名	Shipping Date: 発送日	Permit Issue Date: 許可証発行日
Name and Type of Transport:	輸送の種類と名前	Port of Export: 輸出港	Permit Expiry Date: 許可証失効日
Subject to the conditions hereinafter enumerated, the Permittee is hereby authorized to transport 350 pieces of timber having a combined scale measurement of 350 m ³ as detailed below.		Permit Office: 許可証発行事務所	Receipt/ Invoice Number: 受領証/商業送り状 番号:
THIS PERMIT IS VALID UNDER THE FOLLOWING CONDITION: The applicant must ensure all accounts are in good standing, and fees payable to government be paid within time frames or payment arrangement acceptable to the Ministry of Finance (see Forest Act, Section at http://www.bclaws.ca/civix/document/id/complete/statreg/96157_04#section81).		CONDITIONS OF USE: 1. This permit forms part of the documentation required by the federal log export permitting process. 2. The original timber mark must be displayed on the timber as per the Timber Marking and Transportation Regulation. Timber mark not be removed, obliterated, or altered. 3. The original timber mark in the Exemption and the Federal permit number must be noted on the load slip when the timber to be transported is pre-scaled. 4. When timber is shipped by truck a copy of the permit and the load slip are to be left at the Canadian border before crossing the Canada/USA border.	
REMARKS: 備考	Issued on Behalf of the Regional Executive Director by:		

付属資料 17 : 商業送り状

INVOICE

宛先

Bill To

商業送り状日付

Invoice Date : _____

Invoice No : 商業送り状番号

Notify Party

便名

原産国

初期代理人

運送条件

資金

Funds : _____

Loading Dock : 積載埠頭

支払条件

Payment Terms : _____

送金先

Remit To : _____

Sales O/N : _____

Customer PO : _____

Product Description	Pkgs	Pkg Size	Pieces	Volume	Price	Amount
産物詳細						_____ _____ _____

Signature : _____

署名

付属資料 18 : 梱包リスト

PACKING LIST						
Loading City Place of Delivery Origin		Date Sales O/N Customer PO(s)		Sales O/N		
積載都市	運送先	原産国	Product Size - Length	Count	Package Size Pieces	Volume / Quantity
販売	包装品	数量	[Redacted Content]			
Signature :						署名

付属資料 19 : 船荷証券

Carrier:		Bill of Lading	
運送業者			
Shipper:			
荷主			
Consignee (not responsible unless consigned to order):		Carrier's Reference: B/L-No.: Page:	
荷受人		輸出照会番号	
Notify Address (Carrier not responsible for failure to notify; see clause 20 (1) hereof):		Forwarding Agent:	
通知先住所		運送取扱人	
Vessel(s):		Consignee's Reference:	
船名		荷受人照会番号	
Voyage-No.:		Place of Receipt:	
便名		受取場所	
Port of Loading:		Place of Delivery:	
積載港		運送場所	
Port of Discharge:			
荷下港			
Container Nos., Seal Nos., Marks and Nos.		Gross Weight: Measurement:	
Number and Kind of Packages, Description of Goods		総重量 検収	
包装品の数量と種類			
Shipper's declared Value [see clause 7(2) and 7(3)]		Above Particulars as declared by Shipper. Without responsibility or warranty as to correctness by Carrier [see clause 11]	
Total No. of Containers received by the Carrier:		RECEIVED by the Carrier from the Shipper in apparent good order and condition (unless otherwise noted herein) the total number or quantity of Containers or other packages or units indicated in the box opposite entitled "Total No. of Containers/Packages received by the Carrier" for Carriage subject to all the terms and conditions hereof (INCLUDING THE TERMS AND CONDITIONS ON THE REVERSE HEREOF AND THE TERMS AND CONDITIONS OF THE CARRIER'S APPLICABLE TARIFF) from the Place of Receipt or the Port of Loading, whichever is applicable, to the Port of Discharge or the Place of Delivery, whichever is applicable. One original Bill of Lading, duly endorsed, must be surrendered by the Merchant to the Carrier in exchange for the Goods or a delivery order. In accepting this Bill of Lading the Merchant expressly accepts and agrees to all its terms and conditions whether printed, stamped or written, or otherwise incorporated, notwithstanding the non-signing of this Bill of Lading by the Merchant.	
Movement:		IN WITNESS WHEREOF the number of original Bills of Lading stated below all of this tenor and date has been signed, one of which being accomplished the others to stand void.	
Currency:		Place and date of issue:	
Charge	Rate	Basis	Amount
		W/Vol/Val	P/C
Freight payable at:		Number of original Bs/L:	
Total Freight Prepaid		Total Freight Collect	
		Total Freight	

3 オーストリア

3-1 木材生産・流通の特徴

3-1-1 森林の概要

3-1-1-1 森林資源

1) 森林被服と植生タイプ

連邦森林自然災害景観研究訓練センター（Federal Research and Training Center for Forests, Natural Hazards and Landscape: BFW）が実施した 2016～21 年の森林インベントリによると、オーストリアの森林面積は 401.5 万 ha に達し（表 3.1）、陸地全体の 48% を占める。オーストリアの森林面積は、森林インベントリが最初に実施された 1961～70 年時点には 369 万 ha であり、増加している。国土面積の約 48% を森林が占めるオーストリアは、スロベニアに次いで中欧で最も森林率が高い国である⁶⁰。

表 3.1 オーストリアの森林面積

森林区分	面積(千 ha)
生産林	3,362
商業林	2,947
天然更新林	78
生産保護林	338
保護林	494
伐採のない森林	159
総森林面積	4,015

出典：BFW（2022）⁶¹

オーストリアの主要な樹種は、ヨーロッパトウヒ（*Picea abies*）であるが、1980 年代以降生産林減少が顕著になっている。全森林面積の 56% を占めているが、1986～90 年の森林インベントリと比較すると、ヨーロッパトウヒの面積は 224,000ha 減少している。また、ヨーロッパアカマツ（*Pinus sylvestris*）、ヨーロッパカラマツ（*Larix decidua*）、その他の針葉樹もわずかに減少傾向にある。針葉樹林全体では、1986～90 年の調査期間と比較して、生産林で約 287,000ha 減少している。一方、ヨーロッパブナ（*Fagus sylvatica*）の森林面積は、約 22,000ha 増加し、ナラやその他の広葉樹種の面積はほぼ同様であった。

⁶⁰ BFW (2019) Zwischenauswertung der Waldinventur 2016/18.

⁶¹ BFW (2022) Österreichische Waldinventur.

2) 森林の定義と分布

1975年に制定された森林法では、「森林は、木本植物が生育している生育面積が少なくとも1,000m²あり、平均幅が10mある」と定義されている。図3.1は、オーストリアの森林の分布を示す。

森林区分は、以下のように定義される。第一の区分は生産林 (Productive Forest) であり、定期的に伐採される森林である。生産林の中には、商業林 (Commercial Forest)、天然更新林 (Regenerated Forest) 及び生産保護林 (Harvested Protective Forest) が含まれる。商業林とは、木材利用を主な役割とする森林である。天然更新林とは、実生による天然更新により再生された森林である。生産保護林は、森林を保護する目的の森林であるが、伐採が可能な森林である。第二の区分に、保護林 (Protective Forest without Harvesting) があり、木材利用されずに保護機能を目的とした森林である。第三の区分に伐採のない森林 (Areas within the Forest excluded from Harvest) があり、伐採に見合うサイズであるが伐採が一時的または永続的に避けられている森林 (Harvest forest temporary or permanently excluded) 及び一時的または永続的に伐採のされない保護林 (Protective Forest without harvest (Temporary or permanently)) からなる。上記の各区分は重複しない。



図 3.1 オーストリアの森林分布

出典：BFW (2022) ⁶²

表 3.1 の商業林は、2016～21年森林インベントリによると、294.7万 ha である。主に、国土の東部に位置する (図 3.2)。

⁶² BFW (2022) 前掲

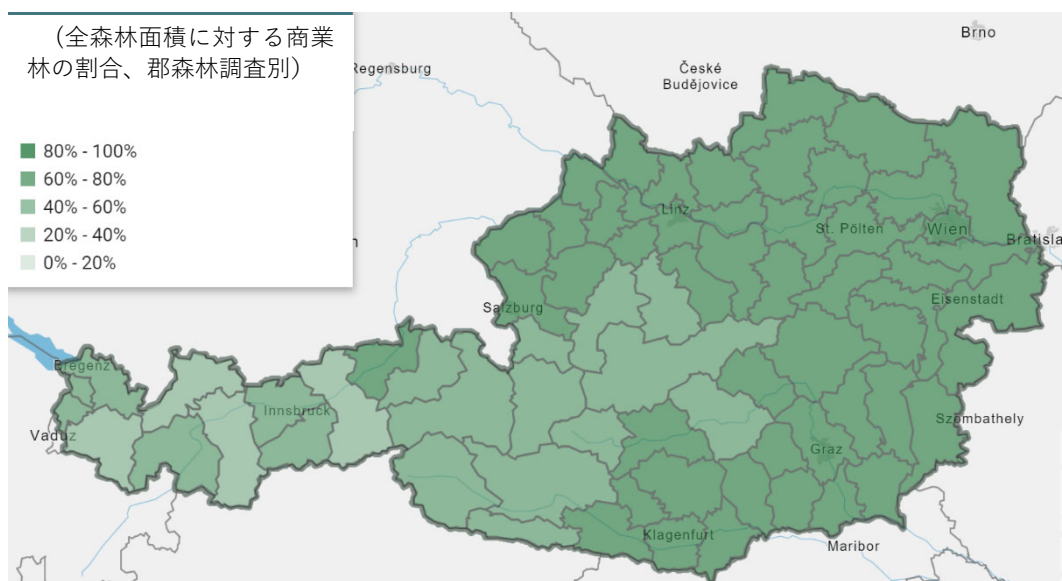


図 3.2 商業林の分布

出典：BFW (2022) ⁶³

3) 森林蓄積と木材利用

オーストリアの森林蓄積は、1960年代以降、50%増加している。同時に、その構成も変化し、大径木と広葉樹の割合が増加した。最新の森林インベントリ 2016~21⁶⁴によると、森林蓄積の総量は現在約 12 億 1,550 万 m³に達している。

生産林の伐採量は、過去 10 年間、比較的高い水準で推移しており、伐採量は 2021 年には約 2,600 万 m³であった⁶⁵。80 年代と 90 年代の木材利用はかなり低く、1,880 万 m³から 1,980 万 m³/年であった。いずれにせよ、2021 年の成長量は 2,920 万 m³であったことから、オーストリアの伐採量は、成長量を下回っている。

3-1-1-2 伐採と木材加工

木材関連企業は合計約 17 万 2000 社ある⁶⁶。最も多いのは小規模企業で、経営者は、フルタイム又はパートタイムのスタッフを 1 名程度雇用する規模である。

2021 年のオーストリアの林業部門生産額は約 24 億ユーロであった。2020 年と比較する

⁶³ BFW (2022) 前掲

⁶⁴ BFW (2022) 前掲

⁶⁵ BFW (2022) 前掲

⁶⁶ Land&Forst Betriebe Österreich (2019) Waldinventur des BFW.

と、生産額は 38.3%増加したが、これは伐採面積の拡大と価格上昇によるものである⁶⁷。木材加工業（製材業、パネル製造業、製紙業）は 1,281 社、約 27,582 人の雇用規模であり、2021 年の生産額が 104 億 3000 万ユーロであった⁶⁸。

1) 原木の生産

連邦農林地域水管理省（Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Regions and Water Management: BML）の伐採報告⁶⁹によると、2021 年の伐採量は樹皮無しの材積で約 1,840 万 m³であり、前年（2020 年：1,680 万 m³）に比べ約 9.7%の増加となっている（図 3.3）。これは、過去 10 年間で最も伐採量が多い年の 1 つである⁷⁰。2021 年に伐採された原木の最大の用途は、製材品生産であり、1,040 万 m³（全伐採量の 56.5%）であった。これは、2020 年から 22.8%増加している。これにエネルギー用木材または薪（490 万 m³、26.8%）、柱、フェンス、支柱、パルプ材といった用途の産業用丸太 310 万 m³（16.8%）が続いている（図 3.3）。

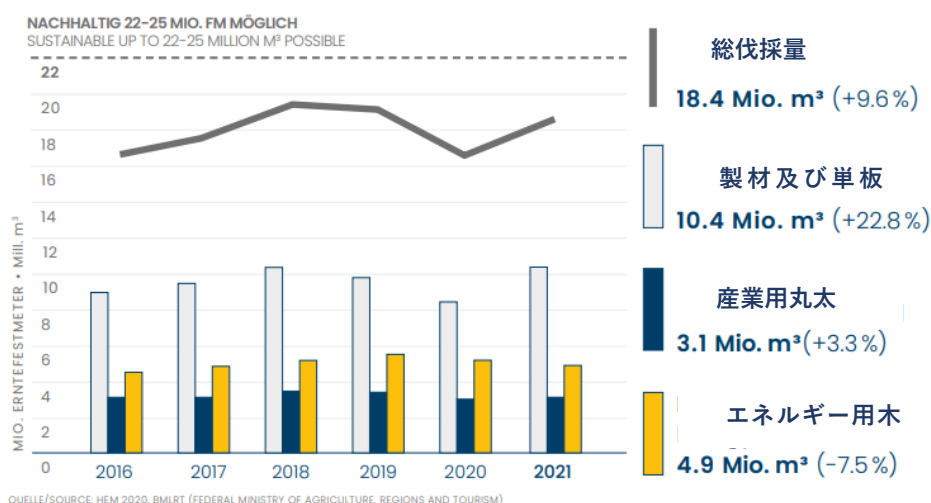


図 3.3 オーストリアの木材伐採量と主要用途別量（2016 年から 2021 年）
出典：Fachverband Holzindustrie（2022）⁷¹

⁶⁷ Statistik Austria (2021) Forstwirtschaftliche Gesamtrechnung. Kalenderjahr 2021. Vorläufige Ergebnisse.

⁶⁸ Fachverband Holzindustrie (2022) Industry Report 2021-2022.

⁶⁹ BML (2022) Grüner Report 2022.

⁷⁰ Statistik Austria (2021) 前掲

⁷¹ Fachverband Holzindustrie (2022) 前掲

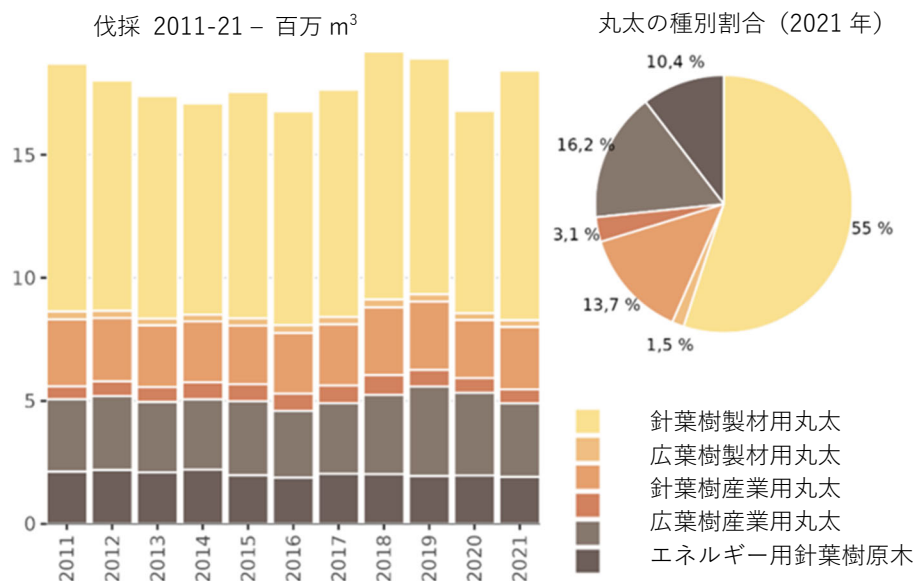


図 3.4 2011 年-2021 年の各年の木材伐採量
出典：Statistik Austria (2021)⁷²

図 3.4 が示すように、木材伐採量の内訳は、針葉樹が 85%、広葉樹が 15%であった。

生産額では、2021 年の原木生産額は約 13 億 3,000 万ユーロで、前述のオーストリア林業の生産額 (24 億ユーロ) の 55.8%に相当する。このうち、製材用が最も多く、9 億 5,500 万ユーロであり、総生産額の約 40%を占めた。これは、2020 年 (5 億 4,600 万ユーロ) と比較して、75%の増加であった。2021 年の製材用原木生産額のうち、9 億 3,200 万ユーロは針葉樹に由来し (製材用原木生産額の 97.6%)、2,300 万ユーロは広葉樹に由来した。

原木生産額に次いで、新規の森林の成長量等を資産換算した生産額 (Biological production) (7 億 300 万ユーロ、29.5%)、林業サービス (Forestry services、木材伐採、育林、相談業務) (2 億 7,800 万ユーロ、11.7%) 等がある。

2) 木材加工

オーストリアで伐採された木材の 95%は、国内で加工される⁷³。2021 年の木材加工業 (製材、パネル、製紙業) の販売生産額は 1,043 万ユーロで、2020 年と比較して 28.9%の増加となっている。

オーストリアの木材加工業は、主に民間の中小企業で構成されている。2021 年には 1,281

⁷² Statistik Austria (2021) 前掲

⁷³ BMLRT (2020) Indikatoren für nachhaltige Waldbewirtschaftung des Österreichischen Walddialoges. Aktualisierung und Bewertung 2020.

社存在し、従業員数 27,582 人を抱える国内産業最大の雇用源の一つであった⁷⁴。

木材は、主に製材、板材、パルプ用に加工される（図 3.5）。それぞれの製品の最終的な需要は、建設業、家具産業、製紙業、そしてスキー産業である。また、木材の伐採や木材加工から生じる端材のエネルギー利用も拡大している。

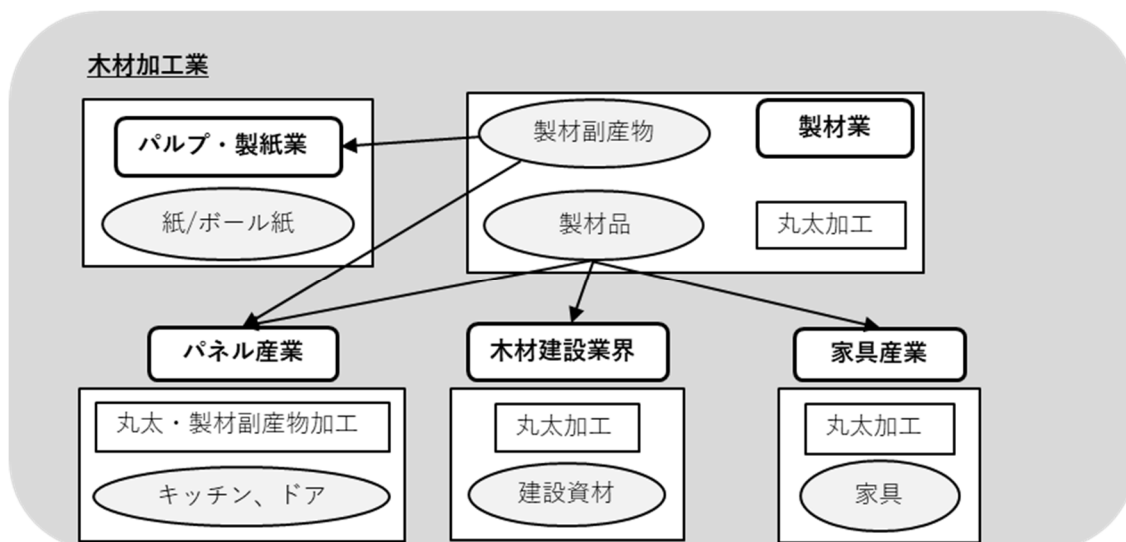


図 3.5 オーストリアの主要木材加工業と木材の流れ⁷⁵

(1) 製材業

オーストリアは世界第 9 位の製材生産国である。製材業は 2021 年に 1,080 万 m³ の製材品を生産している。生産額は 2021 年に 33 億 9,000 万ユーロに達し、2020 年比で 51% 増加した。2021 年には合計で約 1,800 万 m³ の製材丸太が製材され、その 57% に国産材が使用された。製材業は、国内林業の重要な部門であり、製材企業が約 1,000 社 6,000 人の雇用を抱えている⁷⁶。製材業は、中小企業を中心であるが、過去数年の間に集約化が進み、製材企業の総数は減少しているが、製材企業あたりの製材量は増加している。

製材業は、国産材と輸入材を原料に製材品やペレット等を生産する。また、その過程でパルプ、紙、サーマルリサイクル⁷⁷用の原料となる端材が副産物として生じており、それらを川下の加工業に販売している。2020 年において、製材業は 1,850 万 m³ の丸太（樹皮無し）を利用した⁷⁸。

⁷⁴ Fachverband Holzindustrie (2022) 前掲

⁷⁵ チップの供給は、製材副産物以外に産業用丸太からもある。

⁷⁶ BML (2022) 前掲

⁷⁷ 廃棄物を燃やすときに発生する「熱エネルギー」を回収して利用するリサイクル方法のこと

⁷⁸ Strimitzer et al. (2022) Holzströme in Österreich.

(2) パネル産業

パネル産業は、約3,000人の従業員を抱える。2018年において、133万m³のパネルを生産し、8億ユーロの貿易黒字であった⁷⁹。

(3) 製紙業

製紙業は、2021年に23社、約7,600人の従業員を抱えた。製紙業界は2018年に190万トンの紙を生産し、そのうち88%が輸出された。使用される原料の約5割が製材業からの副産物により供給される⁸⁰。

3) 木材・木材製品の貿易

オーストリアは、木材・木材製品の輸出額が輸入額を大幅に超過している。2021年の輸出額58億6,000万ユーロに対し、輸入額は32億ユーロであった⁸¹。特に針葉樹丸太及び製材に関しては、2021年の輸出量は600万m³、輸入量は190万m³であり、輸出量が輸入量の3倍程度であった。

(1) 輸出

オーストリアは、2021年に58億6000万ユーロ相当の木材・木材製品を輸出し、前年比37%増となった⁸²。これは、オーストリアの総輸出額1,656億ユーロの3.5%のシェアを占める⁸³。2021年の木材製品の輸出先を見ると、77%がEU域内、11%がその他のヨーロッパ諸国、12%が日本を含むその他の国であった。

製品の種類別では、2021年には製材品の輸出が19.9億ユーロ(木材製品輸出総額の34%)で最大であった。加工木材(窓、ドア、寄木細工、木工細工、パレット、装飾品等)の輸出額は18.6億ユーロ(31.8%)で、パーティクルボード・ファイバーボードの輸出額が11.3億(19.3%)であった(図3.6)。

⁷⁹ Kirchmeir et al. (2020) Wald in der Krise Erster unabhängiger Waldbericht für Österreich 2020.

⁸⁰ Austropapier (2022) Holz und Altpapier.

⁸¹ BML (2022) 前掲

⁸² BML (2022) 前掲

⁸³ WKO (2022) Österreichs Außenhandelsergebnisse. Jänner bis Dezember 2021. Endgültige Ergebnisse.

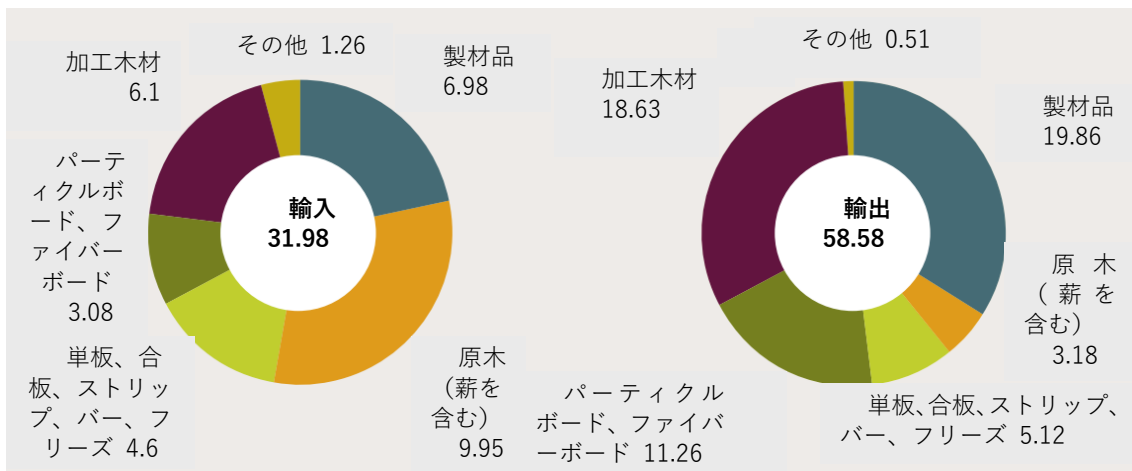


図 3.6 2021 年の製品別の木材貿易額 (単位は 1 億ユーロ)

出典：BML (2022) ⁸⁴

(2) 輸入

オーストリアの 2021 年における木材・木材製品輸入額は 32 億ユーロであった(図 3.6)。地域別では、EU 諸国からの輸入が 86%と圧倒的に多く、その他のヨーロッパ諸国と開発途上国からの輸入はそれぞれ 7%で、その他の国からの輸入はわずか 1%であった⁸⁵。製品別では、2021 年に最も多かったのが燃料用を含む原木で 9 億 9,500 万ユーロ (木材輸入額の 31.1%)、次いで製材品輸入の 6 億 9,800 万ユーロ (21.9%)と加工木材製品輸入の 6 億 1,000 万ユーロ (19.1%) であった。オーストリアは中国に次ぐ丸太の輸入国である⁸⁶。

3-1-2 木材管理と木材防疫に係る行政組織の概要

オーストリアは、9つの連邦州からなる。首都はウィーンであり、連邦政府及びその省庁を含む連邦最高機関の所在地である。1995 年以降、オーストリアは欧州連合に加盟している。

2022 年 7 月 18 日の行政組織改編によって、BML は、農林業、持続可能性、農村開発及び水管理などの様々な分野における連邦政策と法律の実施を担当している。BML は森林政策全般を所管し、EU 木材規則 (European Union Timber Regulation: EUTR) ⁸⁷とそのオーストリア国内施行法である木材取引監視法 (Timber Trade Surveillance Act: HolzHÜG) の

⁸⁴ BML (2022) 前掲

⁸⁵ Fachverband Holzindustrie (2022) 前掲

⁸⁶ FAO (2019) Global forest products 2018: Facts and Figures

⁸⁷ EU 木材規則 (EUTR) のについては、CW ナビ「合法伐採木材等に関する情報：欧州連合 (EU)」を参照：
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/eu/info.html>

実施を主管するなど、木材取引に関連する政策を所管する。表 3.2 は、伐採を含む森林の管理経営及び木材取引に関する政府機関の概要である。

オーストリアは連邦制をとっており、州政府も森林行政に重要な役割を有する。州知事は州レベルの森林行政の責任者である。州森林局は州知事を補佐し、森林法及びその他の関連法令の州レベルでの施行を監督し、調整する。州政府の下部組織である郡行政当局である郡森林検査局は、森林法及びその他の林業関連法令を郡レベルで執行する責任を負う。また、EUTR と HolzHÜG の郡レベルでの施行も担当している。郡森林検査局は、国産材を市場に出荷する事業者の監視を行う。

表 3.2 森林経営及び木材取引に関連する政府機関

政府機関名	役割／責任
連邦農林地域水管理省 (BML)	農林業、持続可能性、農村開発及び水管理の分野における連邦政府の政策や法律の実施を計画、調整、管理及び強化する。森林分野では、林業政策、保護林政策、地域政策と空間計画、イノベーションと地域開発など、幅広い責任を担う。また BML は EUTR と HolzHÜG に基づき、国産材及び EU 圏から輸入される木材を監督する。
連邦森林局 (Forest Federal Office:BFA) BFW の下部組織	EUTR と FLEGT 制度 ⁸⁸ の実施に責任を持ち、HolzHÜG に基づく EU 圏外から輸入される木材を監督する。
州知事及び州森林局	知事の名の下に、州レベルで森林法及びその他の関連法令の実施を監督する。
州の植物保護局	木材・木材製品を含む植物・植物製品の輸出及び国内市場における植物検疫を実施する。
郡森林検査局	郡レベルでの森林法及びその他の規制を実施する (例：一部の州における自然保護に関する規制の実施)。 HolzHÜG に基づき、事業者・取引業者による法令違反の場合の検査と報告等を監督する。

政府機関以外では、商工会議所も森林経営と木材加工業における重要な組織として挙げられる。商工会議所は、各部門の経済的利益を代表する団体で、国レベルのオーストリア商工会議所と 9 つの州会議所 (各州に 1 つずつ) がある。さらに、オーストリア木材加工業協会及び森林組合など、特定の経済部門に属する協会がある。前者は木材加工業の全企業を代表し、後者は森林所有者を代表する。これらの部門に従事するすべての法人及び個人には会員加入が義務付けられている。

⁸⁸ FLEGT 制度については、CW ナビを参照：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-2-eutr.pdf>

3-2 森林の伐採段階における法令等

3-2-1 法令等の概要及び運用状況

3-2-1-1 法令等の概要

表 3.3 に、オーストリアの森林経営と伐採に関する法令の概要を示す。木材の国内取引、貿易に関する法令は後述する。

表 3.3 森林経営及び伐採に関する法令

法令の名称	概要
森林法	森林政策手段、資源管理と持続可能な利用及びその保全の観点からオーストリアのすべての森林を管理する法的枠組を定める。 無許可で伐採できる面積を 0.5ha 未満に制限する。 2ha を超えた皆伐を禁止する。
森林開発計画に関する条例	森林開発計画（森林法、第 9 条）の要件を定める。
森林保護条例	保護林利用を定める。 無許可皆伐採面積を 0.2ha 未満に制限する。
連邦林法	オーストリア連邦林（全森林面積の約 15% を被覆）の法的根拠と連邦林を運営するための有限責任会社の設立を定める。
一般土地台帳法	森林を含む土地の不動産登記を定める。
商工会議所法	林業や木材加工業等、特定の経済分野における会議所会員の関連事項を定める。

3-2-1-2 森林の所有形態

森林は公有林と私有林に分類され、それぞれの所有形態の割合は次のようになっている。公有林の 3 区分における所有の内訳は、連邦政府が 15%、州が 1%、市町村が 3% となっている。また私有林の区分の内訳は、大規模私有林（200ha 以上）が 49%、小規模私有林（200ha 未満）が 22%、共同体によって管理される森林が 10% となっている（図 3.7）⁸⁹。

オーストリアでは一般に、小規模森林所有者と大規模森林所有者を区別するために 200ha を基準にしているが、平均的な所有森林面積は 13ha である。森林所有の規模をさらに細かく分類すると、2020 年において、5ha 未満の森林所有者（私有及び公有）は 58,874 戸、森林面積の約 4.6% を占め、1,000ha 以上の所有者（公共及び民間）は 267 戸で 37.3% を所有

⁸⁹ BML (2022a) Zahlen und Fakten rund um den Wald in Österreich.

していた（表 3.4）。

表 3.4 2020 年の森林面積別所有者数

森林面積クラス	所有者数（戸）	森林面積 （1,000ha）	総面積に対する割合（％）
5ha 未満	58,874	158	4.6
5ha 以上 20ha 未満	57,387	556	16.3
20ha 以上 50ha 未満	13,697	414	12.1
50ha 以上 100ha 未満	3,528	242	7.1
100ha 以上 200ha 未満	1,947	267	7.8
200ha 以上 1000ha 未満	1,256	503	14.7
1000ha 以上	267	1,272	37.3
総計	136,956	3,412	100

出典：Statistik Austria（2020）⁹⁰

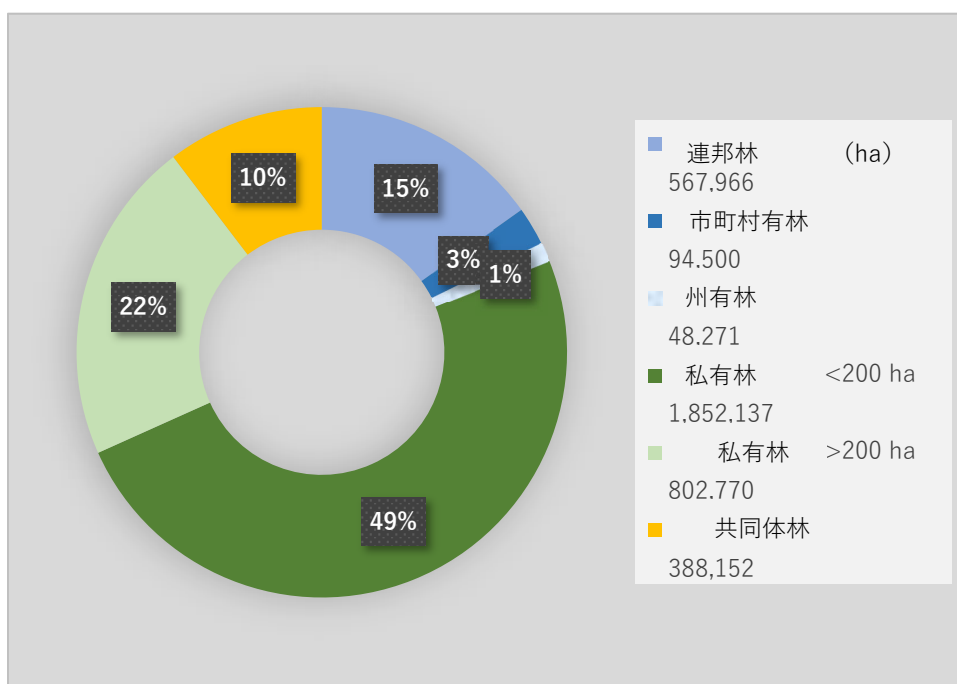


図 3.7 オーストリアにおける主な森林所有形態

出典：BML（2022a）⁹¹

オーストリアで最大の森林所有者は、公営のオーストリア連邦森林公社⁹²である。同公社

⁹⁰ Statistik Austria (2020) Tabelle: Land- und forstwirtschaftliche Betriebe nach Flächennutzung 2020.

⁹¹ BML (2022a) 前掲

⁹² 連邦林法 1996 年によって規定された公的企業

は、51万 ha の森林（森林面積全体の約 15%）を所有する⁹³。第 2 位の公有林所有者はウィーン市で、市域（31%）とウィーン州外に水資源保全林という形で約 34,000ha を保有する⁹⁴。最大の民間所有者は、マイヤー・メルンホフ・サウラ林業会社であり、約 28,000ha（森林面積の 0.82%）を所有する。

オーストリアの林業会社は、一般的に、森林所有者が自ら会社を経営し、森林の管理経営を行う形態となっている。森林所有者のほとんどは農家であり、ほぼ経営権を持つが、伐採など自ら実施することが困難な作業を他の専門事業者に委託する。2020 年の農林業経営者約 155,000 人のうち、土地を持たない経営者は 270 人であった。つまり、オーストリアのほぼすべての森林所有者経営権を保有していることになる。

3-2-2 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

3-2-2-1 伐採計画及び許可

オーストリアでは木材生産を目的に、生産林に区分された植林地や天然林で皆伐、または伐採が行われる。森林法により以下の場合には許可が必要とされる。

- 0.5ha 以上の面積での皆伐及び伐採
- 伐採予定地の林分材積が低い、または天然更新が確実でない森林に隣接している森林での伐採
- 過去に森林所有者が違反を犯しており、当局による特別な監督を必要とする森林での伐採

木材の伐採は、環境リスクや危険の回避に重点を置き、森林法によって規制されている。0.5ha 未満（保護林では 0.2ha 未満）の小規模の皆伐及び単木の伐採は、環境に与える影響が低いと考えられ、伐採許可は不要である。伐採面積が 0.5ha 以上の場合、所有者または伐採事業者（所有者と契約を結んだ事業者）は、伐採許可を申請しなければならない。申請書には、伐採面積、伐採する木材の場所や樹種を明記する必要がある、申請結果として州政府の森林当局より許可（3-2-3 を参照）が発行される。森林当局は、再植林を条件に伐採承認を与える場合があるが、天然林が十分に分布する場合は例外とする。さらに、森林当局は、承認後、現地での遵守状況を確認する。また、森林経営計画の作成は任意であるが、森林所有者が作成を希望する場合は、森林法によってその要件や内容が規定されている。

3-2-2-2 社会・環境に関連する条項

1) 伐採に関する環境条件

森林法において、伐採時の環境要件の遵守が規定されている。すべての森林所有者は、森

⁹³ ÖBF (2022) Unternehmensprofil Zahlen und Fakten.

⁹⁴ Wiener Zeitung (2015) Wem gehört der Wald?

林法第 16 条に従い、森林土壌の質を保護し、森林更新又は再生を確保するための措置を講じなければならない。また、林道の開設には別途許可が必要となる。

上述の通り、0.5ha 以上の伐採面積を伐採する場合、伐採活動の内容を記載した申請書を提出し、当局が許可証を発行する。許可証には、環境への影響を軽減するための措置が要件として含まれることもある。そして、森林当局は、許可された伐採について、現地でその遵守状況を検査することになっている。

2) ワシントン条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora: CITES) 及び保護樹種

オーストリアで生産される木材樹種はワシントン条約の規制対象樹種リストに記載されていない。

なお、オーストリアには、比較的希少な樹種であるスイスマツ (*Pinus cembra*) の森林がいくつか分布する。オーストリア東部アルプスで最大のスイスマツ林は、東チロルのデフェレゲントルの奥地に 170ha の林分がある。このうち自然林保護区に指定された 100ha の林分には樹齢 600 年に達するものもあり、厳しく保護されている。スイスマツの木材の伐採、加工は、伝統的な家具の製造に限られる⁹⁵。

3) 保護区

オーストリアでは、州政府が自然保護に関する法律、管理、監視に責任を負っている。国土の約 27% は自然保護法の下で保護されており、16% はナチュラ 2000⁹⁶ の自然保護区域、国立公園、自然保護区として厳しく保護されており、11% は景観保護区など、それほど厳密ではない保護区で構成されている。自然保護地域の規制のもと、政府は危険地域計画を策定し、該当区域では、伐採は禁じられている。

4) 森林に関する慣習権

森林の慣習的利用権の一般的な例としては、道路の使用権や放牧権などがある。こうした慣習権は、法律に従って行使されなければならないとされており、土地所有者が慣習的権利を承認せず、かつ、利用者が 3 年以内に権利を行使しない場合、慣習権は失われる。なお、オーストリアの慣習権は、土地登記簿で十分に確立されているため、特定することができる。NEPCon (2017)⁹⁷によると、慣習権の侵害リスクは低く、特に指摘されていない。

⁹⁵ Lamodula (2022) Zirbenholz: Alles Wissenwerte über dei Zirbe & Zirbelkiefer.

⁹⁶ 欧州の生物多様性を保全するため、1992 年生息地指令 (92/43/EEC) に基づいて設定 EU における自然保護区のネットワーク

⁹⁷ NEPCon (2017) Timber Legality Risk Assessment Austria Country Risk Assessment, Version 1.0 | August 2017. Nature Economy and People Connected (NEPCon)

3-2-3 伐採の合法性が確認できる書類の事例及びその発行条件

前述の伐採許可証は、森林法で規定され、0.5ha以上の面積（保護林の場合は0.2ha以上）で伐採を行う場合に必要となる。許可証には、場所、面積、樹種など、許可された伐採の詳細が記されている。原則として伐採許可証を申請するのは森林所有者である。申請者が再造林義務を果たすかどうか合理的に疑問がある場合、州森林局は申請者に保証金を要求することができる。この保証金が入金されるまで、伐採を開始してはならない。しかし、実際には森林当局が保証金を要求することは少ない。当局は、伐採許可申請書が提出されてから6週間以内に決定を下すものとされている。この期間内に当局が決定を下さない場合、申請者は申請した伐採を実施することができる。伐採許可証の有効期間は、通知が法的効力を得てから5年後に終了する。有効期限は、死亡による譲渡や譲渡契約に基づく場合を除き、森林の所有権変更によっても失効する。

伐採許可証の要件と記載内容は国内で共通であるが、その様式は州によって異なる。付属資料1（伐採許可証）は、シュタイアーマーク州の管轄地区森林局が、0.5ha以上の森林区域の皆伐に対して発行した伐採許可証である。

伐採に関し、森林所有者は、伐採企業に伐採やその一部を依頼することが多い。そのような場合、森林所有者と伐採企業の間で契約が結ばれる（付属資料2：木材伐採契約書）。

3-3 木材の流通段階における法令等

3-3-1 法令等の概要及び運用状況

EUTRのオーストリア国内実施法であるHolzHÜGが木材の流通及び貿易に適用される。また、国内の一般的な輸送や取引に関する規定も木材の流通段階で適用される（表3.5）。

表 3.5 流通段階に関する法令

法令の名称	概要
HolzHÜG	EUTRのオーストリア国内実施について規定する。
国際物品運送契約に関する国際条約（International Convention on the Contract for the International Carriage of Goods by Road:CMR）	道路交通に関わる当事者の権利と義務を含む国際的な協定とされる。 契約で指定された物品の引取場所と引渡指定場所が異なる2つの国にある場合、報酬を得るために車両で物品を道路運送するためのすべての契約に適用される。 同条約の文書は、国際的に陸上輸送に必要とされている。荷主、運送人、受取人の記載が必要となる。

法令の名称	概要
商品輸送法 (Goods Transportation Act:GübefG)	最大許容総重量の合計が 3,500kg を超える道路交通またはトレーラーによる商品の商業輸送を規制する。 国境を越えた商品の商業輸送を規制する。
一般運送事業者規約 (Genral Austrian Forwarders' Terms and Conditions:AÖSp)	運送事業者が商取引の過程で行うすべての活動に適用される一般的な規約となる。
木材取引慣行 (Austrian Timbe Trade Practices:ATTP)	木材・木材製品の輸送に関する商法としての取引慣習が含まれる。

3-3-2 木材の流通・合法性の確保に関する法令

3-3-2-1 木材の輸送

オーストリアで木材・木材製品は、主に道路輸送と鉄道輸送によるが、道路による直接輸送が一般的である。木材・木材製品の輸送に関する特別な規則はないが、木材取引慣行 (Austrian Timber Trade Practices:ATTP) には、原木の輸送に関わる条項がいくつか含まれている。

原木の輸送は、工場での受け渡しと森林での受け渡しの2通りがある。「工場での受取り」の場合、木材を伐採した林業会社が原木輸送を専門とする輸送会社と契約し、輸送会社は伐採された原木を買い手の工場又は貨物列車のターミナルなど事前に合意した目的地まで輸送する。これに対し、「森林での受取り」の場合、林業会社は伐採した丸太を林道沿いの集積場に置くまでを担い、その後の輸送は買い手が手配する⁹⁸。オーストリアでは後者の「森林での受取り」が主流である⁹⁹。

輸送には、国際物品運送契約に関する国際条約 (International Convention on the Contract for the International Carriage of Goods by Road:CMR) で規定された運送状 (付属資料3) が使われる。CMRは、道路運送の契約上の証拠となるもので、業務の範囲と責任を決定し、関係者と運送品を特定するものである。この書類には、売主が運送業者に伝える指示が記載されており、陸上輸送の際には必ず商品に添付しなければならない。木材の原産地、樹種の種類、量、購入者の身元が記載されている。

⁹⁸ Kretzer et al. (2009) Supply Chain Forst-Logistik-Säge – Erstanwendungsplattform von IT/Telematikkonzepten zur ressourceneffizienten Holznutzung im Gebirgswald, Wien.

⁹⁹ Zazgornik et al. (2012) A comprehensive approach to planning the deployment of transportation assets in distributing forest products, in : International Journal of Revenue-Management, Volume 6 (2012), Issue 1/2, S. 45-61.

3-3-2-2 木材の加工

産業部門全般に適用される労働、安全、環境に関する規則を除けば、特に木材・木材製品の加工に関する特別な法律や規則はない。ただし、加工事業者は、EUTR においてトレーダーに位置づけられ、「木材・木材製品を納入したオペレーターまたはトレーダー」と「木材・木材製品の販売先となるトレーダー」を特定し、前者についてその記録を最低 5 年間保存することが義務づけられる。これに該当する書類例として、納品書が挙げられる。すべての原木は納品書で記録され、伐採主体にまで追跡が可能となる。納品書には、木材に関する情報（供給者、購買者、品質、数量など）が含まれる。原木の納品用の納品書は、森林・木材・紙に関する商工会議所によって設立された「フォレスト・ホルツ・ペーパー（Forst-Holz-Papier）」の納品書テンプレートを使う（付属資料 4）。

3-3-3 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

3-3-3-1 木材・木材製品の貿易に関する法令等の概要

オーストリアにおける木材貿易に関連する法令を表 3.6 に示す。最も関連する法令は EUTR とその国内法である HolzHÜG である。また木材貿易は、オーストリアの貿易全般を規定する企業法典（Code of Commerce:UGB）や ATTP が木材取引における商業契約の法的基準を提供する。UGB、HolzHÜG などを総称してオーストリア貿易法（Austria trade law）と呼ぶ。

表 3.6 木材・木材製品の貿易に関する法令

法令の名称	概要
木材取引監視法 (HolzHÜG)	EUTR と FLEGT 制度の国内実施を規定する。
企業法典 (Code of Commerce:UGB)	情報提供義務、会社売買の手続き、会計、会社登記簿への記載、取引など、会社の権利と義務について規定する。
木材取引慣行 (ATTP)	木材・木材製品の輸送に関係する商法としての貿易慣習が含まれる。
植物防疫法	貿易に関する植物検疫について規定する。

3-3-3-2 木材の輸入

1) EU 域外からの輸入

EU 域外からの輸入の場合、HolzHÜG に従い、連邦森林局（Federal Forest Office: BFA）が輸入木材の合法性の監視と管理を行う。監視の一環として、輸入品は木材の種類、輸入国、木材の加工度合いに関する点数方式でリスクが評価される。このため、BFA は税関から定

期的に関連データを受け取る。

EU 域外からの木材輸入について、輸入業者は、EUTR で規定されたデュー・デリジェンス¹⁰⁰を実施しなければならない。BFA による事業者検査では、BFA はデュー・デリジェンスの実施を示す書類の確認と、オペレーターへの訪問検査を実施する。リスクを考慮して、監査の焦点は、EU 圏外の南東ヨーロッパ諸国、南米、アフリカ、アジア（特に中国とマレーシア）からの木材製品輸入が挙げられる。2021 年には、26 オペレーターが検査され、17 件のデュー・デリジェンスに関する違反が報告されている（表 3.7）。

表 3.7 オーストリア政府によるオペレーターのデュー・デリジェンス検査実績

	検査件数	デュー・デリジェンス違反件数	行政処分による反則金	当該木材・木材製品の販売の中止
2017 年～2018 月	38 件	11 件	-	-
2020 年	不明	16 件	7 件	-
2021 年	26 件	17 件	8 件	2 件

2019 年は報告なし

出典：European Commission (2020)¹⁰¹及び BML ウェブサイト¹⁰²

また、HolzHÜG は、管轄官庁が必要に応じて木材・木材製品のサンプルを採取し、検査できると規定しており、政府は、輸入木材の科学的検査についてドイツのチューネン研究所に委託している。

2) EU 域内からの輸入

事業者は EUTR におけるオペレーターとしてのデュー・デリジェンスの義務はなく、事業者はトレーダーとして取引輸入を記録する義務が課せられる。

3-3-3-3 輸出

木材の輸出は、税関の審査を受ける。必要な輸出書類は、輸出先によって異なる。EU 域外の国への輸出には、一連の税関書類が必要である。これらの書類には、輸出申告書、インボイス、原産地証明書や植物検疫証明書などが含まれる（表 3.8）。

¹⁰⁰ EUTR におけるデュー・デリジェンスはクリーンウッドナビを参照：

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/eutr.html>

¹⁰¹ European Commission 2020 EUTR Analysis 2019: Background analysis of the 2017-2019 national biennial reports on the implementation of the European Union's Timber Regulation (Regulation EU No 995/2010)

¹⁰² EUTR- und FLEGT-Berichte: <https://info.bml.gv.at/themen/wald/eu-international/eutr-flegt-berichte.html>

表 3.8 木材・木材製品を輸出する際に法的に必要な書類

文書名	概要	発行主体・発行機関
輸出申告書	輸出のための税関申告書である。オーストリアでは、輸出用の税関申告書は、一般的に e-customs と称されるシステムを利用して電子的に提出される。	税関事務所
インボイス	商業的な内容はもちろん、関税番号や原産地証明など、輸入国での輸送や通関を円滑に行うためのあらゆるデータが記載されている。	輸出業者
原産地証明書 (付属資料 5)	オーストリアと EU の木材製品の原産地を証明するものである。	各連邦州の商工会議所
植物検疫証明書 (付属資料 6)	木材に菌類や害虫がないこと、または製品が植物検疫を受けたことを証明する。	各連邦州の植物保護局
船荷証券	運送契約の成立を証明するもので、運送人が運送のための貨物を受領したことを確認するもの。	荷送人
パッキングリスト	パッケージの寸法や品目に関する情報が記載される。	荷送人
重量リスト	リストの総重量は、輸送書類に記載されている情報と一致する必要がある。	荷送人

3-4 その他の関連情報

3-4-1 森林認証制度の状況

オーストリアには、Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC) と森林管理協議会 (Forest Stewardship Council : FSC) の認証制度が利用されている。2019 年 12 月時点において、約 7 万 7,000 区画 (約 300 万 ha) の森林が PEFC 森林認証を有し、667 件の PEFC-CoC 認証が有効であった¹⁰³。FSC に関しては、587ha の森林が認証を有し、FSC-CoC 認証は 435 件であった¹⁰⁴。

3-4-2 違法伐採に関する関連情報

オーストリアでは林業分野における、法律の違反事例は少ない。不適切な森林経営や伐採の報告事例として、近隣住民の権利に悪影響を与える境界付近での伐採、法的に許可された以上の森林面積の皆伐等が挙げられる。なお、ニーダーエスタライ州の郡森林検査によって

¹⁰³ PEFC (2022) PEFC Austria. Bedeutung von PEFC.

¹⁰⁴ FSC (2022) FSC in Österreich. FSE – die Organisation.

森林法違反が発見されたのは、過去2年の間に1件であった。NEPCon (2017)¹⁰⁵による評価では、伐採、輸送、取引のすべてのカテゴリでリスクは低いとされている。

3-5 付属資料

付属資料1：伐採許可証：シュタイヤーマーク州での皆伐に対して発行された許可証

付属資料2：木材伐採契約書


付属資料3：国際物品運送契約に関する国際条約 運送状

付属資料4：納品書

付属資料5：原産地証明書

付属資料6：植物検疫証明書

¹⁰⁵ NEPCon (2017) 前掲


**Das Land
Steiermark**

BEZIRKSHAUPTMANNSCHAFT WEIZ

Bezirkshauptmannschaft Weiz → Umwelt/Agrarreferat

伐採許可証の受益者

責任者

伐採許可証の受益者

Bescheid

通知書
宣告文

関連法規として森林法第 88 条第 1 項及び第 4 項を参照

Spruch:

Gemäß § 88 Abs. 1 und 4 des Forstgesetzes 1975, BGBl. Nr. 440 i.d.g.F. werden dem

伐採許可証の受益者

以下の伐採作業が許可されています。

伐採地	bewilligt:						プロット番号
	森林 ユニット名	サブユニット	面積	林齢	市町村コード		
	Schlag- fläche	WO- Bezeichnung	Uabt.	Ausmaß (ha)	Alter	KG	Gst. Nr.
1							
2							
3							
4							

すべての伐採地の面積が 0.5 ha を超えるため、伐採許可が必要である。

Der mit dem Genehmigungsvermerk versehene Lageplan bildet einen Bestandteil dieses Bescheides.

BE IV 11

Das elektronische Original dieses Dokumentes wurde antesigniert. Hinweise zur Prüfung der elektronischen Signatur bzw. der Echtheit des Ausdrucks finden Sie unter: <https://as.stmk.gy>

上記リストのうち、承認された伐採地の詳細な説明



伐採申請が森林法の規制に抵触しないこと

Auf Grund des durchgeführten Ermittlungsverfahrens, insbesondere der örtlichen Erhebung, am 09.11.2021, konnte festgestellt werden, dass die beantragte Fällung den Bestimmungen des Forstgesetzes 1975 nicht entgegensteht.

Es war daher wie im Spruch zu entscheiden.

Die Kostenvorschreibung erfolgte tarifgemäß.

Hinweise:

表示 (森林法に基づく正しい伐採の手順について)

1. Bei der Fällung und Bringung sind im Sinne des § 58 Abs. 3 des Forstgesetzes 1975 der Waldboden und der darauf stehende Bewuchs möglichst wenig zu beschädigen, insbesondere die Wiederbewaldung nicht zu gefährden und unvermeidbare Schäden sogleich nach Bringungsabschluss zu beheben.
2. Zur Vorbeugung gegen Schädlingsbefall ist gemäß § 45 des Forstgesetzes 1975 in Verbindung mit der Forstschutzverordnung, während der Vegetationsperiode die Entrindung oder chemische Behandlung des Waldholzes binnen vier Wochen nach der Fällung vorzunehmen.
3. Die Nutzungsflächen - Bestandeslücken - sind gemäß § 13 Abs. 1 bis 10 des Forstgesetzes 1975 binnen 5 Jahren nach Durchführung der Fällung mit standortstauglichem Vermehrungsgut erstmals wiederzubewalden und so lange nachzubessern und zu pflegen, bis die Verjüngung gesichert ist.
4. Die erteilte Fällungsbewilligung erlischt gemäß § 92 des Forstgesetzes 1975 mit Ablauf von fünf Jahren nach Rechtskraft des Bescheides und ferner bei Wechsel im Eigentum des Waldes, ausgenommen bei Übergabe von Todes wegen oder auf Grund von Übergabeverträgen.

上訴権についての説明

Rechtsmittelbelehrung

Sie haben das Recht, gegen diesen Bescheid **Beschwerde** an das Verwaltungsgericht zu erheben. Die Beschwerde ist innerhalb von **vier Wochen** nach Zustellung dieses Bescheides schriftlich bei uns einzubringen.

Sie haben auch die Möglichkeit, die Beschwerde über das Internet mit Hilfe eines Web-Formulars einzubringen (<https://egov.stmk.gv.at/rmbe>). Bitte beachten Sie: Dies ist derzeit die einzige Form, mit der Sie eine beweiskräftige Zustellbestätigung erhalten.

Weitere technische Einbringungsmöglichkeiten für die Beschwerde (z.B. Telefax, E-Mail)

Ergeht an:

1. 伐採許可証の受益者

Kosten:

伐採申請・許可手続きに関わる費用（申請者負担）

dem Konto des Empfängers einlangt:

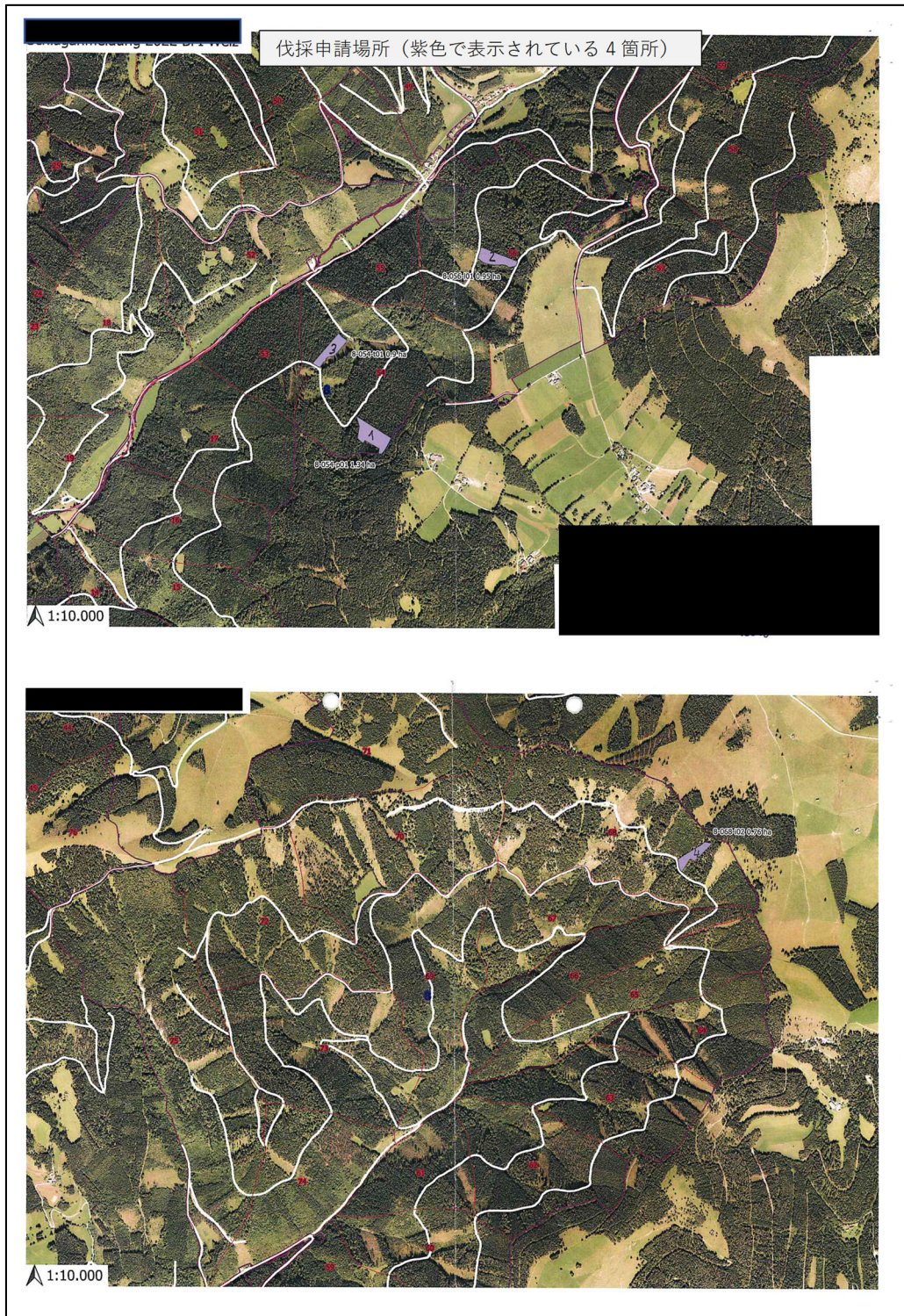
Betrag	所轄の郡当局の送金額および銀行口座情報
Empfänger	
IBAN:	
Verwendungszweck	

per E-Mail an:

伐採許可証の写しを電子メールにて受領した当局

2.
3.
4.

支払額を証明する銀行印



注釈：伐採許可証の要件と記載内容は国内で共通であるが、その様式は州によって異なる。

付属資料 2：木材伐採契約書

HOLZWERBUNGSVEREINBARUNG
im Werkvertrag

[コントラクター社名] Datei Revier Verjährung

Forstverwaltung: Durchschnittliche Kosten € / Festmeter
Revier: Handarbeit Maschinen Sonstiges
Waldort: Gesamt

Voraussetzungen im An- Multiplikations-
Vorzugung Einzelstamm Kahleib Gesamt Laubholz Kalamität Reizholz Faktor

DBH m²/本 丸太数 Prämie je Festmeter
Nutzungsaufteilung 1 2 3

プレユース 単木 皆伐 除伐 合計 広葉樹 問題点 Stamm-anzahl

業務状況 Festmeter je Stamm

Ab/Ub/Abt Übernehmer:
VNEN 契約受益者 (森林業務の引継ぎ)
Plat/Kal 会社識別番号
KEVR UID Nr.:

Ab/Ub/Abt Umsatzzweck
VNEN In jedem Fall bestellter Übernehmer, dies muss
Plat/Kal Tagesgeschäft sein. Bei sonstigen Aufträgen
KEVR ist die Bestellung des Übernehmers, der die
Tätigkeit ausführt, erforderlich. Sollte es sich nach
folgendem nicht herausstellen, dass dies nicht der Fall ist,
verbindet sich der Übernehmer, den Auftrag-
geber dies zu bestätigen und alle Steuern in
Steuern in

Beauftragungsunternehmen mit Gewerbe
Baumakkoordant nicht buch-pflichtig
Baumakkoordant nicht buch-pflichtig
and allfällige Nebenverträge
Steuern in

Bankverbindung: _____

BLZ: _____ Kombi-Nr.: _____
übernimmt die Aularbeitung von Holz zu folgenden Preisen in (linkenkreuzen)
Art BHD Schlägen - € Bringen - €
Kahleib 1 2
Innutzung €/Std. je /m
Vorzugung Insgesamt - €
Summe oder DS _____

Holzanzahl je Kunde Kunde Festmeter

Kunde _____ Festmeter _____

Arbeitsbedingungen

Geplante Nutzung _____ Wert _____
 伐採のみ 伐採・搬出 輸送のみ

Beauftragungsunternehmen mit Gewerbe
Baumakkoordant nicht buch-pflichtig
Baumakkoordant nicht buch-pflichtig
and allfällige Nebenverträge
Steuern in

Beauftragungsunternehmen mit Gewerbe
Baumakkoordant nicht buch-pflichtig
Baumakkoordant nicht buch-pflichtig
and allfällige Nebenverträge
Steuern in

Maschinen-Einsatz / Kosten (für PV) €/Std
Maschinen Festmeter/Std

Terminlieferung / Lagerung

Arbeitsbeginn: _____ Holzproduktion
Fertigstellung: _____ 顧客ごとの木材総量

Richtlinien für die Holzherzeugung

Stämme so niedrig wie möglich halten;
Vollständig Stämme mit Wurzelanlauf
beschneiden; Ausformen
Gesundschneider: JA NEIN
Direktabfuhr: Zurückbleiben Anstehlen
Verbleibenden Bestand verputzen
Schiffmente beim Lagern trennen
Naturverjüngung am Stocke setzen
Auffrisch m
Verwertung Schlagraum ja nein

Sonstige Vereinbarungen: _____

Wohnungsbewohnung: JA / NEIN (wenn ja, legen solche bei) Kriobst Natall JA / NEIN
Ort und Datum Übernehmer

付属資料 3 : 国際物品運送契約に関する国際条約 運送状

FACHVERBAND DER GÜTERBEFÖRDERUNGSGEWERBE
NATIONALER / INTERNATIONALER FRACHTBRIEF

01 Absender (Name, Anschrift, Land)
Expéditeur (nom, adresse, pays)
Mittente (nome, indirizzo, stato)

02 Empfänger (Name, Anschrift, Land)
Destinatario (nome, indirizzo, stato)

03 Entladeort
Lieu de débarquement
Luogo previsto per il scarico della merce

04 Einladeort
Lieu de chargement / Lieu de chargement
Luogo e data della presa in carico della merce

05 Beigefügte Dokumente
Documents annexes
Documenti allegati

06 Kennzeichen und Nummer
Marchés et numéros
Contrassegni e numeri

07 Anzahl der Packstücke
Nombre de colis
Numero dei colli

08 Art der Verpackung
Mode d'emballage
Modo di imballaggio

09 Bezeichnung des Gutes
Nature de la marchandise
L'inscrizione delle merci

10 Statistiknummer
No statistique
Numero di statistica

11 Bruttogewicht in kg
Poids brut kg.
Peso lordo kg.

12 Umfang in m³
Cubage m³
Volume m³

011 国内/国際運送状

012 Einzug
d'entrée / Entrata
Ausgang
di uscita / Uscita

013 Frachtführer (Name, Anschrift, Land)
Transporteur (nom, adresse, pays)
Trasportatore (nome, indirizzo, stato)

014 Nachfolgender Frachtführer (Name, Anschrift, Land)
Transporteur successeur (nom, adresse, pays)
Trasportatore successivo (nome, indirizzo, stato)

015 Vorbehalt und Eigentum des Frachtführers
Reserve et observations du transporteur
Riserva ed osservazioni del trasportatore

016 Gehörliches Kennzeichen
Número d'imatriculació
Numero d'immatricolazione
des Kfz
du véhicule / del veicolo
des Anhängers
de la remorque / del rimorchio

017 Höchstzulässige Nutzlast
Charge utile maximale
Carico utile massimo
des Kfz
du véhicule / del veicolo
des Anhängers
de la remorque / del rimorchio

013 荷関事務所

014 荷卸し場所

015 荷揚げ場所及び日付

016 添付書類

017 商品の指定

018 統計番号

019 総重量 (kg)

020 体積 (m³)

021 送業者

022 荷受人

023 送業者

024 その後の送業者

025 送業者の予約・備考

026 車両登録番号

027 送業者

028 荷受人

029 送業者

030 送業者

031 送業者

032 送業者

033 送業者

034 送業者

035 送業者

036 送業者

037 送業者

038 送業者

039 送業者

040 送業者

041 送業者

042 送業者

043 送業者

044 送業者

045 送業者

046 送業者

047 送業者

048 送業者

049 送業者

050 送業者

051 送業者

052 送業者

053 送業者

054 送業者

055 送業者

056 送業者

057 送業者

058 送業者

059 送業者

060 送業者

061 送業者

062 送業者

063 送業者

064 送業者

065 送業者

066 送業者

067 送業者

068 送業者

069 送業者

070 送業者

071 送業者

072 送業者

073 送業者

074 送業者

075 送業者

076 送業者

077 送業者

078 送業者

079 送業者

080 送業者

081 送業者

082 送業者

083 送業者

084 送業者

085 送業者

086 送業者

087 送業者

088 送業者

089 送業者

090 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

100 送業者

091 送業者

092 送業者

093 送業者

094 送業者

095 送業者

096 送業者

097 送業者

098 送業者

099 送業者

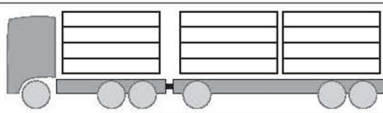
100 送業者

091

Lieferschein





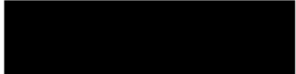




Nr.: _____ Datum: _____

VERKÄUFER: (Name) <input type="checkbox"/> 20% USt. (B <input type="checkbox"/> 13% USt. (B <input type="checkbox"/> 13% USt. (B <input type="checkbox"/> 13% USt. (Stockverkauf) <input type="checkbox"/> 0% USt. (kein LW+FW)		販売者 : (氏名) Steuerter LW+FW/Handel) , regelbesteuert LW+FW/Handel) (FW) <input type="checkbox"/> Import <input type="checkbox"/> Export		UID-Nr.: _____ 会社の識別番号 : _____ クロージングレター番号 : _____ 出発地 : _____	
Geschätzte Menge: <input type="checkbox"/> m³(FMO/RMM/Sm) <input type="checkbox"/> mit <input type="checkbox"/> t (Lutro)/Stück Längen: von _____ m bis _____ m		Lieferzustand: <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> mit <input type="checkbox"/> Teilentrindung _____ % (Stk.) <input type="checkbox"/> ohne Rinde		Sortiment: _____ Holzart: _____ 樹種 : _____ 各種 : <input type="checkbox"/> 製材丸太 <input type="checkbox"/> TA <input type="checkbox"/> KI <input type="checkbox"/> 産業用丸太 <input type="checkbox"/> BU <input type="checkbox"/> EI <input type="checkbox"/> エネルギー材 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____	
Holz stammt aus <input type="checkbox"/> ei <input type="checkbox"/> Zu <input type="checkbox"/> ge Anm		Erfüllungsort <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> frei Werk <input type="checkbox"/> frei Waggon <input type="checkbox"/> _____		Zertifizierung <input type="checkbox"/> PEFC zerti <input type="checkbox"/> PEFC 認証林 <input type="checkbox"/> anders zert <input type="checkbox"/> その他の認証林 <input type="checkbox"/> nicht zertifi <input type="checkbox"/> 非認証林	
Projektnummer: _____		Legalität und Verfügungsberechtigung <input type="checkbox"/> 適法性・使用权 (販売者は EUTR への適合性を確認する。) <input type="checkbox"/> 認 Der/die Verkäufer bestätigt/-en entsprechend _____ den Rechtsvor- schriften den Holzeinschlag betreffend geemtet zu haben und auch zivilrechtlich zu diesem Verkauf berechtigt zu sein.			
Datum und Unterschrift des Verkäufers: _____					
FRÄCHTER: (Name) UID-Nr.		運送業者 : (名称) 会社の識別番号		Abfuhrzeit und -datum: _____	
Frachtmittel: <input type="checkbox"/> LKW pol. <input type="checkbox"/> Hänger po <input type="checkbox"/> Waggon N <input type="checkbox"/> Sattelzug		運送手段 <input type="checkbox"/> トラック登録番号 <input type="checkbox"/> トレーラー登録番号 <input type="checkbox"/> ワゴン番号 <input type="checkbox"/> セミトレーラー登録番号		Beladeanteile des Lieferscheines an den Stößen schraffieren 	
Verladebahnhof: _____		荷揚げ駅 : _____ Verladestelle: _____ 荷揚げターミナル : _____			
Bemerkungen: _____					
Fahrer: Name und Telefonnummer		運転手 : 名前及び電話番号			
Datum und Unterschrift des Frächters:		運転手の日付及び署名 : _____			
KÄUFER: (Name) UID-Nr.		購入者 (氏名) 会社 ID 番号		Werk: _____ 工場	
Holz wurde <input type="checkbox"/> sofort gemessen <input type="checkbox"/> sofort gewogen <input type="checkbox"/> zwischengelagert <input type="checkbox"/> fuhrgetrennt <input type="checkbox"/> nicht angenommen <input type="checkbox"/> reklamiert		Werkseingang/Anlieferungszeit und -datum: _____ 工場入庫/出庫日時		Bemerkungen: _____	
Datum und Unterschrift des Käufers:		購入者の日付と署名 : _____			

Vereinbart am 01.12.2016 zwischen den Partnerorganisationen der Kooperationsplattform Forst Holz Papier (FHP). 1 Original, je nach Bedarf 2 oder 3 Durchschläge.

付属資料 5：原産地証明書

<p>1 Absender - <i>Consignor - Expéditeur-Expedidor</i></p> <p> 荷送人</p>	<p>L 123456</p>	<p>ORIGINAL</p>
<p>2 Empfänger - <i>Consignee - Destinataire - Destinatario</i></p>	<p>EUROPÄISCHE GEMEINSCHAFT <i>EUROPEAN COMMUNITY - COMMUNAUTÉ EUROPEENNE - COMUNIDAD EUROPEA</i></p> <p>URSPRUNGSZEUGNIS <i>CERTIFICATE OF ORIGIN - CERTIFICAT D'ORIGINE - CERTIFICADO DE ORIGEN</i></p>	
<p> 荷受人</p>		
<p>4 Angaben über die Beförderung - <i>means of transport - expédition - expedición</i></p> <p> 輸送手段</p>	<p>3 Ursprungsland - <i>country of origin - Pays d'origine - Pais de origen</i></p> <p> 原産国</p>	<p>5 Bemerkungen - <i>remarks - observations - observaciones</i></p> <p>備考</p>
<p>6 Laufende Nummer; Zeichen, Nummern, Anzahl und Art der Packstücke; Warenbezeichnung <i>Item number; marks, numbers, number and kind of packages; description of goods</i> <i>N° o'ordre; marques, numéros, nombre et nature des colis; désignation des marchandises</i> <i>N° de orden; marcas, numeración, número y naturaleza de los bultos; descripción de las mercancías</i></p>	<p>7 Menge <i>Quantity</i> <i>Quantité</i> <i>Cantidad</i></p>	
<p> 項目番号、荷物数と種類</p>	<p> 数量</p>	
<p>8 DIE UNTERZEICHNENDE STELLE BESCHEINIGT, DASS DIE OBEN BEZEICHNETEN WAREN IHREN URSPRUNG IN DEM IN FELD 3 GENANNTEN LAND HABEN <i>The undersigned authority certifies that the goods described above originate in the country shown in box 3 / L'autorité soussignée certifie que les marchandises désignées ci-dessus sont originaires du pays figurant dans la case No. 3 / La autoridad infrascrita certifica que las mercancías abajo mencionadas son originarias del país que figura en la casilla no. 3</i></p> <p>Box3 に原産国記載された商品についての当局の証明</p> <p></p> <p><small>Ort und Datum der Ausstellung; Bezeichnung, Unterschrift und Stempel der zuständigen Stelle / Place and date of issue; name signature and stamp of competent authority / Lieu et date de délivrance; désignation, signature et cachet de l'autorité compétente / Lugar y fecha de expedición, designación, firma y sello de la autoridad competente</small></p> <p><small>Ref. IH-15/94 Wirtschaftskammer Österreich</small></p>		

付属資料 6：植物検疫証明書

1 Name und Anschrift des Exporteurs <i>Name and address of exporter</i> 輸出者の名前と住所		2 PFLANZENGESUNDHEITSCHEIN Nr. EU/AT/ No. EU/AT/ Phytosanitary Certificate 植物検疫証明書	
3 Angegebener Name und Anschrift des Empfängers <i>Declared name and address of consignee</i> 申告された荷受人の名前及び住所		4 Pflanzenschutzdienst von ÖSTERREICH an Pflanzenschutzdienst(e) von <i>Plant Protection Organization of AUSTRIA</i> to Plant Protection Organization(s) of 5 Ursprungsort <i>Place of origin</i> 原産地	
6 Angegebenes Transportmittel <i>Declared means of conveyance</i> 申告された輸送手段		  REPUBLIK ÖSTERREICH AMTLICHER ÖSTERREICHISCHER PFLANZENSCHUTZDIENST	9 Angegebene Menge <i>Quantity declared</i> 申告された数量
7 Angegebene Eintrittsstelle <i>Declared point of entry</i> 申告された入国場所			
8 Zahl und Beschreibung der Packstücke, Unterscheidungsmerkmale, Art der Ware, botanischer Name der Pflanzen <i>Number and description of packages, Distinguishing marks, Name of produce, Botanical name of plants</i> 荷物の数及び記載、識別印、産物の名称、植物の学名			
10 Hiermit wird bestätigt, dass die oben beschriebenen Pflanzen, Pflanzenerzeugnisse oder anderen geregelten Gegenstände mittels geeigneter Verfahren amtlich untersucht oder getestet wurden und als frei von Quarantäneschädlingen, die von der einführenden Vertragspartei benannt wurden, befunden wurden und dass sie den geltenden phytosanitären Anforderungen der einführenden Vertragspartei, einschließlich den Anforderungen hinsichtlich geregelter Nicht-Quarantäne-Schädlinge, entsprechen. <i>This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described herein have been inspected and/or tested according to appropriate official procedures and are considered to be free from the quarantine pests specified by the importing contracting party and to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, including those for regulated non-quarantine pests.</i>			
11 Zusätzliche Erklärung <i>Additional Declaration</i> 追加の申告			
ENTSEUCHUNG UND/ODER DESINFIZIERUNG Disinfestation and/or Disinfection Treatment 12 Behandlung <i>Treatment</i> 殺菌及び、または殺菌処理		Ausstellungsort <i>Place of issue</i> Dienstsiegel <i>Stamp of Organization</i>	
13 Chemikalie (Wirkstoff) <i>Chemical (active ingredient)</i>	14 Dauer und Temperatur <i>Duration and temperature</i>	Name des Kontrollorgans <i>Name of authorized officer</i> Datum <i>Date</i> Unterschrift <i>Signature</i>	
15 Konzentration <i>Concentration</i>	16 Datum <i>Date</i>		
17 Sonstige Angaben <i>Additional information</i>			
Mit dem gegenständlichen Zeugnis wird seitens des Amtlichen Österreichischen Pflanzenschutzdienstes oder seiner Organe keine finanzielle Haftung übernommen. <i>No financial liability with respect to this certificate shall attach to the Official Austrian Plant Protection Service or to any of its officers or representatives.</i>			

4 関係法仮訳

4-1 カナダ連邦野生動植物保護及び国際・州間取引規制に関する法律 (WAPPRITTA)

統合法

野生動植物の保護及び国際・州際取引の規制に関する法

S.C. 1992, c.52 (1992年カナダ法令集第52章)

2023年1月11日現在

最近の改正：2017年7月12日

公布者：法務大臣 (<http://laws-lois.justice.gc.ca>)

統合法の公的位置づけ

2009年6月1日に施行された「法改正統合法」第31条1項及び2項は次のとおり定める。

公表された統合法は証拠となる

- 31.(1) 本大臣が本法にもとづいて活字または電子形態で公表した統合法または統合規則の写しはすべて、当該法律または規則とその内容の証拠となる。本大臣により公表されたとされるすべての写しは、反証がない限り、上記の方法で公表されたものとみなす。

法律間の矛盾

- (2) 本法にもとづき本大臣が公表した統合法と、「法律公表法」にもとづき議会書記官が認証した元の法律またはその後の改正法と矛盾するときは、矛盾の限度において元の法律または改正法が優越する。

レイアウト

かつて左右欄外に記載していた注釈を、現在は関連規定の直前に太字で記載している。これらの注釈は参照の便宜のためにのみ記載するものであり、法律の一部ではない。

注

本統合法は2023年1月11日現在の法律である。最近の改正が施行されたのは2017年7月12日であった。2023年1月11日現在いまだ発効していない改正については、本稿末尾の「未発効の改正」欄に掲載している。

目次

一定の野生動植物種の保護及び同動植物種の国際・州際取引の規制に関する法律

略称

1. 略称

解釈

2. 定義

女王陛下に対する拘束力

3. 女王陛下に対する拘束力

目的

4. 目的

合意

5. 連邦と州の合意

禁止

6. 輸入
7. 州の許可が必要な輸送
8. 占有
9. 文書

連邦の許可

10. 発行
11. 不実表示

運用

12. 官吏と分析官
 - 12.1 証拠能力を有する文書
13. 留置
14. 検査
 - 14.1 通行権
 - 14.2 支援
15. 令状なしの搜索
16. 押収物の保管
17. 権利放棄
18. 移送通知
19. 没取
20. 大臣による処分
 - 20.1 費用責任
21. 規則
 - 21.1 命令

犯罪と罰則

22. 犯罪：すべての人
 - 22.01 犯罪：自然人
 - 22.02 少額収益会社たる地位の決定
 - 22.03 みなし：再犯

- 22.04 追加の罰金
- 22.05 株主への通知
- 22.06 違反法
- 22.07 刑の宣告の根本目的
- 22.08 刑の宣告にかかわる原則
- 22.09 複数の動植物等がかかわる犯罪
- 22.1 継続犯罪
- 22.11 罰金の用途
- 22.12 裁判所命令
- 22.13 刑の宣告猶予
- 22.14 刑の宣告
- 22.15 出訴期限
- 22.16 大臣は許可を拒否または停止できる

違反切符犯罪

23. 手続

総則

- 24. 会社の取締役、役員等の責任
- 25. 従業員または代理人による犯罪
- 26. 訴追場所
- 27. 未払いの手数料や料金
- 27.1 違反関連情報の公表
- 28. 議会への報告
- 28.1 見直し

廃止

発効

- *30. 発効

S.C.1992, C.52

一定の野生動植物種の保護及び同動植物種の国際・州際取引の規制に関する法律

[同意があった日：1992年12月17日]

女王陛下は、カナダの上院及び下院の助言と同意を得て、以下のとおり制定する。

略称

略称

1. 本法は、「野生動植物の保護及び国際・州際取引の規制に関する法律」と略称することができる。

解釈

定義

2. 本法において、

「動物」とは、生死を問わず、本条約別紙に「動物」として記載された動物種の個体をいい、かかる動物の卵、精子、組織培養及び胚を含む。

「本条約」とは、1973年3月3日にアメリカ合衆国ワシントン D.C.において締結され、1975年4月10日にカナダにより批准された、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」及びその随時の改正をいう。ただし、改正部分がカナダを拘束する限りにおいてとする。

「輸送機関」とは、人や物の輸送に使用する車両、航空機、水上航行船舶その他の装置をいう。

「流通」には販売も含む。

「本大臣」とは、環境大臣をいう。

「官吏」とは、第12条にもとづき指定された者、または指定された集団の所属者をいう。

「植物」とは、生死を問わず、本条約別紙に「植物」として記載された植物種の個体をいい、かかる植物の種子、胞子、花粉または組織培養を含む。

「規定する」とは、規則により定めることをいう。

「輸送」には送付も含む。

女王陛下に対する拘束力

女王陛下に対する拘束力

3. 本法は、カナダまたは州の管轄権者である女王陛下に対して拘束力を有する。

目的

目的

4. 本法の目的は、特に本条約の実施と、動植物の国際・州際取引の規制とを通じて、一定の動植物種を保護することにある。

合意

連邦と州の合意

5. 本大臣は、本法の協力的管理・運用を行うため、かつ連邦と州の規制活動間の矛盾や重複を避けるために、州政府と合意を締結することができる。

禁止

輸入

- 6.(1) 何人も、外国法に違反して採取された動植物、または外国法に違反して占有、流通または輸送された動植物または動植物の一部もしくは派生物を、カナダ国内へ輸入してはならない。

輸出入

- (2) 規則に従い、何人も、第 10 条第 1 項にもとづき発行された許可にもとづいて行う場合を除き、動植物または動植物の一部もしくは派生物を、カナダ国内へ輸入し、またはカナダ国外へ輸出してはならない。

州際輸送

- (3) 規則に従い、何人も、第 10 条第 1 項にもとづき発行された許可にもとづいて行う場合を除き、動植物または動植物の一部もしくは派生物を、ある州から別の州へ輸送してはならない。

州の許可が必要な輸送

- 7.(1) ある州が、動植物または動植物の一部もしくは派生物の州外への輸送を、同州の管轄当局が発行した許可を輸送者が所持する場合にのみ許可しているときは、何人も、かかる許可にもとづいて行う場合を除き、動植物または動植物の一部もしくは派生物を、当該州から別の州へ輸送してはならない。

州による禁止

- (2) 何人も、州の法または規則に違反して採取された動植物、または州の法または規則に違反して占有、流通または輸送された動植物またはその一部もしくは派生物を、ある州から別の州へ輸送してはならない。

占有

8. 規則に従い、何人も、以下のいずれかの項目に該当する動植物または動植物の一部もしくは派生物を、それと知りつつ占有してはならない。
 - (a) 本法に違反して輸入または輸送されたもの。
 - (b) 本法に違反してある州から別の州へ輸送し、または本法に違反してカナダ国外へ輸出することが目的であるとき。

(c) 本条約別紙に記載された動植物、またはその一部もしくは派生物を流通し、またはその流通を申し出ることが目的であるとき。

文書

9. 動植物または動植物の一部もしくは派生物をカナダ国内へ輸入し、カナダ国外へ輸出し、またはある州から別の州へ輸送する者は、規則により保管が必要とされる文書を、規定の方法で、かつ規定の期間にわたり、カナダ国内に保管する。

連邦の許可

発行

10.(1) 本大臣が申請を受けたときは、大臣が適切と思料する条件つきで、動植物または動植物の一部もしくは派生物の輸入、輸出または州際輸送を認める許可証を発行することができる。

許可申請

(2) 申請は、本大臣が求める形式及び条件で行い、本大臣が求める全情報を記載し、規定の手数料を添付する。

撤回または一時停止

(3) 本大臣は、許可証所持者に表示の機会を与えたのちに、許可条件に違反していることを理由に許可を撤回または一時停止することができる。

大臣による委任

(4) 本大臣は、本条にもとづき本大臣に与えられた許可関連権限を、カナダまたは州の管轄権を有する君主の閣僚に、またはカナダ政府、州政府その他カナダ国内の政府の職員に委任することができる。かかる権限を委任された閣僚その他の者は、本大臣が定める条件に従って権限を行使することができる。

(1992, 2002)

不実表示

11. 何人も、本法記載の事項に関して故意に虚偽の、または誤解を招く情報を提供し、または不実表示をしてはならない。

運用

官吏と分析官

12.(1) 本大臣は、本法または本法規定の目的を達するため官吏または分析官として機能することが必要だと本大臣が思料する者または集団を指定することができる。指定を受ける者または集団が州政府の職員であるときは、本大臣は同州政府の同意を得た場合に限り、その者または集団を指定する。

保安官の権限

- (2) 第 1 項にもとづき指定を受けた官吏は、本法の目的を達するため保安官の全権限を有する。ただし本大臣は、同人が適切と思料する方法で、本法の目的を達するために一定の官吏が行使する権限を制限することができる。かかる制限を付与するときは、第 3 項記載の証明書にその旨記載する。

証明書の提示

- (3) 官吏または分析官が、本法にもとづいていずれかの場所へ立ち入るときは、要請があれば、同場所の責任者または占有者に対し、同官吏または分析官が本条にもとづいて指定された旨を証明する、本大臣が認めた書式による証明書を提示する。

妨害

- (4) 何人も、本法または規則にもとづく義務または職務を遂行中の官吏または分析官に対し、故意に、口頭または書面で虚偽のまたは誤解を招く陳述をし、または同人を妨害してはならない。

免責

- (5) 官吏及び分析官は、本法にもとづく同人らの善意の作為または不作為につき、個人的責任を負わない。
(1992, 2009)

証拠能力を有する文書

- 12.1(1) 本法にもとづき作成、交付または発行された文書であって、分析官が署名したようにみられる文書は、証拠能力を有し、反証が存在しない場合は、文書に署名したとみられる者の署名または公印という証拠がなくても、当該文書記載の陳述の証拠となる。

分析官の立会

- (2) 文書の提示を受けた者は、裁判所の許可を得て、署名した分析官の立会を要請することができる。

通知

- (3) 第 1 項記載の文書は、その提示意図を有する者が、提示の相手方に対して、提示意図を示す合理的通知に、同文書の写し 1 部を添えて交付しない限り、証拠として受領することはできない。
(2009)

留置

13. カナダ国内へ輸入された、もしくはカナダ国外へ輸出されようとしている、またはある州から別の州へ輸送された、もしくは輸送されようとしている物は、それが本法及び規則に従って取り扱われたと官吏が認めるまでの間、同官吏が留置することができる。

検査

- 14.(1) 官吏は、本法及び規則の遵守をはかるため、同人が合理的根拠にもとづき、本法の適用対象である物がある、または本法もしくは規則の運用に関連した文書があると信じる場所を、合

理的時間帯に立ち入り検査することができる。この場合、同官吏は以下の各事項を実施することができる。

- (a) 同官吏が合理的根拠にもとづき、かかる物が収納されていると信じる収納庫を開き、または開かせること。
- (b) かかる物を検査し、無料で標本を採取すること。
- (c) 同官吏が合理的根拠にもとづき、本法または規則の運用関連情報が含まれていると信じる文書の全部または一部を、検査または複写のため提示するよう要請すること。
- (d) 同官吏が合理的根拠にもとづき、本法または規則の違反の手段となったか、違反と関連があったと信じる物、または同官吏が合理的根拠にもとづき、本法または規則の違反の証拠になると信じる物を押収すること。

分析官

- (1.1) 本法の目的を達するため、分析官は、本条にもとづいて場所の検査を遂行する官吏に同行することができる。分析官が官吏に同行したときは、当該場所へ立ち入り、第1項(a)及び(b)に定める権限を行使することができる。

輸送機関

- (2) 官吏は、検査を遂行するため、輸送機関を停止させ、または同人が定める経路及び方法により、同人が定める、検査を遂行できる場所へ輸送機関を移動させるよう指示することができる。

住居

- (3) 官吏は、占有者の同意を得た場合、または第4項にもとづき発付された令状の権限にもとづく場合を除き、住居へ立ち入ることはできない。

令状

- (4) 申し立てを受けた治安判事が、宣誓の上での告発により、以下の各事実を認めたときは、令状中で定める条件に従い、官吏に同住居への立ち入りを授権する令状を発付することができる。
 - (a) 住居につき、1項記載の立ち入り条件が存在すること。
 - (b) 本法または規則の運用に関連した目的を達するために、同住居への立ち入りが必要なこと。
 - (c) 同住居への立ち入りが拒否されたとき、または立ち入りが拒否されるであろうと信じる合理的根拠があるとき。(1992, 2009)

通行権

- 14.1 官吏及び分析官、ならびにその同行者は、本法にもとづく義務または職務を遂行中、私有地に立ち入り、または私有地の中や上を通行することができ、通行につき責任を負わない。何人も、かかる私有地利用に対して異議を唱える権利を有しない。(2009)

支援

- 14.2 第14条にもとづき検査を受ける場所の所有者または責任者、ならびに同場所内にいるすべての者は、
 - (a) 官吏または分析官が本法にもとづく同人らの義務または職務を遂行できるよう、あらゆる

- 合理的支援を提供する。かつ、
- (b) 本法の運用に関連した情報であって、官吏または分析官から合理的に要請された情報を、同人らに提供する。
- (2009)

令状なしの搜索

15. 令状取得条件が存在するものの、差し迫った事情により令状を取得できない場合、官吏は、本法及び規則の遵守をはかるため、令状なしで刑法第 487 条に定める搜索・押収権限を行使することができる。

押収物の保管

16. (1) 第 13 条、第 14 条または第 15 条にもとづいて、または刑法にもとづき発付された令状にもとづいて物を留置または押収した官吏は、その物を保管し、または同人が指定する者にその物の保管を移管することができる。

傷みやすい物

- (2) 第 1 項記載の物が傷みやすい物であるときは、官吏はその物を処分しまたは破棄することができる。処分により発生した利益があれば、その物の法律上の所有者に支払う。ただし、留置または押収から 90 日以内に本法にもとづく訴訟手続が開始するときは例外とする。

権利放棄

17. 本法にもとづき留置または押収された物の所有者、輸入者または輸出者は、カナダの管轄権者である女王陛下に対し、その物の権利を放棄することができる。

移送通知

- 18.(1) 官吏が合理的根拠にもとづいて、物が本法または規則に違反してカナダ国内へ輸入されつつあるか、または輸入されたと信じるときは、その物が留置または押収されていると否とを問わず、規定の書式及び方法による通知を交付することによって、その物を規則に従ってカナダ国外へ移送するよう要請することができる。

移送期限

- (2) 物の移送通知が交付されたときは、移送は通知記載の期間内に、またはかかる期間が通知に記載されていない場合は交付から 90 日以内に、実施する。

没取

- 19.(1) 本法にもとづく犯罪につき有罪判決を受けた者がいるときは、判決裁判所は、科した刑罰に加えて、留置または押収された物、またはその処分から発生した利益を、女王陛下に没取させるよう命じることができる。

合意による没取

- (2) 本法にもとづき留置または押収された物の所有者が、その物の没取に同意したときは、その物を女王陛下に没取させる。

自動的没取

- (3) 以下のいずれかの場合においては、本法にもとづき留置または押収された物、またはその物の処分から発生した利益を、女王陛下に没取させる。
- (a) 第 13 条にもとづいて留置された物が、規則に規定する期間内に移送されなかったとき。
 - (b) 押収から 30 日以内に、押収物の所有権が確認できなかったとき。
 - (c) 第 18 条にもとづく通知の対象物が、同条に従ってカナダ国外へ移送されなかったとき。

没取命令がないときの物の返還

- (4) 判決裁判所が第 1 項にもとづいて留置物または押収物の没取を命じなかったときは、その物、またはその物の処分から発生した利益は、その物の法律上の所有者、または留置時もしくは押収時の占有者に返還される。

例外

- (5) 本法にもとづく犯罪により有罪判決を受けた者がいるとき、押収物、またはその処分から発生した利益は、罰金が支払われるまでの間、保有することができる。またはその物を強制執行により、罰金の支払のため売却し、利益の全部または一部を罰金の支払いに充てることもできる。

大臣による処分

- 20.(1) 第 14 条第 1 項(b)にもとづき標本を採取したとき、または本法にもとづき物を没取または権利放棄させたときは、本大臣の指示に従ってその物を処理し処分する。

- (2) [廃止。2009, c. 14, s.119]
(1992, 2009)

費用責任

- 20.1 本法にもとづいて、または刑法にもとづき発付された令状にもとづいて物が押収されたときは、その物の輸入者または輸出者、ならびに押収時の所有者、押収直前時の責任者または管理者、及び押収直前時の占有者は、共同で、別個に、または単独で、カナダの管轄権者である女王陛下がその物との関連で負担した押収、留置、維持及び没取費用の合計額であって、もし物の処分による利益があればそれを超える部分につき責任を負う。この費用には破棄または処分費用も含む。
(2009)

規則

- 21.(1) 総督は、本法の目的を遂行するため規則を制定することができる。これには以下の各規則を含む。
- (a) 許可の発行、更新、撤回及び一時停止、ならびにかかる許可の所持を免除される場合に関する規則。
 - (b) 動植物及び動植物の一部及び派生物を、本法の規定の適用から免除することに関する規則。
 - (c) 以下の各場合に「動植物」の定義を変更する規則。
 - (i) 第 6 条第 1 項において。
 - (ii) 第 6 条第 2 項において。

- (iii) 第 6 条第 3 項において。
 - (A) 議会の立法権限の対象種を保護するため。または
 - (B) 動植物の予定輸送先の州の政府において野生動物種の保護責任を負う閣僚が、当該輸送が州環境にとって有害だと思料する場合に、同閣僚の要請によって。
- (iv) 第 7 条において、ある州において、議会の立法権限の対象種以外の動植物種を保護するためであって、同州政府の野生動植物種の保護責任を負う閣僚の要請によって。
- (v) 第 8 条において。
- (d) 動植物、一定種の動植物ならびに動植物の一部及び派生物を、カナダ国内へ輸入またはカナダ国外へ輸出してよい場所や時間や方法を定める規則。
- (e) カナダ国内への輸入、カナダ国外への輸出、またはある州から別の州への輸送のために、動植物、動植物の一部または派生物、ならびに動植物やその一部や派生物用のパッケージに印をつけることに関する規則。
- (f) 第 9 条記載の者が保管すべき文書や、その保管形態や保管期間を定める規則。
- (g) 第 18 条にもとづいて、動植物や動植物の一部や派生物をカナダ国外へ移送すべき条件を定める規則。
- (g.1) 第 22 条第 1 項(b)記載の規則の規定を指定する規則。
- (h) 罰金の支払または本法にもとづく命令の執行から発生した利益の、配分方法を規定する規則。
- (i) 本法の運用に関連して支払うべき手数料や料金や、かかる手数料や料金の支払条件を規定する規則。
- (j) 本条約の実施全般に関する規則。

同上

- (2) 総督は、本条約別紙にそれぞれ「動物」「植物」として記載された動植物を特定する規則を制定する。かつ、本条約別紙の一覧表が変更されてから 90 日以内に、変更を反映して同規則を改正する。
(1992, 2002, 2009)

命令

- 21.1(1) 総督は第 6 条第 2 項の目的を達するため、本大臣の勧告にもとづき、命令によって 2 条の「動物」または「植物」の定義を変更することができる。

勧告

- (2) 本大臣が、生死を問わず個体の輸入が、カナダの生態系またはカナダ国内の種に対して有害であり、かつ緊急措置が必要だと思料するときは、第 1 項にもとづく命令を下すよう勧告することができる。

変更期間

- (3) 命令による変更の適用期間は、命令に定める期間とする。この期間は、命令を下した日から 1 年を超えることはできない。

免除

- (4) この命令は、「命令法」3 条の適用を免除される。

(2002)

犯罪と罰則

犯罪：すべての人

22.(1) 以下のいずれかの違反は犯罪となる。

- (a) 本法の規定。
- (b) 第 21 条第 1 項(g.1)にもとづき制定された規則により指定される規則規定。
- (c) 本法にもとづき裁判所が下す命令。

罰則：自然人

(2) 第 1 項にもとづく犯罪を犯した自然人は、以下の責を負う。

- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合、15,000 ドル以上 1,000,000 ドル以下の罰金または 5 年以下の拘禁、またはその両方。
 - (ii) 再犯の場合、30,000 ドル以上 2,000,000 ドル以下の罰金または 5 年以下の拘禁、またはその両方。
- (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合、5,000 ドル以上 300,000 ドル以下の罰金または 6 カ月以下の拘禁、またはその両方。
 - (ii) 再犯の場合、10,000 ドル以上 600,000 ドル以下の罰金または 6 カ月以下の拘禁、またはその両方。

罰則：その他の者

(3) 第 4 項記載の自然人または会社以外の者で、第 1 項にもとづく犯罪を犯した者は、以下の責を負う。

- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合、500,000 ドル以上 6,000,000 ドル以下の罰金。
 - (ii) 再犯の場合、1,000,000 ドル以上 12,000,000 ドル以下の罰金。
- (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合、100,000 ドル以上 4,000,000 ドル以下の罰金。
 - (ii) 再犯の場合、200,000 ドル以上 8,000,000 ドル以下の罰金。

罰則：少額収益会社

(4) 第 1 項にもとづく犯罪を犯した会社であって、裁判所が第 22.02 条にもとづき、少額収益会社と決定した会社は、以下の責を負う。

- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合、75,000 ドル以上 4,000,000 ドル以下の罰金。
 - (ii) 再犯の場合、150,000 ドル以上 8,000,000 ドル以下の罰金。
- (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合、25,000 ドル以上 2,000,000 ドル以下の罰金。
 - (ii) 再犯の場合、50,000 ドル以上 4,000,000 ドル以下の罰金。

最低額の罰金からの救済

- (5) 裁判所は、提出された証拠にもとづき、最低額の罰金では不当な財政的困難を生じると認めるときは、本条に定める最低額未満の罰金を科することができる。裁判所が本条に定める最低額未満の罰金を科すときは、その理由を述べる。
(1992, 1995, 2009)

犯罪：すべての人

- 22.01(1) 規則のうち、その違反が第 22 条第 1 項にもとづく犯罪となる規定以外の規定の違反は犯罪となる。

罰則：自然人

- (2) 第 1 項にもとづく犯罪を犯した自然人は、以下の責を負う。
- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合は、100,000 ドル以下の罰金。
 - (ii) 再犯の場合は、200,000 ドル以下の罰金。
 - (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合は、25,000 ドル以下の罰金。
 - (ii) 再犯の場合は、50,000 ドル以下の罰金。

罰則：その他の者

- (3) 第 4 項記載の自然人または会社以外の者で、第 1 項にもとづく犯罪を犯した者は、以下の責を負う。
- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合、500,000 ドル以下の罰金。
 - (ii) 再犯の場合、1,000,000 ドル以下の罰金。
 - (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合、250,000 ドル以下の罰金。
 - (ii) 再犯の場合、500,000 ドル以下の罰金。

罰則：少額収益会社

- (4) 第 1 項にもとづく犯罪を犯した会社であって、裁判所が第 22.02 条にもとづき、少額収益会社と決定した会社は、以下の責を負う。
- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合、250,000 ドル以下の罰金。
 - (ii) 再犯の場合、500,000 ドル以下の罰金。
 - (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
 - (i) 初犯の場合、50,000 ドル以下の罰金。
 - (ii) 再犯の場合、100,000 ドル以下の罰金。
- (2009)

少額収益会社たる地位の決定

- 22.02 第 22 条及び第 22.01 条において裁判所は、ある会社の、当該訴訟の訴訟物の発生日直前

の 12 カ月間——訴訟物が複数日にわたって発生した場合は、発生初日直前の 12 カ月間——の総収益が 5,000,000 ドル以下だと認めた場合、その会社は少額収益会社だと決定することができる。

(2009)

みなし：再犯

22.03(1) 第 22 条第 2～4 項及び第 22.01 条第 2～4 項において裁判所が、被告人が過去に、環境または野生生物の保全保護に関連した議会制定法または州法にもとづき、非常に類似した犯罪で有罪判決を受けたことがあると認めたときは、本法にもとづく特定の犯罪の有罪判決は、再犯に対する有罪判決とみなされる。

適用

(2) 第 1 項は、正式起訴による過去の有罪判決、陪審によらない過去の有罪判決、ならびに州法にもとづく同様の手続にもとづく過去の有罪判決にのみ適用され、違反切符により開始された訴訟手続には適用されない。

(2009)

追加の罰金

22.04 裁判所が、本法にもとづく犯罪により有罪判決を受けた者が、同犯罪を犯した結果、財産、利益または利得を得たと認めたときは、同人に対し、裁判所の推定による当該財産、利益または利得の価額に相当する金額の追加罰金を支払うよう命じる。追加罰金額は、追加罰金を科さない場合に本法にもとづき科すことのある罰金最高額を超えることができる。

(2009)

株主への通知

22.05 株主を有する会社が本法にもとづく犯罪で有罪判決を受けたときは、裁判所は同会社に対し、同犯罪の実行に関連した事実及び科せられた刑罰の詳細を、裁判所が指示する方法で、かつ指示する期間内に、株主に通知するよう命じる。

(2009)

違反法

22.06 本法にもとづく犯罪が、「違反法」にもとづく違反に指定されたときは、同法第 8 条第 5 項は、当該違反につき決定される罰金には適用されない。

(2009)

刑の宣告の根本目的

22.07 本法にもとづく犯罪に有罪判決を下す根本目的は、動植物に対する数々の重大な脅威と、環境にとっての動植物の重要性とに鑑みて、以下の各事項を目的とする正当な制裁を科すことを通じて、動植物の国際・州際取引を規制する法律の尊重に貢献することにある。

(a) 被告人その他の者が、本法にもとづく犯罪を犯すのを抑止すること。

(b) 一定の動植物の違法取引を糾弾し、その収益性を剥奪すること。

(c) 可能なら、違法取引される一定の動植物種を回復すること。

(2009)

刑の宣告にかかわる原則

22.08(1) 裁判所が、本法にもとづく犯罪で有罪判決を受けた者に刑を宣告するときは、刑法第718.1条～第718.21条を含め、本来考慮すべき原則や要因に加えて、以下の各原則も考慮する。

- (a) 当該犯罪にかかわるすべての加重要因を考慮して、罰金額を増額すべきこと。第2項に定める加重要因も含む。
- (b) 罰金額には、当該犯罪にかかわる個々の加重要因の重みを反映すべきこと。

加重要因

(2) 加重要因は以下の各事項とする。

- (a) 当該犯罪が、直接または間接に、動植物の被害または被害の危険を生じた。
- (b) 当該犯罪が、独特の、稀少な、特に重要な、または脆弱な動植物種または動植物集団の被害または被害の危険を生じた。
- (c) 被告人に故意または未必の故意があった。
- (d) 被告人が当該犯罪実行によって利益を得たか、または利益を得ようとする故意があった。
- (e) 被告人が、環境または野生生物の保全保護に関連した連邦法または州法を遵守しなかった履歴を有する。
- (f) 当該犯罪に高度の計画性があった。

加重要因の不在

(3) 第2項に定める加重要因の不在は、責任軽減事由とはならない。

「被害」の意味

(4) 第2項(a)及び(b)にいう「被害」には、使用価値、非使用価値いずれの損失も含む。

理由

(5) 裁判所が、第2項記載の加重要因が第1個または複数存在すると認めたにもかかわらず、当該要因を理由に罰金額を増額しないと決定したときは、決定理由を述べる。

(2009)

複数の動植物等がかかわる犯罪

22.09 本法にもとづく犯罪に、複数の動植物、または単一動植物の複数の部分もしくは派生物がかかわっているときは、当該犯罪に科す罰金額は、第22条及び第22.01条の定めにかかわらず、当該複数の動植物、部分または派生物のそれぞれが別個の起訴状の訴訟物であった場合の罰金の合計額とすることができる。

(2009)

継続犯罪

22.1 本法にもとづく犯罪が、複数日にわたって実行または継続されたときは、実行または継続された各日につき別個の犯罪とみなす。

(2009)

罰金の用途

22.11(1) 本法にもとづく犯罪の実行に関連して財産保全管理長官が受領したすべての罰金は、「違反法」にもとづき徴収した罰金を除き、「環境被害基金」のカナダ国口座群中の口座に入金し、環境の保護、保全または回復に関連した目的に、または同基金の運用に使用する。

裁判所による勧告

(2) 罰金を科す裁判所は、第1項記載の目的を達するため、環境被害基金に入金された罰金の全部または一部を、裁判所が指定した者または団体に支払うよう、本大臣に勧告することができる。

(2009)

裁判所命令

22.12(1) 裁判所は、本法にもとづく犯罪で有罪判決を受けた者につき、当該犯罪の性質及び犯罪実行状況に鑑みて、科した刑罰に加えて、以下の禁止・指示・要請事項を1個または複数含む命令を下すことができる。

- (a) 当該犯罪の継続または反復につながるおそれがあると裁判所が思料する行動または活動を、被告人が実施することを禁じる。
- (b) 当該犯罪の実行によって本法規定の適用対象である動植物に生じた、または生じる可能性のある被害を救済または回避するために裁判所が適切と思料する行動をとるよう、被告人に指示する。
- (c) 当該犯罪の実行に関連した事実及び科せられた刑罰の詳細を、裁判所が定める方法で公表するよう被告人に指示する。本項にもとづいて下された命令も含む。
- (d) 被告人の行為により被害または影響を受けた者に対し、被告人の費用において、かつ裁判所が定めた方法により、当該犯罪の実行に関連する事実及び科せられた刑罰の詳細を通知するよう指示する。本項にもとづいて下された命令も含む。
- (e) 当該犯罪を構成した作為または不作為の結果として第三者が実行したか、実行させたか、または実行する予定の救済・防止対策費用の全部または一部を、金銭またはその他の方法で当該第三者に補償するよう被告人に指示する。適切な救済・防止対策の評価費用も含む。
- (f) 命令中で特定することのある合理的条件に従い、コミュニティサービスを遂行するよう被告人に指示する。
 - (f.1) 動植物の保全保護に関するリサーチを可能にするため、裁判所が定める方法で金員を支払うよう被告人に指示する。
 - (f.2) 裁判所が定める方法で、教育機関に金員を支払うよう被告人に指示する。環境関連学科に所属する学生向けの奨学金も含む。
 - (f.3) 環境団体その他の団体に対し、当該犯罪の対象動植物種の保護に関連した同団体の活動支援のため、裁判所が定める方法で金員を支払うよう被告人に指示する。
- (g) 本項記載の禁止、指示または要請事項の遵守を確保するため、裁判所が適正と思料する金額につき、債務証書を提出し、保証を提供し、または同金員を裁判所に支払うよう被告人に指示する。
- (h) 動植物の保全保護の促進のため、裁判所が適正と思料する金額を、カナダの管轄権者である女王陛下に支払うよう被告人に指示する。
- (i) 有罪判決日から3年以内に本大臣から要請を受けたときは、被告人の活動関連情報であって裁判所が状況に鑑み適正と思料する情報を本大臣に提出するよう、被告人に指示する。
- (j) 被告人の善行を維持し、かつ被告人その他の者が本法にもとづく犯罪を実行するのを抑止

するために、裁判所が状況に鑑み適正と思料するその他の条件を遵守するよう被告人に要請する。

(k) 本法にもとづき被告人に対して発行された許可証を本大臣に返却するよう、被告人に要請する。

(l) 裁判所が適正と思料する期間中、被告人が本法にもとづく新たな許可を申請することを禁止する。

公表

(2) 第 1 項(c)にもとづく命令に従わない者がいるときは、本大臣は、裁判所が同人に指示した方法で、当該犯罪の実行に関連した事実及び科せられた刑罰の詳細を公表するとともに、公表費用を同人から回収することができる。

女王陛下に対する債務

(3) 裁判所が第 1 項(e)または(h)にもとづき、カナダの管轄権者である女王陛下に金員を支払うよう命じた場合、または本大臣が第 2 項にもとづき公表費用を負担したときは、その金員または費用は、カナダの管轄権者である女王陛下に対する債務を構成し、管轄権を有する裁判所がこれを回収することができる。

執行

(4) 裁判所が第 1 項(e)にもとづき、カナダの管轄権者である女王陛下以外の第三者に金員を支払うよう被告人に命じたが、同金員が遅滞なく支払われなかったときは、同第三者は、審理が行われた州内の上位裁判所に同命令を提出することにより、命令記載の支払金額を判決として登録することができる。同判決は、同金員の支払命令を受けた者に対して、それが同じ裁判所における民事訴訟において被告人に対して下された判決である場合と同様に執行可能となる。

許可の取消または一時停止

(5) 裁判所が第 1 項(k)にもとづく命令を下したときは、同命令にかかわる許可は取り消される。ただし裁判所が、適正と思料する期間中、許可を一時停止する命令を下した場合は例外とする。

命令の発効と期間

(6) 第 1 項にもとづき下した命令は、下した日または裁判所が決定する日において効力を生じ、同日から 3 年を超えて継続しない。ただし裁判所が同命令中で別段の定めをしたときは例外とする。

(2009)

刑の宣告猶予

22.13 本法にもとづく犯罪で有罪判決を受けた者に対し、裁判所が刑法第 731 条 1 項(a)にもとづき刑の宣告を猶予したときは、裁判所は、同項にもとづいて下す保護観察命令に加えて、被告人に対し、第 22.12 条記載の禁止、指示または要請事項の遵守命令を下すことができる。

(2009)

刑の宣告

22.14 刑の宣告を猶予された者が、第 22.12 条にもとづく命令を遵守せず、または同命令が下さ

れた日から3年以内に本法にもとづく別の犯罪で有罪判決を受けたときは、裁判所は検察官の申請により、もし刑の宣告が猶予されていなかったら科せられていたであろう刑を宣告することができる。

(2009)

出訴期限

22.15 本法にもとづく犯罪に対する、陪審によらない判決を求める訴訟は、訴訟物の発生日から5年を経過して以降に開始してはならない。ただし検察官と被告人が、5年経過後に訴訟を開始することができる旨合意したときは例外とする。

(2009)

大臣は許可を拒否または停止できる

22.16 本法にもとづく許可証の申出人または所持者が、本法にもとづく犯罪で有罪判決を受けたときは、本大臣はかかる許可の発行を拒否し、または許可を取り消すことができる。

(2009)

違反切符犯罪

手続

23.(1) 刑法に定める訴訟開始手続とは別に、規定の犯罪に対する訴訟手続は、以下のいずれかの官吏がこれを開始することができる。

- (a) 呼出状部分と起訴状部分から構成される違反切符を作成した官吏。
- (b) 違反切符の呼出状部分を被疑者に交付した官吏、または被疑者の最近の既知の住所宛てにそれを郵送した官吏。
- (c) 呼出状部分が交付または郵送されるより前に、または交付もしくは郵送後実施可能な限りすみやかに、管轄権を有する裁判所に違反切符の起訴状部分を提出した官吏。

違反切符の内容

(2) 違反切符の呼出状及び告訴状部分には、以下の各事項を記載する。

- (a) 犯罪の記載と、犯罪を実行したとされる時間と場所。
- (b) 被疑者が犯罪を犯したと信じる合理的根拠がある旨の、違反切符作成官吏の陳述と、同官吏の署名。
- (c) 当該犯罪の規定罰金額と、罰金を支払うことのできる方法と期間。
- (d) 被疑者が違反切符記載の期間内に罰金を支払えば、同被疑者に対する有罪判決が登録され記録される旨の記載。
- (e) 被疑者が無罪の答弁をしたいと希望しているか、またはその他の理由で違反切符記載の期間内に罰金を支払わないときは、違反切符記載の時刻に裁判所に出廷しなければならない旨の記載。

没取の通知

(3) 本法にもとづいて押収された物にかかわる訴訟手続が、1項記載の違反切符手続により開始するときは、違反切符を作成した官吏は被疑者に対し、もし被疑者が違反切符記載の期間内に規定の罰金を支払えば、その物またはその処分から発生した利益は女王陛下に没取される旨の

書面の通知を交付する。

支払の結果

- (4) 違反切符の呼出状部分の交付または郵送を受けた被疑者が、違反切符記載の期間内に規定の罰金を支払ったときは、
- (a) 支払は違反切符記載の犯罪に対する有罪の答弁を構成し、被疑者に対する有罪判決が登録される。同犯罪との関連で被疑者に対し、さらなる処分は行われぬ。かつ、
 - (b) 違反切符記載の犯罪との関連で本法にもとづき被疑者から押収した物、またはその処分から発生した利益は、女王陛下により没取され、本大臣の指示に従って処分することができる。

規則

- (5) 総督は、以下の各事項を規定する規則を制定することができる。
- (a) 本法にもとづく犯罪であって本条の適用対象となる犯罪、ならびにかかる犯罪を違反切符に記載する方法。
 - (b) 規定の犯罪に対する罰金額。金額は1,000ドルを超えないものとする。

総則

会社の取締役、役員等の責任

- 24.(1) 会社が本法にもとづく犯罪を犯したときは、同会社の取締役、役員、代理人または受任者であって、同犯罪の実行を指示し、授権し、同意し、黙認しまたは実行に参加した者は、同犯罪の当事者であり同犯罪につき有罪であって、有罪判決が出たときは、会社が犯した犯罪につき、本法が自然人について定める刑罰を受ける責任を負う。会社が起訴されまたは有罪判決を受けたと否とを問わない。

取締役の義務

- (2) 会社の取締役及び役員は全員が、会社が以下の各事項を遵守するよう、あらゆる相当の注意を払う。
- (a) 本法及び規則
 - (b) 本法にもとづく命令
- (1992, 2009)

従業員または代理人による犯罪

25. 本法にもとづく犯罪の起訴にあたっては、当該犯罪が被疑者の従業員または代理人によって犯されたことを証明すれば、犯罪の十分な証拠となる。その従業員または代理人が特定されていると否とを問わず、当該犯罪によりすでに起訴されていると否とを問わない。ただし被疑者が、当該犯罪は被疑者による認識または同意なくして犯されたこと、かつ被疑者がその実行を防ぐためあらゆる相当の注意を払ったことを証明した場合は例外とする。

訴追の場所

26. 本法にもとづく犯罪の訴追は、犯罪が実行された場所、訴訟物が発生した場所、被疑者が逮捕された場所、または被疑者が偶然いたか、現に業務を行っている場所において開始し、審理しかつ裁決することができる。

未払いの手数料や料金

27. 本法にもとづき科せられた手数料または料金が未払いのときは、その手数料または料金は女王陛下に対する債務として、科せられた対象者から回収することができる。

違反関連情報の公表

27.1(1) 本大臣は、本法及び規則の遵守を奨励するため、本法にもとづく犯罪につき会社に下されたすべての有罪判決に関する情報の記録を、一般公開の帳簿に保存する。

保存期間

(2) 帳簿記載の情報は、5年以上保存する。

(2009)

議会への報告

28. 本大臣は毎年、前暦年中の本法運用に関する報告書を作成し、報告書完成後に議会の各院が開会してから最初の15日間のうちいずれかの日に、各院に報告書の写し1部ずつを提出する。

見直し

28.1(1) 本大臣は、本条が発効した日から10年後、及びその後10年ごとに、22～22.16条の見直しを行う。

議会への報告

(2) 本大臣は、見直しを実施した日から1年以内に、見直しに関する報告書を議会の各院に提出させる。

(2009)

廃止

29. [廃止]

発効

*30. 本法またはその規定は、総督の命により定める日において効力を生じる。

[*1996年5月14日発効。SI/96-41を参照。]

未発効の改正事項

1992, c.47, s.85

法案 C-42 関連の移行措置

85. 第34議会第3回会議に提出され、「一定の野生動植物種の保護及び同動植物種の国際・州際取引の規制に関する法律」と題する法案 C-42 につき同意が成立したときは、本条にもとづき総督の命により決定する日と、同法第23条が発効する日のいずれか遅い日に、同法第23条の見出し及び第23条を廃止する。

2019, c.14, s.58.2

法案 S-238

58.2(1) 第 42 議会第 1 回会議に提出され、「漁業法ならびに野生動植物の保護及び国際・州際取引の規制に関する法律(フカヒレの輸出入)改正法」(本条では「別法」と呼ぶ)と題する法案 S-238 が君主の同意を得たときは、本条第 2~7 項が適用される。

- (2) 本法 18.1 条より前に別法 2 条が発効したときは、同第 2 条により制定される漁業法 32 条を廃止する。
- (3) 別法第 2 条より前に本法第 18.1 条が発効したときは、同第 2 条は一度も発効しなかったものとみなし、廃止する。
- (4) 本法第 18.1 条と同日に別法第 2 条が発効したときは、同第 2 条は一度も発効しなかったものとみなし、廃止する。
- (5) 本法第 18.1 条より前に別法第 3・4 条が発効したときは、「野生動植物の保護及び国際・州際取引の規制に関する法律」の第 6(1.1)項及び第 10(1.1)項を廃止する。
- (6) 別法第 3・4 条より前に本法第 18.1 条が発効したときは、同第 3・4 条は一度も発効しなかったものとみなし、廃止する。
- (7) 本法第 18.1 条と同日に別法第 3・4 条が発効したときは、同第 3・4 条は一度も発効しなかったものとみなし、廃止する。

4-2 オーストリア木材取引監視法(HolzHÜG)

木材取引監視法の法的規制の全体像、2023.01.25 版

木材貿易の監督に関する連邦法(木材貿易監督法-HolzHÜG)

StF:BGBl.I No.178/2013 (NR:GP XXIV RV 2442 AB 2526 S.216.BR:FROM 9105 P. 823.)

変更

BGBl. I Nr. 167/2021 Bundesgesetzblatt Teileins, Nr. 167 aus 2021, (NR: GP XXVII RV 947 AB 989 S. 115. BR: AB 10699 S. 929.)

[CELEX-Nr.: 32018L2001]

前文

国民会議が決定しました。

1.一般条項

適用範囲

§ 1.(1) この連邦法は、その実施または移行のために使用されるものとする。

1. 欧州共同体に輸入される木材のための FLEGT ライセンス制度の確立に関する規則 (EC) No 2173/2005, OJ 2005 L 321, p.1. No. OJ L 347, 30.12.2005, p.1、及び
 2. 欧州共同体への木材の輸入のための FLEGT ライセンススキームの確立に関する規則 (EC) No 2173/2005 の適用に関する詳細な規則を規定する規則 (EC) No 1024/2008 などの補足または実施規定、OJ L 321, 30.12.2008, p. 1. No. OJ L 277, 18.10.2008, p.23、及び
 3. 木材及び木材製品を市場に出す事業者の義務を定めた規則(EU)No 995/2010, OJ L 321, 30.12.2010, p. 1.No. OJ L 295, 12.11.2010, p.23、及び
 4. 次のような補足または実施規定
 - a) 木材及び木材製品を市場に出す事業者の義務を定めた規則(EU)No. 995/2010 に基づく監視団体の承認及び承認の撤回に関する手続き規則に関する代表的規則(EU)No 363/2012, ABL. No. L 115, 27.04.2012 p.12、及び
 - b) 木材及び木材製品を市場に出す事業者の義務を定めた規則(EU)No. 995/2010 に基づき、監視機関が実施するデュー・デリジェンス制度及びチェックの頻度と種類に関する詳細な規則を定めた施行規則(EU)No. 607/2012, OJ L 321, 30.12.2012, p.1. No. L 177, 07.07.2012 p.16、及び
 5. 再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用促進に関する指令 2018/2001/EU, OJ L 329, 30.12.2018, p. 1. No. L 328, 21.12.2018 p. 82。
- (2) 第 1 項にいう法律行為の定義は、この連邦法に適用されるものとする。第三国とは、欧州連合の加盟国でない国、または欧州連合の加盟国として扱われない国を指すものとする。

当局

§ 2.(1) § 1 に言及された法律行為の実施及びこの連邦法の施行に関する権限のある当局は、他に定めのない限り、以下のとおりとする。

1. 連邦森林局

- a) §1 第1項第1号及び第2号で言及されている法的行為に関して。
 - b) §1 第1項第3号及び第4号で言及されている法的行為に関して、木材または木材製品が次の事項に関係している場合
 - aa) 第三国から欧州連合域内市場に輸入されたもの、または
 - bb) 他の欧州連合加盟国または欧州連合加盟国に準ずる国からオーストリアに持ち込まれたもの。
2. §1 第1項第3号及び第4号に言及された法律行為に関する地区行政当局。ただし、連邦森林局(Federal Agency for Forests)が第1号、文献bに従って権限を有している場合は、この限りではない。
- (2) 連邦森林局は、さらに、規則(EC) No 2173/2005 の第7(1)条の意味における欧州委員会のコンタクトパートナーとなるものとする。

オーストリア税関と他当局との協力関係

- §3.(1) オーストリア税関は、輸入に関して、第1項及び本連邦法に言及された法律行為の執行において行動するものとする。
- 1. パートナー国からの規則(EC) No 2173/2005 に従った木材製品及び
 - 2. 第三国からの規則(EU) No 995/2010 に基づく木材及び木材製品の提供を行うこと。
- (2) オーストリア税関は、特に
- 1. 税関活動の過程で入手した個人情報を含む情報で、§1に言及された法律行為の実施及び本法律の施行に必要なものを、連邦森林局または本連邦法の施行に関係するその他の当局に通知すること。
 - 2. 遅滞なく連邦森林局に通知すること。
 - a) §14 に基づく行政犯罪の疑いや報告、及び
 - b) 規則(EU) No 995/2010 の第2条、文献に基づく、違法伐採のリスクが極めて高い木材または木材製品の輸入。
 - 3. 規則(EC) No 1024/2008 の第10条に従い、連邦森林局の要請に基づき、召喚状を通知すること。
 - 4. 規則(EC) No 2173/2005 の第5条(7) に準拠した措置。及び
 - 5. 規則(EC) No 1024/2008 の第11条(2) に準拠した木材製品のみが、自由に流通できるようにリリースされること。
- (3) 連邦森林局は、第2項に基づく任務を遂行する目的で、オーストリア税関に次の情報を提供するものとする。Z2 文献 b は、木材と木材製品の違法伐採のリスクが非常に高いという基準である。
- (4) 規則(EU) No. 1158/2012, OJ L. 1. No. L 339, 12.12.2012 p. 1 によって最後に修正された、取引を規制することによる野生動植物種の保護に関する規則(EC) No338/97 OJL338, 30.12.1997, p. 1. No. L61 of 03.03.1997 S.1 の実施に責任を負う委員会は、§11(3)に従って本法の施行に協力するものとする。

2.当局の任務

監視・管理機関

- §4.(1) §2(1)に基づく管轄官庁は、§1(1)に言及する法律行為及び本法の規定の遵守を監視する責任を負うものとする。監督業務に携わる機関(監督機関)には身分証明書を発行し、監督業務中はこれを携帯し、要求があれば提示するものとする。

- (2) 監督機関は、特に次のことを行うものとする。
1. §5～8 に基づく措置を講じること。
 2. 公定法及び仮差押えの証明書ごとに記録を作成し、公定法の影響を受ける者にそれぞれ1部ずつ手渡すこと、及び
 3. 仮押さえを行った場合は、直ちに所轄の地方行政庁に通知すること。

接近禁止命令の発令

§5. 管轄官庁は、§2第1項に従って、差し迫った危険の場合、通知によって、または直接、廃棄の禁止を発行することができる。

1. 規則(EC) No 2173/2005 に定義される木材製品の出荷が、有効な FLEGT ライセンスの対象であるかどうか疑わしい場合、その出荷の輸入者。
2. 規則 (EU) No. 995/2010 の意味における木材及び木材製品のオペレーター。
 - a) 第4条第1項に反する、または
 - b) 本条例の第6条及び施行規則 (EU) No 607/2012 の第2条から第5条に関連する第4条第2項に反して、市場に出荷されている、または出荷されたことがある。

試験、サンプリング、検査、評価

§6.(1) §2(1)の権限のある当局は、§5(1)の木材製品又は§5(2)の木材及び木材製品の出荷を検査し、必要な範囲内にて無償でサンプルを採取し、検査し、評価することができるものとする。この検査は、第5条第1項にいう疑義又は第5条第2項にいう疑惑が存在しなくても実施することができる。

- (2) 適切な機関、その他の団体、または有能な人物を専門家として招き、調査を実施し、鑑定書を作成することができる。

第三国への転送の指示

§7.(1) 規則(EC) No 2173/2005 の意味における木材製品の出荷で、有効な FLEGT ライセンスのない輸入申告または輸入が判明した場合、連邦森林局は、通知により、または差し迫った危険がある場合、輸入者が1ヶ月以内に有効な FLEGT ライセンスを提示しなければ、輸入者は直ちに、実証的に第三国にその出荷を輸送しなければならないことを直ちに命じるものとする。

- (2) 規則(EU) No 995/2010 の意味における木材または木材製品で、以下のことが判明している場合。

1. 第4条第1項に反する、または
2. 本条例の第6条及び施行規則 (EU) No 607/2012 の第2条から第5条に関連する第4条第2項に反して、市場に出荷されている、または出荷されたことがある。

この場合、連邦森林局は、通告により、または差し迫った危険の場合、輸入者が1か月以内に木材または木材製品の合法的な原産地を証明できない限り、規則 (EU) No 995/2010 の Art 2(f)に従い、直ちに輸入者に命じるものとする。また、掛かる木材または木材製品を直ちに第三国に移送しなければならない。

破壊指令

§8. 第7条に基づく移動が不均衡な費用を伴う場合、連邦森林局は、木材製品、木材または木材製品が押収または没収されていない限り、通知により、または差し迫った危険の場合には直接、実証的に破壊するよう輸入者に命ずるものとする。

コストとリスク移転

- §9.(1) 第5条から第8条に基づく措置に関連する費用、第13条に基づく手数料の形で適用される場合、及び第7条に基づく移動の危険は、輸入者又は市場参加者が負担するものとする。
- (2) 第1項にかかわらず、第6項第1号に基づく措置に関連する費用は、第1項第1行目及び第4行目に言及される法律行為の違反が立証されない場合、当局が負担するものとする。

開示、援助、黙認の義務

- §10.(1) 個人及び法人格を有しない団体は、第1項及び本法の規定の遵守状況を監視するため、監督機関に提出するものとする。
1. 必要な情報を提供すること。
 2. 関連する書類を閲覧のために提出すること、電子記録の閲覧を許可すること、正当な場合には、要求に応じて紙媒体または電子データ媒体によるコピーを無料で提供すること、または合理的な期間内に提出すること。
 3. 合理的な期間内に無料で関連書類を提供すること。
 4. すべての財産、施設及び輸送手段へのアクセスを許可し、輸送手段及びコンテナを開放すること。
 5. 無償で検査、評価、サンプル採取を許可すること、及び
 6. 木材製品を輸送手段から降ろすために、サンプリングのための作業条件に精通した人及び必要な装置を提供すること。
- (2) 欧州委員会又は連邦農業・地域・観光省の職員は、検査機関の検査活動に同行することができるものとする。

データ通信量

- §11.(1) 連邦森林局は、FLEGT ライセンスの検証結果を直ちにオーストリア税関に通知するものとする。
- (2) §2 第1項 及び §3 に従う当局は、欧州委員会及び欧州連合の他の加盟国または第三国の管轄当局に、すべての情報を送信する権利を有するものとする。これには、§1 で言及されている法的行為の実施のために EU 法の下で必要とされる個人データが含まれるものとする。
- (3) 第2条第1項の当局、規則(EC) No 338/97 の施行に関係する当局、行政裁判所及び通常の裁判所は、第1項に言及する法律行為の実施及びこの連邦法の施行に必要な、個人情報を含む情報を相互に提供するものとする。特に、連邦森林局及び連邦農業・地域・観光大臣は、通知及び調査結果を通知され、要求に応じて、地方行政当局及び行政裁判所がその通知の結果行った手続きに関する、個人情報を含むすべての情報を提供されるものとする。
- (4) 第2条第1項に言及された当局及びオーストリア税関は、FLEGT ライセンスに含まれるデータの交換・記録及び規則(EU) No 995/2010 の実施のために、電子システムを使用することができるものとする。

欧州連合への報告

- §12.(1) 森林連邦庁は、
1. 規則 (EC) No 2173/2005 の第8条 (1) に従い、及び
 2. 規則 (EU) No 995/2010 第8条第4項及び第20条 (1) に従い、報告書を作成するものとする。これらの報告書の草稿は、検討され、必要であれば修正されるのに間に合うように、

連邦農業・地域・観光大臣に提出されるものとする。

- (2) 連邦農業・地域・観光大臣は、第 1 項に従って報告書を欧州委員会に送信し、インターネット上で公開するものとする。
- (3) § 2 第 1 項第 2 号す及び § 3 に従う当局は、連邦森林局に、第 1 項で言及されているレポートの作成に必要な情報をタイムリーに提供するものとする。

料金

§ 13. この法律の施行に際しての連邦森林局の活動については、BFW 法第 3 条第 6 項に従って費用負担金を設定するものとする。

1. § 1 第 1 項、第 1 号及び第 2 号で言及されている法的行為に関する次のこと
 - a) 輸入業者による FLEGT ライセンスの検証。
 - b) 輸入業者による § 5 から § 8 までの措置と
 - c) これらの行為に対する侵害が認められた場合、及び
2. § 1 第 1 項、第 3 号 及び第 4 号で言及されている法的行為に関して、これらの法的行為の侵害が支払われるべきであると判断された場合。

この法律の実施における連邦森林局の活動には、地区行政当局及び行政裁判所の手続きにおける活動も含まれるものとする。

3. 罰則規定と最終規定

罰則規定

§ 14.(1) 以下の者は行政犯罪を犯したとみなされる。

1. 規則 (EC) No 2173/2005 の第 4 条 (1) に反して、欧州連合に木材製品を輸入している。
2. 規則 (EU) No 995/2010 の第 4 条 (1) に反して、木材または木材製品を市場に出している。
3. 規則 (EU) No 995/2010 の第 4 条 (3) に反して、そこに言及されているデュー・デリジェンス システムを最新、正確、または完全に維持していない、または定期的に評価していない。
4. 規則 (EU) No. 995/2010 の第 5 条第 1 号に基づく情報が、記録に記載されていないか、要求に応じて管轄当局に提供されていないか、規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味における市場への出荷が、要求時に 5 年以上さかのぼらない限り、正確に、完全に、またはタイムリーに提供されていない。
5. 施行規則 (EU) No. 607/2012 の第 3 条に関連する規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1)(a) に従った情報が記録によって文書化されていない、または要求に応じて管轄当局が利用できるようにしない、または規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味での市場投入が要求から 5 年以上さかのぼらない限り、正しく、完全に、または適時にそうしない。
6. 所轄官庁から要請された実施規則 (EU) No 607/2012 の第 5 条 (2) に関連して、規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味における市場への出荷が、要求時に 5 年以上さかのぼらない限り、規則 (EU) No 995/2010 の 第 6 条(1)(b) に従って、リスク評価手順を適用しないか、リスク評価手順の証拠を提供しない。
7. 所轄官庁から要請された実施規則 (EU) No 607/2012 の第 5 条 (2) に関連して、規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味における市場への出荷が、要求時に 5 年以上さかのぼらない限り、規則 (EU) No 995/2010 の Art 6(1)(c) に従って、リスク軽減手順を適用しないか、リスク軽減手順の証拠を提供しない。

8. §5、§7または§8に従って命じられ、これらの規定の要件に従う措置に従わないか、適時に従わない。
 9. §10第1項第1号または第2号に反して、情報または文書を提供または利用可能にしない、またはそのような情報または文書を正確に、完全に、または時間通りに提供または利用可能にしない。または、
 10. §10(1)(3)から(5)に反して措置を容認せず、または援助を提供しなかった場合。
- (2) 行政罰は、地区行政当局によって起訴されるものとする。
1. 第1項(1)、(2)及び(8)の場合、45,000ユーロ以下の罰金、及び
 2. 第1項第3、7、9、10号の場合
最大25,000ユーロの罰金。
- (3) 第1項(1)または(2)に基づく行政犯罪を故意に犯し、当該犯罪により既に少なくとも一度は処罰されている者は、2,000ユーロから10万ユーロの罰金に処されるものとする。
- (4) 第1項から第3項までの規定は、その犯罪が他の行政規定によってより厳罰に処せられる場合には、適用されないものとする。
- (5) §1991年行政処罰法(VStG)第33a節、BGBl.No.52/1991)には該当しないものとする。

差し押さえと没収

- §15.(1) §14に基づく行政罰の場合、地区行政当局は、手続の対象である規則(EC)No2173/2005に基づく木材製品または規則(EU)No995/2010に基づく木材及び木材製品の没収という刑罰を宣告し、没収を確保するためにその押収を命ずることができる。
- (2) 差し押さえの代わりに金銭を支払うという命令は許されない。
- (3) 朽ち果てた木材製品及び朽ち果てた木材または朽ち果てた木材製品は、経済的に実行可能と思われる場合、有益に回収するものとし、規則(EC) No 338/97の対象にはならないものとする。それ以外の場合は、旧所有者の費用負担で破棄するものとする。

プリスクリプションの権限

- §16.(1) 農業・地域・観光担当連邦大臣は、必要な範囲内で、以下のことを行うことができるものとする。
1. 規則(EC) No. 2173/2005の第4条第1項に基づく禁止事項の施行、及び第1条第1項第2項に基づく補足規定及び実施規定と併せて、または
 2. 規則(EU) No. 995/2010の第4条に基づく市場参加者の義務の執行は、§1第1項第4号に基づく補足規定及び実施規定と併せて、
特に、調査に関するより詳細な規定を発行するものとする。これには、サンプリングと分析方法、及び情報提供、支援、黙認の義務の詳細が含まれるものとする。
- (2) 連邦農業・地域・観光大臣は、再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用促進に関する指令2018/2001/EU、OJ. No. OJ L 328, 21.12.2018, p. 82に従い、連邦気候保護、環境、エネルギー、モビリティ、革新、技術担当大臣との合意に基づき、条例により、再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用の分野で措置を採択することができるものとする。これは、持続可能性基準と温室効果ガス削減基準、及び森林バイオマス部門の検証と管理に関する詳細を定めるものとする。

強制執行条項

- §17. この連邦法の施行は、以下に従うものとする。

1. の、税関庁オーストリアに関する限り、連邦財務大臣。
2. § 13のうち、農業・地域・観光担当の連邦大臣が財務大臣と合意したもの、かつ
3. 場合により、農業、地域、観光担当の連邦大臣がその他の規定

言語的な平等性

§ 18. この連邦法で用いられるすべての人称は、女性及び男性のいずれの性別の者にも等しく適用されるものとする。

法規制に関する言及

§ 19. 本連邦法における他の連邦法または欧州連合の直接適用法への言及は、それぞれの適用版への言及として理解されるものとする。

発効日

§ 20.(1) この連邦法は、公布された日の終りに効力を生ずるものとする。

- (2) § 1(1)、§ 3 及び当該(1)から(4)の見出し、§ 4(2)第 1 号から第 3 号、§ 5、§ 6(1)、§ 7(2)、§ 10(1)第 3 号から第 6 号及び第 2 項、§ 11(1)、(3)及び(4)、§ 12(1)及び(2)、§ 13、§ 14(1)第 6 号～第 10 号、§ 14(2)第 1 号及び第 2 号、(3)及び(5)、§ 16(1)及び(2)は、連邦法 BGBl I No. 167/2021 のバージョンの見出し及び § 17 第 1 号から第 3 号とともに、公布の日の終わりに発効するものとする。